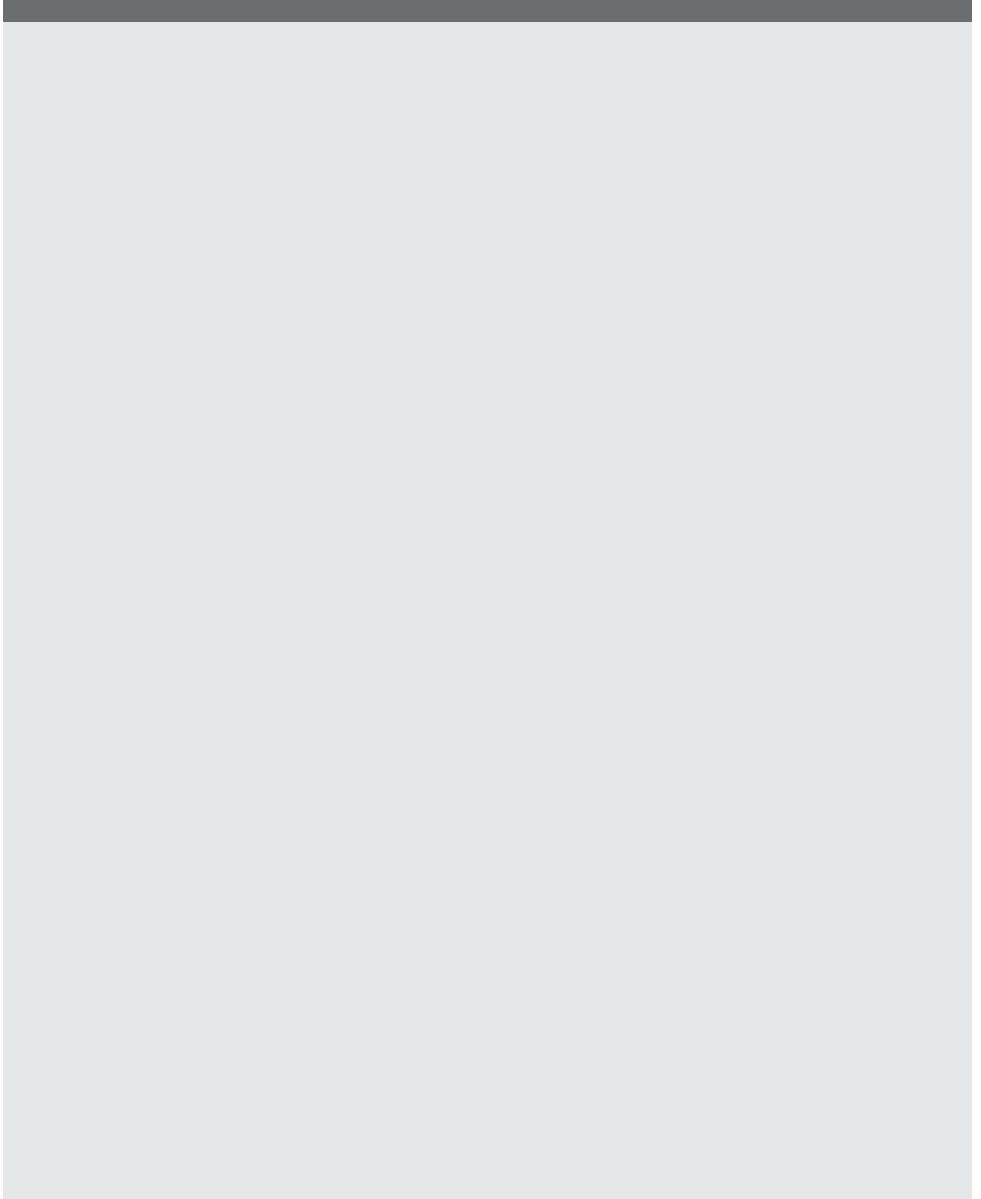


資料編



1. 政府開発援助大綱（和・英）

政府開発援助大綱の改定について

平成 15 年 8 月 29 日
閣議決定

平成 4 年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで 10 年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対して ODA を通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODA に対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODA を効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODA の戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国の ODA に対する内外の理解を深めるため、次のとおり ODA 大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念——目的、方針、重点

1. 目的

我が国 ODA の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODA により経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球

的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることが、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODA を積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODA を通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODA を通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODA は今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODA を一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国 ODA の最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した

「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開

発途上国の人間開発，社会開発を支援する。同時に，貧困削減を達成するためには，開発途上国の経済が持続的に成長し，雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり，そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易，投資及び人の交流を活性化し，持続的成長を支援するため，経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに，政策立案，制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には，知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力，情報通信技術（ICT）の分野における協力，留学生の受入れ，研究協力なども含まれる。

また，我が国の ODA と途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され，総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため，我が国の ODA と貿易保険や輸出入金融など ODA 以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに，民間の活力や資金を十分活用しつつ，民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題，感染症，人口，食料，エネルギー，災害，テロ，麻薬，国際組織犯罪といった地球規模の問題は，国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり，我が国も ODA を通じてこれらの問題に取り組むとともに，国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには，紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり，そのような取組の一環として，上記のような貧困削減や格差の是正のための ODA を実施する。さらに，予防や紛争下の緊急人道支援とともに，紛争の終結を促進するための支援から，紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで，状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には，ODA を活用し，例えば和平プロセス促進のための支援，難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援，元兵士の武装解除，動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援，さらに経済社会開発に加え，政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば，日本と緊密な関係を有し，日本の安全と繁栄に大きな

影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干渉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部

人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODA の成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後の ODA 政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODA の実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA 実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA 大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

政府開發援助大綱（英文訳）

Revision of Japan's Official Development Assistance Charter

Cabinet Decision

August 29, 2003

Japan's Official Development Assistance (ODA) Charter, approved by the Cabinet in 1992, has been the foundation of Japan's aid policy for more than 10 years. The world has changed dramatically since the Charter was first approved, and today there is an urgent need for the international community, including Japan, to address new development challenges such as peace-building. Faced with these new challenges, many developed countries are strengthening their ODA policy, to deal with the serious problems that developing countries face. At the same time, not only governments and international organisations, but many other stakeholders are also assisting developing countries. All stakeholders engaged in development assistance are strengthening their mutual collaboration.

In line with the spirit of the Japanese Constitution, Japan will vigorously address these new challenges to fulfill its responsibilities commensurate with its national strength and its standing in the international community. In this regard, it is important to have public support for ODA. It is essential to effectively implement ODA, fully taking into account the domestic economic and fiscal situation as well as the views of the Japanese people.

Against this background, the Government of Japan has revised the ODA Charter, with the aim of enhancing the strategic value, flexibility, transparency, and efficiency of ODA. The revision also has the aim of encouraging wide public participation and of deepening the understanding of Japan's ODA policies both within Japan and abroad.

Japan's Official Development Assistance Charter

I. Philosophy: Objectives, Policies, and Priorities

1. Objectives

The Objectives of Japan's ODA are to contribute to the peace and development of the international community, and thereby to help ensure Japan's own security and prosperity.

Taking advantage of Japan's experience as the first nation in Asia to become a developed country, Japan has utilized its ODA to actively support economic and social infrastructure development, human resource development, and institution building. Consequently, Japan has significantly contributed to the economic and social development of developing countries, especially in East Asia.

Amid the post-Cold War advancement of globalization, the international community presently finds itself in a new environment, grappling with a multiplicity of problems such as the gap between the rich and the poor; ethnic and religious conflicts; armed conflicts; terrorism; suppression of freedom, human rights, and democracy; environmental problems; infectious diseases; and gender issues.

In particular, humanitarian problems, such as extreme poverty, famine, refugee crises, and natural disasters, as well as global issues such as those related to the environment and water, are important issues that need to be addressed in order for the international community as a whole to achieve sustainable development. These problems are cross border issues that present a grave threat to each and every human being.

Furthermore, conflicts and terrorism are occurring more frequently and they are becoming even more serious issues. Preventing conflicts and terrorism, and efforts to build peace, as well as efforts to foster democratization, and to protect human rights and the dignity of individuals have become major issues inherent to the stability and development of the international community.

Japan, as one of the world's leading nations, is determined to make best use of ODA to take the initiative in addressing these issues. Such efforts will in turn benefit Japan itself in a number of ways, including by promoting friendly relations and people-to-people exchanges with other countries, and by strengthening Japan's standing in the international arena.

In addition, as nations deepen their interdependence, Japan, which enjoys the benefits of international trade and is heavily dependent on the outside world for resources, energy and food, will proactively contribute to the stability and development of developing countries through its ODA. This correlates closely with assuring Japan's security and prosperity and promoting the welfare of its people. In particular, it is essential that Japan make efforts to enhance economic partnership and vitalize exchange with other Asian countries with which it has particularly close relations.

Japan aspires for world peace. Actively promoting the aforementioned efforts with ODA, and manifesting this posture both at home and abroad is the most suitable policy for gaining sympathy and support from the international community for Japan's position. Therefore, Japan's ODA will continue to play an important role in the years to come.

2. Basic Policies

In order to achieve the objectives outlined above, Japan will carry out ODA even more strategically, in accordance with the following basic policies.

(1) Supporting self-help efforts of developing countries

The most important philosophy of Japan's ODA is to support the self-help efforts of developing countries based on good governance, by extending cooperation for their human resource development, institution building including development of legal systems, and economic and social infrastructure building, which constitute the basis for these countries' development. Accordingly, Japan respects the ownership by developing countries, and places priorities on their own development strategies.

In carrying out the above policy, Japan will give priority to assisting developing countries that make active efforts to pursue peace, democratization, and the protection of human rights, as well as structural reform in the economic and social spheres.

(2) Perspective of "Human Security"

In order to address direct threats to individuals such as conflicts, disasters, infectious diseases, it is important not only to consider the global, regional, and national perspectives, but also to consider the perspective of human security, which focuses on individuals. Accordingly, Japan will implement ODA to strengthen the capacity of local communities through human resource development. To ensure that human dignity is maintained at all stages, from the conflict stage to the reconstruction and development stages, Japan will extend assistance for the protection and empowerment of individuals.

(3) Assurance of fairness

In formulating and implementing assistance policies, Japan will take steps to assure fairness. This should be achieved by giving consideration to the condition of the socially vulnerable, and the gap between the rich and the poor as well as the gap among various regions in developing countries. Furthermore, great attention will be paid with respect to factors such as environmental and social impact on developing countries of the implementation of ODA.

In particular, the perspective of gender equality is important. Japan will make further efforts to improve the status of women, giving full consideration to the active participation of women in development, and to ensuring that women reap benefits from development.

(4) Utilization of Japan's experience and expertise

Japan will utilize its own experience in economic and social development as well as in economic cooperation when assisting the development of developing countries, fully taking into account the development policies and assistance needs of developing countries. Japan will also utilize its advanced technologies, expertise, human resource, and institutions.

Implementation of ODA will be coordinated with key Japanese policies to ensure policy coherence, taking into consideration implications for Japan's economy and society.

(5) Partnership and collaboration with the international community

Mainly with the initiative of international organizations, the international community is sharing more common development goals and strategies and various stakeholders are increasingly coordinating their aid activities. Japan will participate in this process, and endeavor to play a leading role. In parallel with such efforts, Japan will pursue collaboration with United Nations organizations, international financial institutions, other donor countries, NGOs, private companies, and other entities. In particular, Japan will enhance collaboration with international organizations that possess expertise and political neutrality, and will endeavor to ensure that Japan's policies are reflected appropriately in the management of those organizations.

In addition, Japan will actively promote South-South cooperation in partnership with more advanced developing countries in Asia and other regions. Japan will also strengthen collaboration with regional cooperation frameworks, and will support region-wide cooperation that encompasses several countries.

3. Priority Issues

In accordance with the objectives and basic policies set out above, the following are Japan's priority issues.

(1) Poverty reduction

Poverty reduction is a key development goal shared by the international community, and is also essential for eliminating terrorism and other causes of instability in the world. Therefore, Japan will give high priorities to providing assistance to such sectors as education, health care and welfare, water and sanitation and agriculture, and will support human and social development in the developing countries. At the same time, sustainable economic growth, increase in employment, and improvement in the quality of life are indispensable for realizing poverty reduction and Japan places importance on providing

assistance for these issues accordingly.

(2) Sustainable growth

In order to invigorate developing countries' trade and investment, as well as people-to-people exchanges, and to support sustainable growth, Japan will place importance on providing assistance for the development of the socioeconomic infrastructure —a key factor for economic activity, and also for policy-making, the development of institutions, and human resource development. This will include (i) cooperation in the field of trade and investment including the appropriate protection of intellectual property rights and standardization, (ii) cooperation in the field of information and communications technology (ICT), (iii) the acceptance of exchange students, and (iv) cooperation for research.

In addition, Japan will endeavor to ensure that its ODA, and its trade and investment, which exert a substantial influence on the development of recipient countries, are carried out in close coordination, so that they have the overall effect of promoting growth in developing countries. To that end, Japan will make efforts to enhance coordination between Japan's ODA and other official flows such as trade insurance and import and export finance. At the same time, private-sector economic cooperation will be promoted, making full use of private-sector vitality and funds.

(3) Addressing global issues

As for global issues such as global warming and other environmental problems, infectious diseases, population, food, energy, natural disasters, terrorism, drugs, and international organized crime, further efforts must be given immediately and in a coordinated manner by the international community. Japan will address these issues through ODA and will play an active role in the creation of international norms.

(4) Peace-building

In order to prevent conflicts from arising in developing regions, it is important to comprehensively address various factors that cause conflicts. As part of such undertakings, Japan will carry out ODA to achieve poverty reduction and the correction of disparities, as referred to above. In addition to assistance for preventing conflicts and emergency humanitarian assistance in conflict situations, Japan will extend bilateral and multilateral assistance flexibly and continuously for peace-building in accordance with the changing situation, ranging from assistance to expedite the ending of conflicts to assistance for the consolidation of peace and nation-building in post-conflict situations.

For example, ODA will be used for: assistance to facilitate the peace processes; humanitarian and rehabilitation assistance, such as assistance for displaced persons and for the restoration of basic infrastructure; assistance for assuring domestic stability and security, including disarmament, demobilization, and reintegration of ex-combatants (DDR), and the collection and disposal of weapons, including demining; and assistance for reconstruction, including social and economic development and the enhancement of the administrative capabilities of governments.

4. Priority Regions

In light of the objectives stated above, Asia, a region with close relationship to Japan and which can have a major impact on Japan's stability and prosperity, is a

priority region for Japan. However, Japan will strategically prioritize assistance to Asian countries, fully taking into account the diversity of the Asian countries' socioeconomic conditions and changes in their respective assistance needs. In particular, the East Asian region which includes ASEAN is expanding and deepening economic interdependency and has been making efforts to enhance its regional competitiveness by maintaining economic growth and strengthening integration in recent years. ODA will be utilized to forge stronger relations with this region and to rectify disparities in the region, fully considering such factors as the strengthening of economic partnership with East Asian countries.

Also, Japan will give due consideration to the large population of impoverished people in South Asia. With respect to Central Asia and the Caucasus region, assistance will be provided to promote democratization and transition to market economies.

Japan will prioritize its assistance for other regions on the basis of the objectives, basic policies, and priority issues set out in this Charter, giving consideration to the needs for assistance and the state of development in each region.

Africa has a large number of least developed countries, and is affected by conflicts and serious development issues, amid which self-help efforts are being stepped up. Japan will provide assistance for these efforts.

The Middle East is an important region for energy supply and for the peace and stability of the international community, but it has destabilizing factors including the situation of Middle East peace process. Japan will provide assistance toward social stability and the consolidation of peace.

Latin America includes countries that are relatively well developed, but also island nations with fragile economies. Taking into consideration the disparities arising within the region as well as within countries, Japan will extend the necessary cooperation.

With respect to Oceania, assistance will be provided, as there are numerous vulnerable island nations.

II. Principle of ODA Implementation

In line with the philosophy set out above, Japan's ODA will be provided by comprehensively taking into account developing countries' need for assistance, socio-economic conditions, and Japan's bilateral relations with the recipient country, and ODA will be provided in accordance with the principles of the United Nations (especially sovereign equality and non-intervention in domestic matters) as well as the following points:

- (1) Environmental conservation and development should be pursued in tandem.
- (2) Any use of ODA for military purposes or for aggravation of international conflicts should be avoided.
- (3) Full attention should be paid to trends in recipient countries' military expenditures, their development and production of weapons of mass destruction and missiles, their export and import of arms, etc., so as to maintain and strengthen international peace and stability, including the prevention of terrorism and the proliferation of weapons of mass destruction, and from the viewpoint that developing countries should place appropriate priorities in the allocation of their resources on their own economic and social development.
- (4) Full attention should be paid to efforts for promoting democratization and

the introduction of a market-oriented economy, and the situation regarding the protection of basic human rights and freedoms in the recipient country.

III. Formulation and Implementation of ODA Policy

1. System of Formulation and Implementation of ODA Policy

(1) Coherent formulation of ODA policy

In order to ensure that the government in its entirety implements ODA efficiently and effectively in a unified and coherent manner pursuant to this Charter, medium-term ODA policies and country assistance programs will be formulated, taking into account the partnership and collaboration with the international community referred to in the Basic policies and ODA policies will be formulated and implemented in accordance with them. Country assistance programs will be drawn up for major recipient countries, and will set out explicitly the points to which priority is to be given, based on Japan's aid policy, and reflecting the recipient countries' true assistance needs.

In accordance with these medium-term ODA policies and country assistance programs, various methods of assistance—financial cooperation in the form of loans and grants, and technical cooperation—will be linked together effectively so as to take full advantage of the characteristics of each method. At the same time, Japan will be mindful of balance between hardware type cooperation such as construction and provision of equipment, and software type cooperation such as technical cooperation and institution building. Each method will be reviewed appropriately.

(2) Collaboration among related government ministries and agencies

In order to ensure that the government as a whole formulates and implements policies in a unified and coherent manner, under the auspices of the Council of Overseas Economic Cooperation-Related Ministers, the Ministry of Foreign Affairs will play the central coordinating role in strengthening broad collaboration between the ODA-related government ministries and agencies, including by means of personnel exchanges and by utilizing the expertise of those related ministries and agencies. For this purpose, the government ministries and agencies will actively use consultation for a such as the Inter-Ministerial Meeting on ODA.

(3) Collaboration between government and implementing agencies

While making clear the roles of the government and the implementing agencies (the Japan International Cooperation Agency and the Japan Bank for International Cooperation) and the apportionment of responsibilities among them, collaboration will be strengthened, including by means of personnel exchanges to ensure an organic linkage between the government and the implementing agencies. In addition, implementing agencies will strengthen their mutual collaboration.

(4) Strengthening of policy consultation

In formulating and implementing assistance policies, it is essential to fully grasp the development policies and assistance needs of developing countries by engaging actively in policy consultation before requests are made by developing countries. At the same time, Japan will set out its assistance policies to the developing countries through dialogue, and the development policies of developing countries and Japan's assistance policy will be reconciled in order to

maximize the effect of Japan's aid within those developing countries' development strategies. Furthermore, Japan will support efforts by developing countries to improve their policies and systems, including the ability to formulate and implement assistance projects. Japan will also take into consideration whether such efforts by the developing countries are sufficient in the formulation and implementation of ODA.

- (5) Strengthening of the functions of field missions in the policy-making process and in implementation

The functions of field missions (primarily overseas diplomatic missions and offices of implementing agencies) will be strengthened, so that they will be able to play a leading role in the policy-making process and in implementation. In particular, steps will be taken to develop a framework for strengthening the system, including through the use of outside personnel. Japan will also make efforts to make comprehensive and accurate assessments of developing countries' development policies and assistance needs, primarily at the local level. Japan will comprehensively identify local socioeconomic conditions and other aspects through local interested parties.

- (6) Collaboration with aid-related entities

Collaboration with Japanese NGOs, universities' local governments, economic organizations, labor organizations, and other related stakeholders will be strengthened to facilitate their participation in ODA and to utilize their technologies and expertise. Japan will also seek to collaborate with similar entities overseas, particularly in developing countries. In addition, in the implementation of ODA, appropriate use will be made of the technologies and expertise of Japanese private companies.

2. Increasing public participation

- (1) Broad participation by Japanese citizens from all walks of life

The government will take measures to foster participation in assistance activities by Japanese citizens from all walks of life, and to promote these citizens' interaction with developing countries. Such measures will include providing sufficient information, listening to public opinion, soliciting proposals for ODA activities, and extending cooperation to volunteer activities.

- (2) Human resource development and development research

The government will make efforts to foster aid personnel with the necessary expertise and to increase the opportunities for aid personnel to be active both within Japan and overseas. In parallel with these efforts, high-quality personnel, such as persons with considerable overseas experience and extensive knowledge, will be widely sought and be encouraged to participate in ODA activities.

In addition, the government will encourage regional studies relating to developing countries and research on development policy, to promote accumulation of Japan's intellectual assets in the development sphere.

- (3) Development education

Development education is important for promoting public understanding with respect to international cooperation including ODA, and for fostering people that will be engaged in international cooperation in the future. In this perspective, the government will take measures in schools and on other occasions to carry out more widespread education on development issues, such as the prob-

lems that face developing countries, relations between Japan and developing countries and the role that development assistance should play. Necessary educational materials will be distributed and teachers will be trained.

(4) Information disclosure and public relations

It is important for information on ODA policy, implementation, and evaluation to be disclosed widely and promptly to ensure the sufficient transparency, and for it to be publicized actively. Therefore, the government will use a variety of means to provide information in easy-to-understand formats, and to create opportunities for Japanese citizens to come into contact with ODA activities that Japan is undertaking.

In addition, the government will make enhanced efforts to disseminate information regarding Japan's ODA to developing countries as well as other donors.

3. Matters Essential to Effective Implementation

(1) Enhancement of evaluation

The government will carry out consecutive evaluations at all stages, i.e. ex-ante, mid-term and ex-post, and evaluations at each level, i.e. policy, program, and project. Furthermore, in order to measure, analyze and objectively evaluate the outcome of ODA, third-party evaluations conducted by experts will be enhanced while the government undertakes policy evaluations. The evaluation results will be reflected in subsequent ODA policy-making and efficient and effective implementation.

(2) Ensuring appropriate procedures

The government will adopt procedures to ensure that full consideration is given to the environmental and social impact of implementation of ODA. The government will make efforts to conduct appropriate and efficient procurement with regard to quality and price. At the same time, while ensuring these aspects, the procedures will be simplified and accelerated.

(3) Prevention of fraud and corruption

The government will implement appropriate measures to ensure the transparency of the activity-selection and implementation process, and to prevent fraud, corruption, and improper diversion of aid. In addition, the government will make efforts to assure the appropriate use of funds by enhancing auditing, including through the introduction of external audits.

(4) Ensuring the safety of ODA personnel

Safeguarding the lives and personal safety of ODA personnel is a prerequisite for the implementation of ODA. The government will fully obtain security related information and will take appropriate measures.

VI. Reporting on the Status of Implementation of the Official Development Assistance Charter

The government will report the status of the implementation of the Official Development Assistance Charter in the "White paper on Official Development Assistance (ODA)," which is reported annually to the Cabinet.

2. 援助条件のグラント・エレメント換算表 (半年賦償還)

償還期間(年) 据置期間(年) 金利(%)	6	7	8	9	10				12	
	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	4.0	5.0	3.0	5.0
0.00	27.55	34.14	36.92	39.53	42.00	45.03	47.86	50.51	49.39	54.57
0.25	26.84	33.26	35.97	38.52	40.93	43.88	46.64	49.22	48.12	53.17
0.50	26.14	32.39	35.03	37.51	39.85	42.73	45.41	47.93	46.86	51.78
0.75	25.43	31.51	34.08	36.50	38.77	41.57	44.19	46.63	45.59	50.38
1.00	24.73	30.64	33.13	35.48	37.70	40.42	42.96	45.34	44.33	48.98
1.25	24.02	29.76	32.19	34.47	36.62	39.27	41.74	44.05	43.06	47.58
1.50	23.32	28.89	31.24	33.46	35.55	38.11	40.51	42.75	41.80	46.19
1.75	22.61	28.02	30.30	32.45	34.47	36.96	39.28	41.46	40.53	44.79
2.00	21.90	27.14	29.35	31.43	33.40	35.81	38.06	40.17	39.27	43.39
2.25	21.20	26.27	28.41	30.42	32.32	34.65	36.83	38.87	38.00	41.99
2.50	20.49	25.39	27.46	29.41	31.25	33.50	35.61	37.58	36.74	40.60
2.75	19.79	24.52	26.52	28.40	30.17	32.35	34.38	36.28	35.48	39.20
3.00	19.08	23.64	25.57	27.38	29.09	31.19	33.15	34.99	34.21	37.80
3.25	18.38	22.77	24.63	26.37	28.02	30.04	31.93	33.70	32.95	36.40
3.50	17.67	21.90	23.68	25.36	26.94	28.89	30.70	32.40	31.68	35.01
3.75	16.97	21.02	22.73	24.35	25.87	27.73	29.48	31.11	30.42	33.61
4.00	16.26	20.15	21.79	23.33	24.79	26.58	28.25	29.82	29.15	32.21
4.25	15.55	19.27	20.84	22.32	23.72	25.43	27.03	28.52	27.89	30.81
4.50	14.85	18.40	19.90	21.31	22.64	24.27	25.80	27.23	26.62	29.42
4.75	14.14	17.53	18.95	20.30	21.56	23.12	24.57	25.93	25.36	28.02
5.00	13.44	16.65	18.01	19.28	20.49	21.97	23.35	24.64	24.09	26.62
5.25	12.73	15.78	17.06	18.27	19.41	20.81	22.12	23.35	22.83	25.22
5.50	12.03	14.90	16.12	17.26	18.34	19.66	20.90	22.05	21.56	23.82
5.75	11.32	14.03	15.17	16.25	17.26	18.51	19.67	20.76	20.30	22.43
6.00	10.62	13.15	14.23	15.23	16.19	17.35	18.44	19.47	19.03	21.03
6.25	9.91	12.28	13.28	14.22	15.11	16.20	17.22	18.17	17.77	19.63
6.50	9.21	11.41	12.34	13.21	14.03	15.05	15.99	16.88	16.50	18.23
6.75	8.50	10.53	11.39	12.20	12.96	13.89	14.77	15.59	15.24	16.84
7.00	7.79	9.66	10.44	11.19	11.88	12.74	13.54	14.29	13.97	15.44
7.25	7.09	8.78	9.50	10.17	10.81	11.59	12.32	13.00	12.71	14.04
7.50	6.38	7.91	8.55	9.16	9.73	10.43	11.09	11.70	11.44	12.64

[注] 本グラント・エレメント換算表は当該借款が

- (1) 融資承諾日に一括して貸付実行
- (2) 元本部分の返済は年2回均等支払
- (3) 利息部分の返済は、約定返済日における未払残高に対して支払われる
という条件のもとで行われるとして、下記のDACによる換算式より求めたものである

$$\left(1 - \frac{R/A}{D}\right) * \left[1 - \frac{\frac{1}{(1+D)^{A*INT}} - \frac{1}{(1+D)^{A*M}}}{(A*M - A*INT)*D}\right]$$

ここでの略号の定義は以下のとおり

GE: 借款の表面価額に対するパーセント表示によるグラント・エレメント

13			15			17			償還期間 (年)	据置期間 (年)	金利 (%)
3.0	4.0	5.0	3.0	4.0	5.0	3.0	4.0	5.0			
51.38	53.99	56.43	55.04	57.51	59.82	58.31	60.65	62.84	0.00		
50.07	52.61	54.98	53.63	56.04	58.29	56.81	59.10	61.23	0.25		
48.75	51.22	53.53	52.22	54.57	56.76	55.32	57.55	59.63	0.50		
47.43	49.84	52.09	50.81	53.09	55.22	53.83	55.99	58.02	0.75		
46.12	48.46	50.64	49.40	51.62	53.69	52.33	54.44	56.41	1.00		
44.80	47.08	49.20	47.99	50.15	52.16	50.84	52.89	54.80	1.25		
43.49	45.69	47.75	46.58	48.68	50.63	49.35	51.33	53.19	1.50		
42.17	44.31	46.31	45.17	47.20	49.10	47.85	49.78	51.58	1.75		
40.86	42.93	44.86	43.76	45.73	47.56	46.36	48.23	49.97	2.00		
39.54	41.55	43.42	42.35	44.26	46.03	44.87	46.67	48.36	2.25		
38.22	40.16	41.97	40.95	42.78	44.50	43.37	45.12	46.75	2.50		
36.91	38.78	40.53	39.54	41.31	42.97	41.88	43.57	45.14	2.75		
35.59	37.40	39.08	38.13	39.84	41.44	40.39	42.01	43.53	3.00		
34.28	36.01	37.64	36.72	38.37	39.90	38.90	40.46	41.92	3.25		
32.96	34.63	36.19	35.31	36.89	38.37	37.40	38.91	40.31	3.50		
31.64	33.25	34.75	33.90	35.42	36.84	35.91	37.35	38.70	3.75		
30.33	31.87	33.30	32.49	33.95	35.31	34.42	35.80	37.09	4.00		
29.01	30.48	31.86	31.08	32.47	33.78	32.92	34.25	35.48	4.25		
27.70	29.10	30.41	29.67	31.00	32.24	31.43	32.69	33.87	4.50		
26.38	27.72	28.97	28.26	29.53	30.71	29.94	31.14	32.26	4.75		
25.06	26.34	27.52	26.85	28.05	29.18	28.44	29.59	30.66	5.00		
23.75	24.95	26.08	25.44	26.58	27.65	26.95	28.03	29.05	5.25		
22.43	23.57	24.63	24.03	25.11	26.12	25.46	26.48	27.44	5.50		
21.12	22.19	23.19	22.62	23.64	24.58	23.96	24.93	25.83	5.75		
19.80	20.81	21.74	21.21	22.16	23.05	22.47	23.37	24.22	6.00		
18.48	19.42	20.30	19.80	20.69	21.52	20.98	21.82	22.61	6.25		
17.17	18.04	18.85	18.39	19.22	19.99	19.48	20.27	21.00	6.50		
15.85	16.66	17.41	16.98	17.74	18.46	17.99	18.71	19.39	6.75		
14.54	15.27	15.96	15.57	16.27	16.92	16.50	17.16	17.78	7.00		
13.22	13.89	14.52	14.16	14.80	15.39	15.00	15.61	16.17	7.25		
11.91	12.51	13.07	12.75	13.33	13.86	13.51	14.05	14.56	7.50		

- R : 当該借款の年利率
- A : 年あたり支払回数 (本表では a = 2)
- D : 1 返済期あたり割引率 (DAC では慣行として年 10% を使っている。半年賦払の場合は 4.8809% になる。)
- G : 据置期間
- M : 償還期間 (融資承諾日から最後の元本返済日までの期間)
- INT : 融資承諾日から第 1 回の元本返済日までの期間 (interval to first repayment) から 1 回の返済間隔 (本表においては半年) をマイナスした期間

[資料] DAC 資料

(つづき)

償還期間 (年) 据置期間 (年) 金利 (%)	20			25			30	35	40	50
	0.0	5.0	7.0	5.0	7.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
0.00	55.02	66.78	70.44	72.07	75.31	79.38	82.66	85.19	87.16	89.99
0.25	53.61	65.07	68.64	70.22	73.38	77.34	80.54	83.00	84.93	87.68
0.50	52.20	66.36	66.83	68.38	71.45	75.31	78.42	80.82	82.70	85.38
0.75	50.79	61.65	65.03	66.53	69.52	73.28	76.31	78.64	80.46	83.07
1.00	49.38	59.94	63.22	64.69	67.59	71.24	74.19	76.46	78.23	80.77
1.25	47.97	58.23	61.42	62.84	65.67	69.21	72.07	74.28	76.00	78.46
1.50	46.56	56.52	59.62	61.00	63.74	67.18	69.96	72.10	73.77	76.16
1.75	45.15	54.81	57.81	59.15	61.81	65.15	67.84	69.91	71.54	73.86
2.00	43.75	53.10	56.01	57.30	59.88	63.11	65.72	67.73	69.30	71.55
2.25	42.34	51.39	54.20	55.46	57.95	61.08	63.61	65.55	67.07	69.25
2.50	40.93	49.68	52.40	53.61	56.02	59.05	61.49	63.37	64.84	66.94
2.75	39.52	47.97	50.60	51.77	54.09	57.01	59.37	61.19	62.61	64.64
3.00	38.11	46.26	48.79	49.92	52.16	54.98	57.26	59.01	60.37	62.33
3.25	36.70	44.55	46.99	48.08	50.24	52.95	55.14	56.82	58.14	60.03
3.50	35.29	42.84	45.18	46.23	48.31	50.92	53.02	54.64	55.91	57.72
3.75	33.88	41.13	43.38	44.38	46.38	48.88	50.90	52.46	53.68	55.42
4.00	32.47	39.42	41.58	42.54	44.45	46.85	48.79	50.28	51.45	53.11
4.25	31.06	37.71	39.77	40.69	42.52	44.82	46.67	48.10	49.21	50.81
4.50	29.66	36.00	37.97	38.85	40.59	42.78	44.55	45.92	46.98	48.50
4.75	28.25	34.29	36.16	37.00	38.66	40.75	42.44	43.73	44.75	46.20
5.00	26.84	32.58	34.36	35.16	36.74	38.72	40.32	41.55	42.52	43.90
5.25	25.43	30.87	32.56	33.31	34.81	36.69	38.20	39.37	40.28	41.59
5.50	24.02	29.16	30.75	31.46	32.88	34.65	36.09	37.19	38.05	39.29
5.75	22.61	27.45	28.95	29.62	30.95	32.62	33.97	35.01	35.82	36.98
6.00	21.20	25.74	27.14	27.77	29.02	30.59	31.85	32.83	33.59	34.68
6.25	19.79	24.03	25.34	25.93	27.09	28.56	29.74	30.65	31.36	32.37
6.50	18.38	22.31	23.54	24.08	25.16	26.52	27.62	28.46	29.12	30.07
6.75	16.97	20.60	21.73	22.24	23.23	24.49	25.50	26.28	26.89	27.76
7.00	15.57	18.89	19.93	20.39	21.31	22.46	23.39	24.10	24.66	25.46
7.25	14.16	17.18	18.12	18.54	19.38	20.42	21.27	21.92	22.43	23.15
7.50	12.75	15.47	16.32	16.70	17.45	18.39	19.15	19.74	20.19	20.85

※ OECD 輸出信用ガイドラインでは、譲許性の高さを示す指標として、1987年7月15日以降、グラント・エレメントに換えて、CL (Concessionality Level) を用いている。CLは、グラント・エレメントと同種の概念だが、割引率としてグラント・エレメントの場合10%を用いるのに対し、CLの場合、通貨毎にそのCIRRをベースとしたDifferenciated Discount Rateを用いる

3. 日本のODAの平均条件^①

(コミットメント・ベース)

年	区 分	項目		借 款 の 平 均 条 件			
		ODA全体の平均条件		グラント・エレメント (%)	金 利 (%)	償還期間 (年)	据置期間 (年)
		グラント・エレメント (%) ^②	贈与比率 (%)	グラント・エレメント (%)	金 利 (%)	償還期間 (年)	据置期間 (年)
1997	日 本	78.8	45.0	60.8	2.4	29.0	9.4
	D A C 平均	91.8	78.4	60.9	2.4	28.9	9.1
1998	日 本	81.3	41.8	67.7	1.8	31.2	9.6
	D A C 平均	93.4	79.4	66.3	1.8	30.3	9.3
1999	日 本	85.7	48.6	71.7	1.3	32.6	9.2
	D A C 平均	94.8	81.6	69.9	1.4	32.2	8.9
2000	日 本	87.6	50.3	73.1	1.3	34.8	11.0
	D A C 平均	95.9	83.6	71.9	1.4	33.7	10.8
2001	日 本	87.9	51.8	72.3	1.4	34.1	9.8
	D A C 平均	96.1	85.4	70.2	1.5	33.0	9.2
2002	日 本	87.1	55.3	70.9	1.5	33.6	9.7
	D A C 平均	96.8	89.2	68.7	1.4	31.5	9.0
2003	日 本	87.5	57.1	70.9	1.5	33.1	9.8
	D A C 平均	97.2	90.0	68.0	1.6	31.1	9.4
2004	日 本	88.8	59.7	72.3	1.2	31.5	9.5
	D A C 平均	97.5	90.5	69.0	1.4	30.4	9.2
2005	日 本	87.5	48.8	75.3	1.0	34.5	9.6
	D A C 平均	97.1	87.5	71.2	1.1	31.6	9.1

[注] ①：表中数字は債務救済を除く。②：Norm：86%

[資料] OECD, *Development Co-operation Report 2006*

4. OECD 公的輸出信用アレンジメント

OECD 公的輸出信用アレンジメントは、公的輸出信用の秩序ある活用のための枠組みを提供するものであり、輸出者間の公平な競争環境の実現を目的とするもの

現行アレンジメント（2005年12月改訂）の概要は次のとおり

1) 合意の形態とスコープ

- ・ 公的支持に基づく返済期間2年以上の輸出信用に関する紳士協定
- ・ 参加国：26カ国（OECD加盟国からトルコ、アイスランド、メキシコ、スロバキアを除く）
- ・ 武器及び農産物は対象外

2) 通常の輸出信用に関する条件

- a. 頭金の最低比率：15%
- b. 最長償還期間
仕向国*に応じ以下のとおり

仕向国*	最長償還期間**
高所得国 (カテゴリ-I)	5年 (ただし、事前通報により8.5年)
低所得国 (カテゴリ-II)	10年

*：仕向国の分類基準

高所得国	2004年の1人当たりGNIが5,685ドル以上かつ、 2005年の一人当たりGNIが6,055ドル以上の国
低所得国	高所得国以外の国

**：最長償還期間

原則として起算点（船積、引渡等）から6ヶ月後を第1回とする均等半年賦払。ただし、一定の条件を満たす案件に関しては、不均等償還スケジュールも容認

c. 最低金利

仕向国，期間にかかわらず，次の金利を適用

成約時金利固定	CIRR*
入札時金利固定	CIRR + 0.2% ただし、金利固定 最長期間は120日

* Commercial Interest Reference Rate：

各通貨の市場基準金利で各国の国債流通利回りに応じ毎月改訂。CIRRはベース・レート + 1%
各通貨毎のベース・レートは次のいずれかとする

- ①すべての償還期間についての同一の場合 5年物国債流通利回り
- ②償還期間によって異なる場合 5年まで：3年物国債流通利回り
5年超8.5年まで：5年物国債流通利回り
8.5年超：7年物国債流通利回り

d. カントリーリスクプレミアム

カントリーリスクについてプレミアムを徴求。最低プレミアム料率 (Minimum Premium Rate (MPR)) は仕向国を7つに分類し、そのリスクカテゴリー及び与信期間等に基づき決定される。

また、一定の要件を充たす場合、最低プレミアム料率の引き下げも可能。

[参考：貸出期間3年・償還期間10年の融資の場合、最低プレミアム料率 (アップフロントベース) は融資金額の約1.5%~15%程度]

e. ローカルコスト

(a) 低所得国向けの場合

ローカルコストの融資・付保は頭金の範囲内

(b) 高所得国向けの場合

ローカルコストの融資は禁止、付保は頭金の範囲内

3) 援助信用に関する規制

(2百万SDR未満の信用は例外規定あり)

a. タイド, 部分アンタイト

(a) 供与禁止

i. コンセシヨナリティ・レベル (CL)^註 35% (LLDC向けは50%) 未満のもの

ii. 商業的に採算性のある (Commercially Viable) プロジェクト向け CL 80%未満のもの (LLDC向けは除く)

iii. 世銀融資期間17年又は20年に適格でない国向け CL 80%未満のもの

(b) 事前通報

CL 35%以上 80%未満

(c) 事後通報

CL 80%以上

b. アンタイト

貿易関連援助信用で CL 80%未満の場合、事前通報

[註] コンセシヨナリティ・レベル (Concessionality Level)

- ・援助の譲許性の高さを示す指標
- ・グラントエレメント (GE) に近似の概念だが、割引率として GE の場合 10%を用いるのに対し、CL の場合、通貨毎にその CIRR をベースとした Differenciated Discount Rate (DDR) を用いる
- ・DDR は $CIRR^* + \text{マージン}$ (CIRR*は前年8月15日から当該年2月14日までの有効な CIRR の平均。マージンは償還期間に応じて 0.75%~1.25%)
- ・贈与は CL, GE とともに 100%

4) セクター了解

下記のセクターについては、本則で規定された条件にかえて、次の条件が適用される

a. 船舶

頭金：20%以上

最長償還期間：12年

最低金利：CIRR

b. 航空機（大型民間航空機）

最長償還期間：12年

最低金利：米ドル建 10年物TB利回り+1.2%（10年超は+1.75%）

c. 通常発電プラント

最長償還期間：事前通報により12年

d. 原子力発電プラント

最長償還期間：15年（事前通報が必要）

最低金利：Special CIRR（CIRR+0.75%）

e. 再生可能エネルギー及び水事業

以下の対象分野に該当する案件については、最長償還期間15年（2007年6月末までの試行措置）。最低金利は、償還期間12年以内はCIRR、同12年～14年はCIRR+20bp、同14年超はSCIRR。

[対象分野] 風力発電、地熱発電、潮力・潮流発電、波力発電、太陽光発電、太陽熱発電、海洋温度差発電、バイオマス発電、住宅への飲料水供給設備、汚水処理設備、水力発電

5) プロジェクト・ファイナンスに対する緩和条件

プロジェクト・ファイナンス案件としてあらかじめアレンジメントで定められた要件を充たすものについては、第1回元本償還日（起算点より24ヶ月以内）、償還方法、最長償還期間（最長14年）につき特例が適用可能。また、最低金利は償還期間が12年以内の場合はCIRR。償還期間が12年超の場合はCIRR+0.2%）。

5. アソシエート・ファイナンス及びタイトないし部分アンタイト ODA に関する DAC の指針

項 目	内 容
前 文	(目的) アソシエート・ファイナンス (AF) 及びタイトないし部分アンタイト ODA の開発目標への貢献, 公正な貿易競争との両立
AF の定義	以下の資金のうち, 2 つ以上を形式上又は事実上組みあわせたもの (1) ODA (2) GE 25% 以上の OOF (3) 公的輸出信用, GE 25% 未満の OOF, 又はその他資金
指 針 (抜すい)	① OECD 公的輸出信用ガイドラインに反する AF やタイトないし部分アンタイト ODA のコミットは行わない ② 開発優先度の高いプロジェクト・計画に AF やタイトないし部分アンタイト ODA の供与を限定 ③ 開発途上国の経済情勢, 発展段階, 債務返済能力に応じた AF の条件設定 ④ LDC のうち, 比較的経済力がある国については実施しない (技術協力は除く)

[備考] 1987年4月24日にDACにより正式承認

6. ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)

1990年代におけるサミットや国連の場における議論をもとに、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて、貧困の削減、保健・教育の改善、環境保護等に関する2015年までの達成目標として、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」が採択された。

目標とターゲット	指標
目標 1：極度の貧困及び飢餓の撲滅	
ターゲット 1 2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させる。	1. 1日1ドル未満で生活する人口の割合 (購買力平価値) 2. 貧困格差の比率 (発生頻度×貧困度) 3. 国内消費全体において最も貧しい下位5分の1の人々が占める割合
ターゲット 2 2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。	4. 5歳未満の低体重児の割合 5. 栄養摂取量が必要最低限レベル未満の人口の割合
目標 2：普遍的初等教育の達成	
ターゲット 3 2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	6. 初等教育の就学率 7. 1年生から5年生までの課程を修了する子どもの割合 8. 15～24歳の識字率
目標 3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	
ターゲット 4 初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。	9. 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 10. 15～24歳の男性識字率に対する女性識字率 11. 非農業部門における女性賃金労働者の割合 12. 国会における女性議員の割合
目標 4：幼児死亡率の削減	
ターゲット 5 2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。	13. 5歳未満児の死亡率 14. 乳児死亡率 15. はしかの予防接種を受けた1歳児の割合
目標 5：妊産婦の健康の改善	
ターゲット 6 2015年までに妊産婦の死亡率を4分の3減少させる。	16. 妊産婦死亡率 17. 医療従事者の立ち会いによる出産の割合
目標 6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	
ターゲット 7 HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。	18. 15～24歳の妊婦のHIV感染率 19. 避妊具普及率におけるコンドーム使用率 20. 10～14歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率
ターゲット 8 マラリア及びその他の主要な疾病の発生を2015年までに阻止し、その後発生率を下げる。	21. マラリア感染率及びマラリアによる死亡率 22. マラリアに感染しやすい地域において、有効なマラリア予防及び治療処置を受けている人々の割合 23. 結核の感染率及び結核による死亡率 24. DOTS (短期化学療法を用いた直接監視下治療) によって発見され、治療された結核患者の割合
目標 7：環境の持続可能性の確保	
ターゲット 9 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、	25. 国土面積に対する森林面積の割合 26. 生物多様性の維持を目的とした保護区域の面積 27. GDP 1,000ドル (購買力平価値) 当たりのエネルギー

回復を図る。	消費量 28. 一人当たりの二酸化炭素排出量及びオゾン層を減少させるフロン消費量 29. 固体燃料を使用する人々の割合
ターゲット10 2015年までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。	30. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合 31. 適切な衛生施設を利用できる人々の割合
ターゲット11 2020年までに最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。	32. 安定した土地及び住居へのアクセスがある世帯の割合
目標8：開発のためのグローバル・パートナーシップの推進	
ターゲット12 開放的で、ルールに基づいた、予測可能でかつ差別のない貿易及び金融システムのさらなる構築を推進する。 (良い統治《グッド・ガバナンス》、開発及び貧困削減に対する国内及び国際的な公約を含む。)	最貧国、アフリカ、内陸国、及び小島嶼開発途上国に関しては、以下に列挙された指標のいくつかを使って別途モニターされる。 政府開発援助 33. OECD 開発援助委員会 (DAC) ドナー諸国の総国民所得 (GNI) に対する ODA 純額の割合 (世界 ODA の 0.7% 目標, 最貧国向け 0.15% 目標) 34. 基礎的社会サービスに対する ODA の割合 (基礎教育, 基礎医療, 栄養, 安全な飲料水及び公衆衛生) 35. アンタイド化された二国間 ODA の割合 36. 内陸国の GNI に対する ODA の割合 37. 小島嶼開発途上国の GNI に対する ODA の割合
ターゲット13 後発開発途上国 (LDC) の特別なニーズに取り組む。 ([1] LDC からの輸入品に対する無関税・無枠, [2] 重債務貧困国 (HIPC) に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム, [3] 貧困削減に取り組む諸国に対するより寛大な ODA の提供を含む)	市場アクセス 38. 先進国における開発途上国及び LDC からの無税の輸入割合 (武器を除く価値ベース) 39. 先進国における途上国からの農産物, 繊維及び衣料輸入品に対する平均関税率 40. OECD 諸国における国内農業補助金の対 GDP 比 41. ODA における貿易力育成支援の割合
ターゲット14 内陸国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む。 (バルバドス・プログラム及び第 22 回国連総会の規定に基づき)	債務の持続可能性 42. HIPC の決定時点及び完了時点に到達した国数 43. HIPC イニシアティブの下で減免を約束された公的二国間債務額 44. 財及びサービスの輸出額に対する債務返済額の割合
ターゲット15 国内及び国際的な措置を通じて、開発途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする。	45. 15~24歳の男女別及び全体の失業率
ターゲット16 開発途上国と協力し、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。	46. 安価で必須医薬品を継続的に入手できる人々の割合
ターゲット17 製薬会社と協力し、開発途上国において、人々が安価で必須医薬品を入手・利用できるようにする。	47. 人口100人当たりの電話回線及び携帯電話加入者数 48. 人口100人当たりのパソコン数及びインターネット利用者数 その他の指標は追って決定される予定である。
ターゲット18 民間セクターと協力し、特に情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする。	

仮訳：UNDP 東京事務所 2002年8月作成 2006年6月改訂

7. 主な開発関連ネットワーク

G D N Global Development Network		本部：Second Floor, West Wing, ISID Complex Vasant Vihar Institutional Area, New Delhi 110 070, INDIA TEL：91-11-2613-9494 or 2613-6885 FAX：91-11-2613-6893 or 5170-4248 E-mail：gdni@gdnet.org URL：http://www.gdnet.org
設立	1999年 世界銀行の一部局として発足。2001年に米国NPO法人として世界銀行より独立。2005年1月に国際機関としての設立合意書が作成され、インド等数カ国が署名済み。現在、国際機関化プロセスの途上にある。	
目的	開発途上国・先進国の研究者・実務者間にネットワークを形成し、情報交換、知識の共有化、共同研究活動等を通じ、途上国の政策に密着した調査活動能力の向上（キャパシティデベロップメント）を行う。	
業務内容	研究者のネットワーク形成支援（年次会合・地域ネットワーク会合・ワークショップ、Webサイトを通じた情報共有）、ネットワークを通じた研究活動（国際共同研究・地域リサーチコンペ）、国際開発賞授与。なお、国際協力銀行がGDNの地域ネットワークの一つであるGDN-Japanのハブ機関を務めている。（http://www.gdn-japan.jbic.go.jp/japanese/index.html）	
D G Development Gateway		本部：1889 F Street, NW, Second Floor Washington, D.C. 20006, U.S.A. TEL：1-202-572-9200 FAX：1-202-572-9290 E-mail：info@dgfoundation.org URL：http://www.developmentgateway.org
設立	2001年発足	
目的	ICT（Information Communication Technologies）を使用して開発に関する情報交換の場を提供することにより、貧困削減及び持続可能な成長を支援する	
業務内容	Development Gatewayポータルサイトの構築、ICT開発フォーラムの開催、研究やトレーニングセンターのネットワーク形成、助成金と投資プログラムの提供	
G K P Global Knowledge Partnership		本部：Level 23, Tower 2, MNI Twins 11, Jalan Pinang, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia TEL：603-2162-3000 FAX：603-2162-2823 E-mail：gkp@gkps.org.my URL：http://www.globalknowledge.org
設立	1997年 世銀やカナダ政府によってカナダで開催されたグローバルナレッジ会議を契機に発足	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTによる開発の為にグローバルな政策に関する意見交換の支援促進 ・ （メンバーの）個人及び集合体としての効率、有効性の向上 ・ 開発や能力発掘の為にICTに関する情報、知識の有効性を増強 	
業務内容	仮想コンサルテーション、市場、広告板の提供、正会員のプロフィール、活動状況データベースの保守、グローバル・ローカルの会議やワークショップ等の計画立案他	

PAN Pan Asia Networking		本部：P.O.Box 8500, Ottawa, Ontario, Canada K1G 3H9 TEL：1-613-236-6163 FAX：1-613-238-7230 E-mail：pan@idrc.ca URL：http://www.idrc.ca/panasia
設立	開発途上国出身で、自国の社会的・経済的及び環境的問題に関わる研究者・コミュニティ支援を目的として、カナダ政府によって設立されたIDRC（国際開発研究センター）のプログラム	
目的	アジアにおける電子ネットワーキングの促進	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会がもたらす便益への公正なアクセスを可能にするための政策研究 ・保険・教育・生計・ガバナンスにおけるICTアプリケーションの応用研究 ・ICTがアジアにもたらす効果をより良く理解するための研究能力強化 等 	
SDCN Sustainable Development Communications Network		本部：161 Portage Ave. E., 6th Floor Winnipeg, MB, R3B 0Y4, Canada TEL：1-204-958-7700 FAX：1-204-958-7710 E-mail：twillard@iisd.ca URL：http://www.sdcn.org
設立	1998年 開発に関する情報交換のため市民団体により結成	
目的	持続可能な成長について情報交換する活動への参加促進、新しい通信手段やICTを使用する能力の開発、持続可能な成長のための通信手段管理に関するフォーラムの開催、各組織の持続可能な成長に関する調査や活動の情報共有支援	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各国政府や産業、コミュニティ内の政策決定者に対し、開発政策に関する情報提供を行う ・（メンバー間の）ワークショップ、オンライン・コミュニティ、プレゼン等による研究成果の共有 	
The Ring Regional and International Networking Group		本部：RING Secretariat, IIED, 3 Endsleigh Street, London, WC1H 0DD TEL：44-0-20-7388-2117 FAX：44-0-20-7388-2826 E-mail：ring@iied.org URL：http://www.ring-alliance.org
設立	1991年 92年のリオ地球サミットに向け、各地域の研究者が自国政府の助成を促進させる開発報告書を作成し、結束	
目的	政府の開発方針のプロセスを改善し、持続可能な成長に向けた諸問題に取り組む組織や地域の影響力を増大させる	
業務内容	草の根レベルのコミュニティ、政策決定者、市民社会、研究アジェンダと連携し、持続可能な成長に関する政策擁護のプログラムを作成	

8. 保険・租税制度

(1) 保険制度

保険の種類		保険の目的	保険契約者	被保険者	申込期間	
貿易一般保険	個別保険	輸出契約（全品目） 又は 仲介貿易契約	特に制限なし	輸出者 又は 仲介貿易者	輸出契約等締結日から1月以内、かつ、船積前まで	
	増加費用	個別保険 輸出契約（運賃及び保険料）	特に制限なし	輸出者	輸出契約締結日から1月以内	
						包括保険
	消費財 包括保険 （繊維品）		〃（50万円超）（繊維品）	輸出組合	輸出者	輸出契約締結日から原則として1月以内
	〃（鉄鋼）		〃（鉄鋼）			
	〃（線材製品）		〃（線材製品）			
	〃（特殊鋼）		〃（特殊鋼）			
	〃（化学工業品）		〃（1万米ドル以上） （化学工業品）			
	設備材 包括保険 （鉄道車両）		輸出契約又は仲介貿易契約 〃〔1千万円以上の鉄道車両 及び部品等〕	輸出組合	輸出者 又は 仲介貿易者	輸出契約等締結日から原則として1月以内
	〃（機械設備等）		〃〔2千5百万円以上の機械 プラント、電気、機械等〕			
〃（船舶）		〃〔5千万円以上の船舶又は 1千万円以上の部品等〕				
〃（電線）		〃〔1千万円以上の電線及び その付属設備等〕				
〃（自動車）		〃〔4千万円以上の自動車等〕	工業会			船積日の翌月の15日
企業総合保険		輸出契約又は仲介貿易契約	包括特約 締結企業		輸出契約等締結日の翌月の 末日まで	
貿易一般保険	技術提供契約等	個別保険	技術提供契約	特に制限なし	技術提供者	技術提供契約締結日から1月以内、かつ、技術提供開始前
	包括保険	技術提供契約又は仲介貿易契約 （原則、1億円、5億円、10億円）	包括特約 締結企業	技術提供者 又は 仲介貿易者	技術提供契約等の締結日から原則として1月以内	

てん補危険及び保険事故	保険金額	損失額	てん補方法及びてん補率 ^㉔
<p>①船積不能 非常危険又は信用危険による船積不能</p> <p>②代金等回収不能 非常危険又は信用危険による輸出代金又は仲介貿易貨物代金の回収不能</p>	<p>①船積不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の^㉔60%～95%、^㉕60%～80%の範囲内で任意に設定できる。</p> <p>②代金等回収不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の97.5%又は^㉔100%^㉕、^㉖90%以内^㉗</p>	<p>①船積不能 船積不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②代金等回収不能 回収不能となった代金等の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①船積不能 実損てん補制 非常危険95% 信用危険80%</p> <p>②代金等回収不能 比例てん補制</p>
<p>非常危険による航路の変更による増加費用負担</p>	<p>95%以下で任意に設定できる</p> <p>輸出代金又は仲介貿易貨物代金の20%^㉔</p>	<p>増加した運賃・保険料の額から取得した金額を控除した残額</p>	<p>実損てん補制 非常危険95%</p>
<p>①輸出不能 非常危険又は信用危険による輸出不能</p> <p>②代金等回収不能 非常危険による輸出代金の回収不能</p>	<p>①輸出不能 ・繊維品 輸出契約金額の30%（漁網のみ60%）（^㉔、^㉕） ・鉄鋼・線材製品 輸出契約金額の30%（^㉔、^㉕） ・特殊鋼 輸出契約金額の40%（^㉔、^㉕） ・化学工業品 輸出契約金額の30%（^㉔、^㉕）</p> <p>②代金等回収不能 「輸出不能」と同じ率（^㉔のみ）</p>	<p>①輸出不能 輸出不能となった額から貨物の処分額、未支払費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②代金等回収不能 回収不能となった代金の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①輸出不能 実損てん補制 非常危険95% 信用危険80%</p> <p>②代金等回収不能 比例てん補制</p>
<p>①船積不能 非常危険又は信用危険による船積不能</p> <p>②代金等回収不能 非常危険又は信用危険による輸出代金又は仲介貿易貨物代金の回収不能</p>	<p>①船積不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の80%（^㉔、^㉕） 〔一部50%（^㉔、^㉕）〕</p> <p>②代金等回収不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の97.5%又は^㉔100%^㉕、^㉖90%^㉗ 〔一部各50%（^㉔、^㉕）〕</p>	<p>①船積不能 船積不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②代金等回収不能 回収不能となった代金等の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①船積不能 実損てん補制 非常危険95% 信用危険80%</p> <p>②代金等回収不能 比例てん補制</p>
<p>（貿易一般保険個別保険と同じ）</p>	<p>（貿易一般保険個別保険と同じ）</p>	<p>（貿易一般保険個別保険と同じ）</p>	<p>（貿易一般保険個別保険と同じ）</p>
<p>①船積不能 非常危険又は信用危険による船積不能</p> <p>②代金等回収不能 非常危険又は信用危険による技術提供対価（確認後）又は仲介貿易貨物代金の回収不能</p>	<p>①船積不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の80%^㉔、^㉕</p> <p>②代金等回収不能 確認対価又は仲介貿易貨物代金の97.5%又は^㉔100%^㉕、^㉖90%^㉗</p>	<p>①船積不能 船積不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②代金等回収不能 回収不能となった額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①船積不能 実損てん補制 非常危険95% 信用危険80%</p> <p>②代金等回収不能 比例てん補制</p>

[注] ㉔：2年以上案件で政府直貸し、政府L/G付き輸出契約等及び貸付契約に限る

㉕：2年以上案件の場合は95%

㉖：「実損てん補制」の場合は95%

「比例てん補制」の場合は95%の上限（2年以上案件）

保険の種類		保険の目的	保険契約者	被保険者	申込期間
貿易代金貸付保険	個別保険	輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約	特に制限なし	銀行等	貸付契約締結日から1月以内、かつ、貸付前まで
	包括保険	〃 〔2年未満貸付1千万円以上〕 〔2年以上貸付1.5億円以上〕	銀行等 (特約締結者)		貸付契約締結日から原則として1月以内
中小企業輸出代金保険		輸出契約（仲介及び技術を含む契約を除く）	中小企業基本法に定める中小企業者	輸出者	輸出契約締結日以降、かつ、船積予定日の30日前から船積予定日の前日までの間
限度額設定型 (製造業用) 貿易保険	個別保険	輸出契約又は仲介貿易契約 (契約から決済までが1年以内)	製造業者 〔設立後3年を経過した者〕	製造業者	①随時 〔事前相談書/保険申込書〕 〔で保険契約の締結〕 ②毎月10日までに前月分の輸出契約等締結通知をする。
ライセン 知的財産等	個別保険	知的財産権のライセンス契約	特に制限なし	ライセンサー	随時 〔知的財産保険等特約を〕 〔付して締結〕 輸出契約等締結日から1月以内、かつ、船積前まで
輸出手形保険		銀行に買取られた荷為替手形	銀行等	銀行等	買取日から起算して5日(日曜日、国民の祝日、12月29日から31日まで、1月2日及び3日並びに土曜日を除く。)以内
輸出保証保険	個別保険	プラント輸出及び技術提供契約に基づき発行される輸出保証(入札保証、契約履行保証、前受金返還保証)	特に制限なし	銀行等及び損害保険会社	・入札保証 入札締め切り日から15日まで ・契約履行保証及び前受金返還保証 保証書発行の日から15日までの日又は輸出契約等締結の日から1月までの日のいずれか遅い日まで
	包括保険	〃 (入札保証を除く。) (原則、1千万円から20億円)	包括保険特約企業		
前払輸入保険		前払輸入契約	特に制限なし	輸入者	前払輸入契約締結日から1月以内
海外投資保険	株式等 投資先を通じた再投資	株式その他の持分の取得 投資先企業が行う第三国向けの再投資(出資又は権利の取得等)	特に制限なし	海外投資者	1) 原則として送金した日又は輸出した日前の申込み。 2) 申込み手続 (内諾申請を行う場合) 内諾書発行日から6月以内 (内諾申請を行わない場合) ①送金前の申込み 送金日から1月以内に送金確定通知 ②送金後の申込み 申込時期に特段の制限なし
	不動産等	海外直接事業の用に供する不動産、設備、鉱業権等			
海外事業資金	貸付金債権等	事業資金貸付及び同保証債務	特に制限なし	貸付者	貸付契約又は保証債務の締結日から原則として1月以内
	保証債務			保証者	

[注] ①：2年以上案件で政府直貸し，政府L/G付き輸出契約等及び技術提供契約等に限る
 ②：2年以上案件で政府直貸し，政府L/G付き輸出契約等及び貸付契約に限る

てん補危険及び保険事故	保険金額	損失額	てん補方法及びてん補率 [㊦]
貸付後 非常危険又は信用危険による貸付金の償還不能	輸出代金貸付金又は仲介貿易代金貸付金の97.5%以内又は ^㉔ 100% ^㉕ 、 ^㉖ 90%以内 ^㉗ 輸出代金貸付金又は仲介貿易代金貸付金の97.5%又は ^㉔ 100% ^㉕ 、 ^㉖ 90% ^㉗	償還不能となった貸付金等の額から未支出金等を控除した残額	比例てん補制
非常危険又は信用危険による輸出代金の回収不能	輸出代金の95%	回収不能となった代金の額から未支出金等を控除した残額	比例てん補制
①船積不能 非常危険又は信用危険による船積不能 ②代金回収不能 非常危険又は信用危険による代金の回収不能	輸出契約・仲介貿易契約の代金等の額の95%	①船積不能 船積不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額 ②代金回収不能 回収不能となった代金等の額から未支出金等を控除した残額	①船積不能 実損てん補制 非常危険95% 信用危険95% ②代金回収不能 比例てん補制 (支払限度額の範囲内)
非常危険又は信用危険による対価の回収不能	ロイヤルティーの90%	回収不能となったロイヤルティー等の額から未支出金等を控除した残額	比例てん補制 (支払限度額の範囲内)
①船積不能 非常危険又は信用危険による船積不能	①船積不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の10%～20% (^㉘ 、 ^㉙) の範囲内で任意に設定できる		
②代金等回収不能 非常危険又は信用危険による輸出代金又は仲介貿易貨物代金の回収不能	②代金等回収不能 輸出代金又は仲介貿易貨物代金の90% (^㉚ 、 ^㉛)		
非常危険又は信用危険による荷為替手形の満期不払、又は再割銀行からのそ求償還	手形金額の95% ^㉜ 、 ^㉝	支払われなかった金額又はそ求を受けて支払った金額から回収金等を控除した残額	比例てん補制
保証書の発行銀行等が保証債務の不当な履行請求を受けこれを履行したこと	保証金額の90%以内 保証金額の90%	保証債務の不当な履行請求に基づき支払った額から回収金を控除した残額	比例てん補制
非常危険又は信用危険による前払金の返還不能	前払金額の97.5%以内 ^㉞ 、90%以内 ^㉟	返還不能となった前払金の額から未支出金、回収金を控除した残額	比例てん補制
株式等の取用・権利侵害、戦争・不可抗力等による被投資法人の事業の継続不能、処分した株式等の本邦への送金不能、被投資法人の破産 不動産等に関する権利の取用・権利侵害、戦争・不可抗力等による不動産等の事業供与不能、不動産等の売却代金等の本邦への送金不能	てん補率の範囲内で任意に設定できる	(取用・権利侵害等) 事故発生直前における投資先企業の簿価での純資産額を持ち分又は投資額のいずれか少ない額から発生直後に評価した額等を控除した残額 (送金危険) 送金不能額と投資額のいずれか少ない金額から未支出金、回収金等を控除した残額	実損てん補制 ・株式等 ・非常危険95% ・不動産等 ・非常危険95%
非常危険又は信用危険による貸付金等の償還不能	貸付金等の97.5%以内又は ^㉞ 100% ^㉟ 、95%以内 ^㊱	償還不能となった貸付金等の額から未支出金等を控除した残額	比例てん補制

㊦：「実損てん補制」・損失額×てん補率 } のいずれか小さい額をてん補する
 「比例てん補制」・損失額× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ をてん補する

(2) 租税制度

イ. 特別控除

名 称	条 件
外国税額の控除 (法人税法第69条) (平成18年6月現在)	内国法人が、各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるもの）を納付する場合

内	容
---	---

外国の法令に基づき外国の政府又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税（外国法人税）に含まれるものは、超過利潤税その他法人の所得の特定の部分を課税標準として課される税及び、それらの附加税等。ただし、税の還付請求ができる税、任意の猶予期間がある税、配当とみなされる額への課税等は外国法人税に含まれない。また、特殊の関係にある法人間の債権・債務の取引は除外される。（施行令 141 条）当該事業年度の所得金額につき計算された税金のうち、その源泉が国外にあるものに対応するものとして、政令で定めるところにより計算された金額を限度として、法人税から控除する。

① 国外所得金額の計算

国外所得から外国で非課税とされる所得の 3 分の 2 を除外する。

ただし、当期の国外所得金額に相当する金額が次のイ、ロ、ハのいずれか大きい金額を超える場合には、次のイ～ハのいずれか大きい金額を限度とする。

イ. 当期の所得金額×90%

ロ. 当期の所得金額×国外使用人割合

ハ. $Y - (Y - X) \times \frac{Y \times 10\%}{X}$ $\left(\frac{\text{期末の国外事業所等の使用人数}}{\text{期末の全使用人数}} \right)$

X = 納付した控除対象外国法人税額

Y = 当期の所得金額

（注）ハは、納付した控除対象外国法人税額（租税条約の規定により納付したとみなされるものは含まない。）が当期の所得金額の50%を超える場合にイに代えて適用する。

② 控除対象外国法人税額の計算

内国法人が納付することとなる外国法人税額のうち所得に対する負担が高率な部分は、外国税額控除の対象とされる外国法人税の額から除かれる。この高率負担部分を除いた金額を「控除対象外国法人税額」という。

(1) 一般 ((2)以外) の外国法人税

その外国法人税を課す国又は地域においてその外国法人税の課税標準とされる金額に100分の50を乗じて計算した金額を超える部分の金額は、その所得に対する負担が高率な部分として、外国税額控除の対象とされる外国法人税の額から除かれる。

名 称	条 件

内 容

(2) 利子等に対する源泉徴収の方法により課される外国法人税

利子等の収入金額を課税標準として源泉徴収の方法により課されるものについては、上記(1)によらず、利子等に係る外国源泉税のうち、次の部分の金額は、所得に対する負担が高率な部分として外国法人税の額から除外される。

- ① 法人の所得率が10%以下の場合……………利子収入の10%を超える部分の金額
- ② ✕ 所得率が10%超20%以下の場合……………利子収入の15%を超える部分の金額
- ③ ✕ 所得率が20%超の場合……………なし（源泉徴収税率が50%を超えない限り、除外計算の適用はない）。

業 種	所 得 率*
金 融 業 (証券業を含む)	$\frac{\text{直近3事業年度の申告所得金額の合計額(A)}}{\text{直近3事業年度の総収入金額（有価証券及び固定資産の売却収入については売却直前の帳簿価額控除後の金額）の合計額(B)}}$
生 命 保 険 業 及 び 損 害 保 険 業	$\frac{(A)}{(B) + \text{直近3事業年度の責任準備金の戻入額等} - \text{直近3事業年度の支払保険金及び支払備金の繰入額等}}$
その他の事業	$\left(\frac{(C)}{\text{直近3事業年度における総収入の合計額(C)}} \geq 20\% \right) \text{となる法人に限る}$ $\frac{(A)}{(B) - \text{直近3事業年度の売上総原価の合計額}}$

[注] 1 いずれの業種に属するかどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）により判定する（基通16-3-29）。

2 直近3事業年度の総収入金額とは、原則として、益金の額に算入されるべき収入金額の合計額をいう（基通16-3-31）。

* $\left\{ \begin{array}{l} \text{所得率が10\%以下の法人醇弊利子収入の10\%まで} \\ \text{所得率が20\%以下の法人醇弊利子収入の15\%まで} \\ \text{所得率が20\%超の法人醇弊制限なし} \end{array} \right.$

③ 配当に係る外国法人税（間接税額控除）

外国子会社からの受取配当は、親会社である内国法人が支払ったものとみなし外国税額控除の対象とすることができる。

以下イ、ロいずれか少ない金額について、内国法人は、納付したものとし

名 称	条 件
<p>みなし外国税額の控除 (租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令) (平成18年3月現在)</p>	<p>内国法人が、わが国と租税条約を締結した国に所在する子会社から支払を受ける配当、利子、使用料について、当該相手先国の租税を軽減又は免除された場合</p>

内	容
<p>て益金に算入できる。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ $\left(\begin{array}{l} \text{外国子会社} \\ \text{の法人税(a)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{外国孫会社} \\ \text{の法人税(b)} \end{array} \right) \times \frac{\text{受取配当 (直接納付した源泉税を含む)}}{\text{外国子会社の所得} - (a) - (b)}$</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 外国子会社からの受取配当 - 受取配当に対する外国源泉税 $\times 2$</p> <p>④ 前期以前 3 年以内に生じた控除限度超過額又は控除余裕額の控除 その事業年度の控除対象外国法人税額が控除限度額に満たない場合のその差額（「控除余裕額」）及びその事業年度の控除対象外国法人税額が控除限度額を超える場合のその差額（「控除限度超過額」）については、いずれも 3 年間の繰越しが認められる。</p>	
<p>わが国の租税条約ネットワーク (45 条約, 56 カ国適用 / 平成 18 年 4 月現在)</p> <p>西欧 (15) アイルランド*⁵, イギリス, イタリア, オーストリア, オランダ, スイス, スウェーデン, スペイン*⁵, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, フィンランド, フランス, ベルギー, ルクセンブルク</p> <p>東欧 (17) アゼルバイジャン*¹, アルメニア*¹, ウクライナ*¹, ウズベキスタン*¹, キルギス*¹, グルジア*¹, タジキスタン*¹, トルクメニスタン*¹, ベラルーシ*¹, モルドバ*¹, ロシア連邦*¹, スロバキア*², チェコ*², ハンガリー, ブルガリア, ポーランド, ルーマニア</p> <p>アジア (12) インド*⁵, インドネシア*⁵, 韓国, シンガポール, スリランカ*⁵, タイ*⁵, 中国*^{3 5}, パキスタン*⁵, バングラデシュ*⁵, フィリピン*⁵, ベトナム*⁵, マレーシア*⁵</p> <p>北米・中南米 (4) アメリカ合衆国, カナダ, ブラジル*⁵, メキシコ*⁵</p> <p>アフリカ・中東 (5) イスラエル, エジプト, ザンビア*⁵, トルコ, 南アフリカ</p> <p>大洋州 (3) オーストラリア, ニュージーランド, フィジー*⁴</p>	

名 称	条 件

内	容
* 1	旧ソ連との条約が適用されている。
* 2	旧チェコスロバキアとの条約が適用されている。
* 3	香港、マカオには適用されない。
* 4	フィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
* 5	みなし外国税額控除措置がある。(平成18年11月現在)

[資料] 財務省ホームページ「わが国の租税条約ネットワーク」
財団法人 大蔵財務協会，平成18年版法人税決算と申告の実務

ロ. 特別準備金

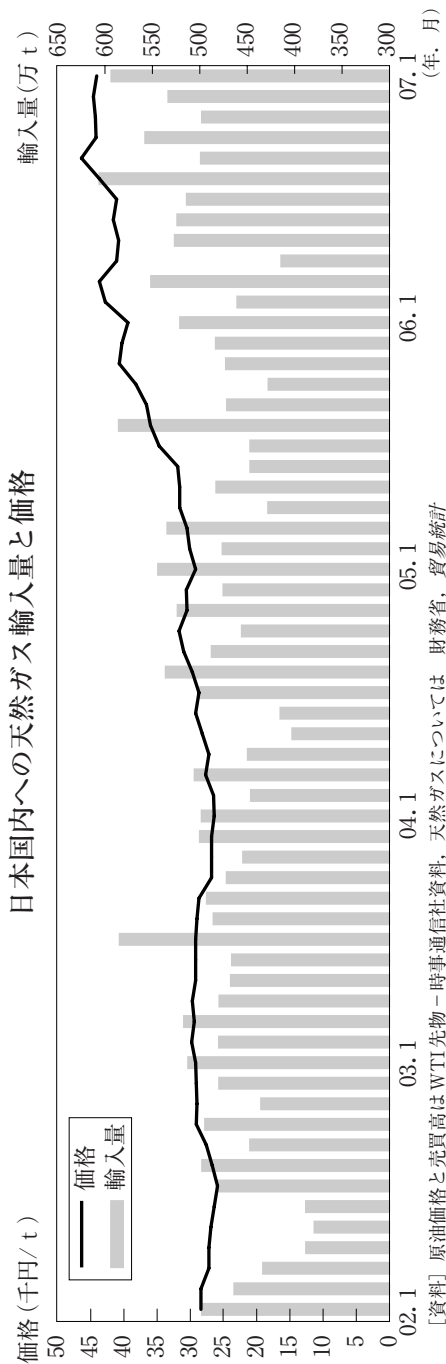
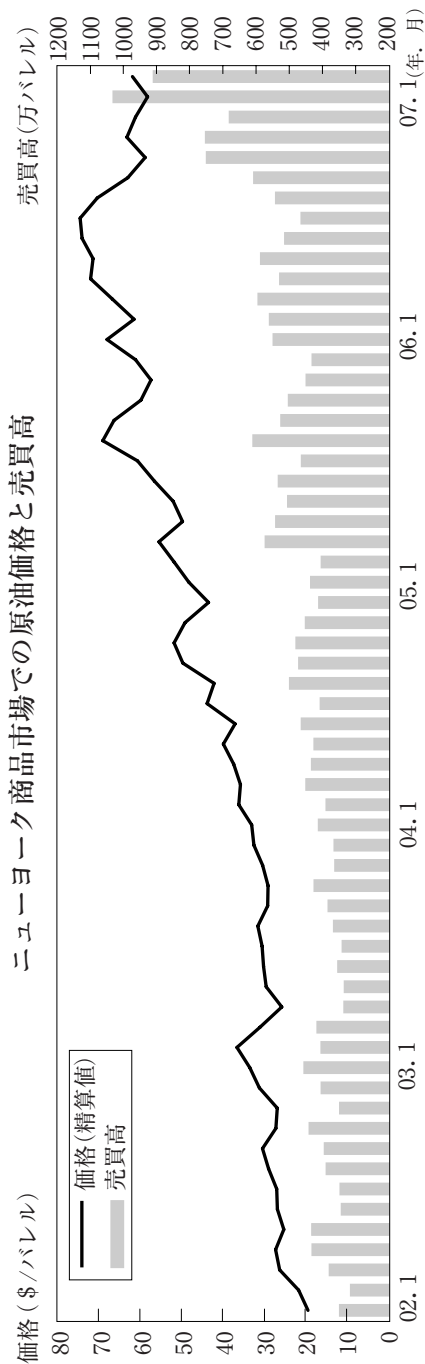
名 称	適用対象者	積立限度額						
海外投資等損失準備金 (租税特別措置法第55条) (平成18年12月時点)	青色申告書を提出する内国法人(特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く)で、指定期間内の事業年度(解散の日を含む事業年度及び精算中の各事業年度を除く)に特定法人の特定株式等を取得し、かつこれを当該取得の日を含む事業年度の終了日まで所有するもの	下欄に掲げる特定法人*の特定株式等(合併(適格合併を除く)又は分割型分割(適格分割型分割を除く)により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く)の取得価額に右欄の割合を乗じた額						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定法人</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源開発事業法人 資源開発投資法人</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>資源探鉱事業法人 資源探鉱投資法人</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	特定法人	割合	資源開発事業法人 資源開発投資法人	30%	資源探鉱事業法人 資源探鉱投資法人	100%
		特定法人	割合					
		資源開発事業法人 資源開発投資法人	30%					
資源探鉱事業法人 資源探鉱投資法人	100%							

* 各特定法人の定義は下記のとおり。

1. 資源開発事業法人……現に行っている事業が、海外における資源(石油、天然ガス、金属鉱物その他政令で定めるもの)の探鉱、開発、採取及びそれらに付帯する事業並びに日本国内におけるこれらの事業で石油・天然ガスに係るもの(「資源開発事業等」という)に限られているもの並びに資源開発事業等を行っている外国政府及び国営の法人(「外国政府等」という)
2. 資源開発投資法人……現に行っている事業が、資源開発事業法人に係る投融資等、当該投融資等、付随事業法人に対する出資等及び資源開発事業等に限られる法人で、政令で定めるもの
3. 資源探鉱事業法人……資源開発事業法人のうち、現に行っている事業が、資源の探鉱等に限られるもの並びに当該事業を行っている外国政府及び国営の法人
4. 資源探鉱投資法人……資源開発投資法人のうち、現に行っている事業が、主として資源探鉱事業法人に係る投融資等又は、当該投融資等及び資源の探鉱等の事業であるものとして政令で定めるもの

取りくずし	指定期間	備考
<p>その積立をした事業年度終了の日の翌日から5年を経過したもので、その据置期間経過準備金額について、その積立をした積立事業年度別に区分した各金額ごとにその当初の積立額にその事業年度の月数を乗じこれを60で除して計算した金額</p>	<p>昭和48年4月1日～ 平成20年3月31日</p>	

9. 原油・天然ガスの価格・取引高の推移 (グラフ)



[資料] 原油価格と売買高はWTT先物一時事通信社資料, 天然ガスについては 財務省, 貿易統計

10. 経済協力の歩み

年月日	海 外	月日	国 内
1944年 (昭和19年)			
7	ブレトン・ウッズ協定調印		
1945年 (昭和20年)			
10.16	国連食糧農業機関 (FAO) 第1回総会 〔本部, ローマ〕	8.15	ポツダム宣言受諾 (第2次世界大戦終了)
10.24	国連憲章発効, 国連の正式成立	11. 5	連合軍賠償委員会, 米国代表ボール来日, 対日賠償政策について言明
10.27	国際通貨基金 (IMF) 協定, 国際復興開発銀行 (IBRD) 協定発効 (加) 輸出信用保険公社 (ECID) 業務開始		
1946年 (昭和21年)			
1.10	国連第1回総会〔於ロンドン〕	11. 8	政府, 外務省の賠償部設置 (10月)に伴い, 商工省に賠償実施局設置
4	(仏) 経済社会開発投資基金 (FIDES) 設置		
6.25	世銀 (IBRD) 業務開始 (最初の融資承諾は1947年5月フランス向け復興融資)		
6	(仏) フランス貿易銀行 (BFCE) 設立		
6	(仏) フランス貿易保険会社 (COFACE), 政府管理下に置かれ業務開始		
1947年 (昭和22年)			
3. 1	国際通貨基金 (IMF) 業務開始	5. 3	日本国憲法施行
3.28	国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) 設置決定 〔本部, バンコク〕		
3.12	(米) トルーマン大統領, ギリシャ, トルコ援助支出を議会に要請 (トルーマン・ドクトリン)		
6. 5	米, 欧州復興計画 (マーシャル・プラン) 構想発表		
1948年 (昭和23年)			
1	関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 発効〔本部, ジュネーブ〕	8	米国, エロア資金による対日物資供給開始
2.25	国連ラテンアメリカ経済委員会 (ECLA) 設置 〔本部, サンチャゴ〕		
2.11	(英) 海外資源開発法成立, 同法により英連邦開発公社 (CDC) 設置		
3	国際貿易機関憲章 (ITO憲章, ハバナ憲章) 調印 (未発効)		
4. 3	(米) ヨーロッパ復興計画 (マーシャル・プラン) 成立, 対外援助法成立, 経済協力局 (ECA) 設置 (同計画成立に伴い世銀融資の対象国は主として開発途上国となる)		
4.16	欧州経済協力機構 (OEEC) 発足		
4.30	米州機構 (OAS) 憲章調印〔於ボゴタ〕		
11. 5	(独) 復興金融公庫 (KfW) 設立		
1949年 (昭和24年)			
1.20	(米) トルーマン大統領, ポイント・フォア計画を提唱 (1950年6月同計画成立)	4.23	大蔵省, 1ドル=360円の単一為替レートを告示
1.25	ソ連, 東欧5カ国経済相互援助会議 (COMECON) 設置〔本部, モスクワ〕	12. 1	外国為替及び外国貿易管理法の公布
3	(英) 輸出保証法成立 輸出信用保証局 (ECGD) 設置	12. 1	輸出貿易管理令公布
8. 1	国際小麦協定 (IWA) 発足		
11.16	国連拡大技術援助計画 (EPTA) 発足 (1950年1月から実施)		
1950年 (昭和25年)			
1	コロポ・プラン (アジア及び太平洋地域における共同的経済社会開発のためのプラン) が発足 (日本は1954年に加盟)	6.27	外国為替管理令公布
		6.28	輸入貿易管理令公布
		12.28	日本輸出銀行法公布

年月日	海 外	月日	国 内
3 5.25 6.25	(仏) クレディナショナル、中期輸出金融業務開始 (米) 国際開発法制定 (ポイント・フォア計画の継続) 朝鮮戦争始まる		
1951年 (昭和26年)			
7	コロンボ・プラン活動開始	2 9. 8 10. 5 11	日本輸出銀行業務開始 サンフランシスコ講和条約調印 民間ベース海外直接投資の開始 国連食糧農業機関 (FAO) に加盟
1952年 (昭和27年)			
3.28 7.25	(独) 輸出金融会社 (AKA) 設立 (伊) 中期信用中央金庫 (Mediocredito) 設立	4. 1 8.14 12. 6	日本輸出銀行法改正、日本輸出入銀行に改称 世銀・国際通貨基金 (IMF) に加盟 政府、賠償基本方針を決定
1953年 (昭和28年)			
3.24 8. 1	(英) 英連邦開発金融公社 (CDFC) 設立 (米) 対外活動局 (FAO) 設置 (MSAは解消)	8. 1 10 12.18	日本輸出入銀行法改正 (海外投資金融、海外事業金融等を追加) 世銀からの第1回借款供与 政府、東南アジア経済協力の具体策決定
1954年 (昭和29年)			
1. 1 7.10	国際砂糖協定 (ISA) 発効 (米) PL480 (農産貿易促進援助法) 成立 (独) KfW, 長期輸出金融を再開	6.24 7. 9 10. 6 11. 5	アジア極東経済委員会 (ECAFE) に正式加盟 タイ特別円問題に関する協定に調印 (1955.7.発効) コロンボ・プランに加盟 日本・ビルマ平和条約及び賠償経済協力協定に調印 (1955.4.発効)
1955年 (昭和30年)			
4.24 7. 1	アジア・アフリカ会議、「バンドン10原則」採択 (米) 国際協力局 (ICA) 発足 (FAO解体)	6.29 8 9 9.10	海外建設協会設立 石油資源開発株式会社法公布 日本プラント協会設立 GATTに正式加盟
1956年 (昭和31年)			
7. 1 7.24	国際金融公社 (IFC) 発足 国際錫協定 (ITA) 発効	4.16 5. 9 6 7 12. 8 12.26	海外投資保険の創設 フィリピンとの間の賠償協定に調印 (1956.7.発効) 経団連、東南アジア開発のための日本技術協力会社設立 国際金融公社 (IFC) に加盟 国際建設技術協会 (IECA) 設立 国連に加盟
1957年 (昭和32年)			
8.14 10.31	(米) 開発借款基金 (DLF) 設置 ECAFE, メコン河下流域調整委員会設置	5.20 5.20 6. 4 12. 6	日本輸出入銀行法改正 (外国政府等に対する開発事業金融を追加) 政府、東南アジア開発基金設立構想を提唱 日本・ブラジル合弁のミナス製鉄所建設契約調印 日ソ通商条約調印
1958年 (昭和33年)			
1. 1 1 4.15 8.27 10.14	EEC 成立 (ローマ条約発効)、海外領土開発基金発足 (海外領土開発基金は欧州開発基金に発展解消) ソ連、アラブ連合と経済技術協力協定調印 (米ソの援助競争激化) アフリカ経済委員会 (ECA) 設置 世銀、対インドコンソーシアム結成 国連特別基金 (UNSF) 設置 (1956年1月から活動開始)	1.20 2. 4 5 6 7 7.25	日本・インドネシア平和条約及び賠償経済協力協定に調印 (1968.4.発効) 対インド第1次円借款供与と交換公文締結 通産省、第1回「経済協力白書」を発表 日本商工会議所、海外企業技術協力斡旋本部を設立 アラビア石油 (株)、クウェート政府と油田開発協定調印 (1959.1.発効) 日本貿易振興会 (JETRO) 設立

年月日	海外	月日	国内
10	(仏) アルジェリア開発投資基金 (CEDA) 設置	10.15	日本とラオスとの間の経済及び技術協力協定調印 (1959.1.発効)
10	ハーバラー報告「国際貿易における諸傾向」発表 (一次産品貿易促進を提唱)	10.31	輸銀に東南アジア開発協力基金を設置
10	(独) KfW, 二国間資本援助業務開始 (1961年10月正式の援助機関となる)	12	日本とイランとの間の経済及び技術協力協定調印 (1958.12.発効)
10	(仏) 海外県投資基金 (FIDOM), FIDES より分離独立		
1959年 (昭和34年)			
7	(仏) 援助協力基金 (FAC) 設置	3. 2	日本とカンボジアとの間の経済及び技術協力協定調印 (1959.7.発効)
9	IMF, 世銀増資発効 (IMFのクォータ92億ドルから140億ドルへ, 世銀の資本金100億ドルから210億ドルへ)	5.13	日本とベトナム共和国との間の賠償協定調印 (1969.1.1.発効)
12.30	米州開発銀行 (IDB) 設立	8.10	財団法人海外技術者研修協会設立
		9. 5	日本・インドネシア政府, 北スマトラ油田開発覚書交換
1960年 (昭和35年)			
1.12	(仏) 経済協力中央金庫 (CCCE) 設立	7. 1	アジア経済研究所法公布施行
3. 9	開発援助グループ (DAG), OEECの下部機構として発足	12.27	海外経済協力基金法公布 (輸銀法改正, 付則により東南アジア開発協力基金廃止)
5	欧州自由貿易連合 (EFTA) 発足 (ストックホルム条約発効)	12.27	国際開発協会 (IDA・第2世銀) に加盟
9.14	中東産油国及びベネズエラ, 石油輸出国機構 (OPEC) 結成 [本部, ジュネーブ]		
9	(加) 対外援助庁 (EAO) 設置		
9.24	国際開発協会 (IDA, 第2世銀) 設立		
10. 6	世銀, 対パキスタンコンソーシアム結成		
1961年 (昭和36年)			
3.13	(米) ケネディ大統領「進歩のための同盟」計画を発表	3.16	海外経済協力基金 (OECF) 設立・業務開始
5	アジア生産性機構 (APO) 発足 [本部, 東京]	5.26	アジア生産機構に加盟
5	パリ・クラブメンバーによる対ブラジル第1回債権国会議開催	6.22	対外経済協力審議会発足
6. 2	ラテンアメリカ自由貿易連合 (LAFTA) 発足 (モンテビデオ条約発効)	10	対パキスタン第1次円借款供与交換公文締結
6. 3	中米共同市場 (CACM) 発足	10.20	海外経済協力基金初の出資案件として北スマトラ石油開発協力 (株) に対する出資を承諾
7	(独) ヨーロッパ復興計画援助見返り資金 (ERP資金) による低開発国援助法成立	10.25	海外経済協力基金初の融資案件としてエジプトのスエズ運河浚渫事業に対する貸付を承諾
7	(伊) 対外援助基本法 (法律第635号) 成立	10.27	日本, OECD 開発援助委員会 (DAC) に正式加入
7.31	タイ, マラヤ, フィリピン, 東南アジア連合 (ASA) を結成		
8	(英) 技術協力省設置		
9	(米) 1961年対外援助法及び平和部隊法成立, 前法に準拠し同年11月国際開発局 (AID) 設立 (ICA, DIFは解消)		
9.30	OECD発足 [本部, パリ], DAGはOECDの下部機構となり開発援助委員会 (DAC) と改称		
9	(独) 経済協力省 (BMZ) 発足		
12.19	国連第16回総会, 「開発の10年」を決議		
12	クウェート, アラブ経済開発クウェート基金 (KFAED) を設置		
1962年 (昭和37年)			
5.22	DAC, 加盟国の開発途上地域援助実績の年次審査を開始	1.31	日本・タイ間の特別円問題解決の新協定調印
7.18	開発途上国, 「カイロ宣言」議決	5. 8	基金法改正
7	OECD, 対ギリシャ, トルコの援助につきコンソーシアムを結成	6.30	海外技術協力事業団 (OTCA) 設立 (アジア協会解散)
8	国際小麦協定 (IWA) 発効	9	経済及び技術協力に関する日本国とガーナ共和国との間の協定調印 (1962.9.発効)

年月日	海 外	月日	国 内
9.21 10.11 10.23 10.23	(独) ドイツ開発会社 (DEG) 設立 (米) 通商拡大法成立 OECD 開発センター設置 [本部, パリ] パリ・クラブメンバーによる対アルゼンチン第1回 債権国会議開催	11.28	OECD 開発センターへの参加を決定
1963年 (昭和38年)			
1 1 3 5.16 6.5 7 7.1 7.20 11	世銀, 対コロンビア協議グループ結成 DAC, 対タイ調整グループ結成 (米) 援助の効率化に関するクレイ委員会報告提出 GATT 閣僚会議, 関税一括引下げ交渉原則を決定 (ケネディ・ラウンド) IMF, 補償融資を開始 (第1回は対ブラジル) (英) 英連邦開発法成立, 植民地開発公社 (CDC) は英連邦開発公社 (CDC) と改称 (仏) 開発途上にある諸国との協力政策に関する報 告 (ジャンヌネ報告) 提出 国際コーヒー協定 (ICA) 発効 EEC・アフリカ新連合協定 (ヤウンデ協定) 発効 世銀, 対スーダン協議グループ結成	3.29 7.15 7.26	日本とビルマとの間の経済及び技術協力に関する協 定調印 (1963.7.発効) 海外移住事業団 (JES) 設立 OECD, 日本の加盟を承認
1964年 (昭和39年)			
2.15 3.23 ~6.16 9.10 10.26	プレビッシュ報告「新しい貿易政策を求めて」発表 第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD) 開催 [於 ジュネーブ], 「成長と援助」勧告採択, 「1%援助」 を決議 アフリカ開発銀行 (AfDB) 発足 [本部, アビジャ ン] (英) 海外開発省 (ODM) 設置 (技術協力省解消)	4.1 4.4 4.13 4.28 4 7 12.12	IMF 8 条国へ移行 海外コンサルタント企業協会 (ECFA) 設立 経済協力推進協議会発足 OECD に加盟 機材供与事業開始 ユーゴスラビアの経済改革に協力するための円借款 供与交換公文締結 政府, ブラジル・ミナス製鉄所に対する出資を決定
1965年 (昭和40年)			
3 3.29 4.7 5 6.1 6 7.23 7.28 10 11.22 12	IMF, 第2回増資決定 (クォータ160億ドルから210 億ドルへ) ECAFE, アジア開発銀行 (ADB) 設立を決議 (米) ジョンソン大統領, 「東南アジア開発構想」を 提唱 (蘭) 低開発国投資銀行 (NIO) 設立 世銀, 対エクアドル調整グループ結成 (英) 無利子借款制度を導入 (カナダにおいても同 年導入) DAC, 援助条件緩和勧告採択, UNCTAD 「1%援 助」の支持を確認 世銀, 対セイロン緊急援助会議結成 世銀, 対タイ及びマレーシア協議グループ結成 国連第20回総会において UNSF と EPTA を統合して 国連開発計画 (UNDP) とすることを決議 IDA 増資実施 (1967年まで各年250百万ドル)	4.1 6.24 9 10	日本青年海外協力隊発足 (海外技術協力事業団) 大韓民国との間で, 「財政及び請求権に関する問題 の解決並びに, 経済協力に関する協定」に調印 (1965.12.18 発効) 第1回海外経済協力協運週週間実施 対中華民国円借款供与交換公文締結 メコン開発委員会, 第1期計画に対し, 400万ドル の拠出を決定
1966年 (昭和41年)			
2 6 6.14 6 6 7 8	(仏) 協力省業務を外務省の外務担当局に移管 (豪) 低開発国に対する特惠供与実施 第1回アジア太平洋協議会閣僚会議 (ASPAC) 開 催 [於ソウル] 第1回東南アジア開発閣僚会議開催, 農業の重要性 を強調 [於東京] GATT の低開発国条項発効 (いわゆるガット新章 「貿易及び開発」) 世銀, 対ベルー協議グループ結成 (英) 1966年海外援助法設立 (ODM に対して援助供 与に関する法的権限を付与)	2 3 5 6.27 7 7 7	輸銀, 66年度の輸出振興策として, 開発途上国に対 し, バンクローン方式を活用することを決定 政府, 東南アジア閣僚会議において, 農業開発会議 設置を提案することを決定 財界4団体 (経団連・日経連・生産性本部・シオス 協会), 国際経営協力委員会を設置 輸銀, IDB に対する円借款供与契約に調印 (国際金 融機関への最初の円借款) 対インドネシア第1次円借款供与交換公文締結 対ウガンダ円借款供与交換公文締結 OECF, ツーステップローン開始

年月日	海 外	月日	国 内
8.22	ADB設立協定発効(11月ADB設立)	7.29	日本道路公団、世銀からの1億ドル借款に調印
9	IMF、補償融資制度を改訂(引出し規定を緩和)	8	対タンザニア円借款供与交換公文締結
9.19	IMF第1回対インドネシア債権国会議開催〔於東京〕	9	対ケニア円借款供与交換公文締結
10.14	国際投資紛争解決条約発効	9	ADBの出資金第1回の払込み完了
11.11	(米)1966年平和のための食糧法(PL480の改正法)成立	11	対ナイジェリア円借款供与交換公文締結
12	東南アジア農業開発会議開催〔於東京〕	11	対マレーシア円借款供与交換公文締結
12.19	ADB業務開始〔本部、マニラ〕		
12	英国の主催による対ガーナ債権国会議開催〔於ロンドン〕		
1967年(昭和42年)			
1.1	国連工業開発機関(UNIDO)発足	6.6	外資審議会の答申に基づき資本取引自由化の基本方針を閣議決定
2	世銀内に国際投資紛争解決センター(ICSID)設置	8.9	第1回日韓定期関係会議開催
3	世銀、対モロッコ協議グループ結成	8.17	世銀の国際投資紛争解決条約に正式加盟
5.15	ケネディ・ラウンド妥結	10	日本商工会議所、「アジア民間共同投資会社」調査特別委員会を新設することに決定
8.8	東南アジア諸国連合(ASEAN)結成	10.2	石油開発公団設立
8.15	第5回貿易開発理事会(TDB)開催、第2回UNCTAD総会の仮議題を採択、IDA増資勧告を決議	11.24	政府、開発途上国に対する特惠供与の方針を決定
9.11	IMFリオ総会、特別引出し権(SDR)創設を決議		
10.10	77カ国開発途上国関係会議開催、アルジェ憲章採択		
12.1	OECD閣僚理事会、特惠供与6原則を決定		
12	東アフリカ共同体発足(東アフリカ共同役務機構を吸収)		
1968年(昭和43年)			
1	フランス経済協力中央金庫(CCCE)とアルジェリア開発設備金庫(EDA)が合併	1	タイへの円借款供与交換公文締結
2.1	第2回UNCTAD総会開催(一般特惠の原則等に関する決議、GNPの1%援助目標等で合意)	2	国際農業開発株式会社発足
2.27	米国輸出入銀行(EXIM)、輸出振興特別基金の業務開始	3.22	政府、開発途上国援助目標額を国民所得の1%からGNPの1%に引き上げる方針を決定
4	マクナマラ世銀総裁就任	5	外相、ベトナム復興特別基金をADBに設立することを提唱
4.4	第1回ADB年次総会開催〔於マニラ〕	7.2	インドネシア政府と初の円借款契約締結
5.1	カリブ自由貿易連合(CARIFTA)発足〔本部、ジョージタウン〕	9.12	OEFC、日本イタプア製油投資(株)に対する出資を承諾
5.9	第1回太平洋経済委員会開催〔於シドニー〕	9.29	政府、インドネシア経済協力使節団を派遣
5.18	アラブ連盟経済理事会、アラブ開発基金の設立を採択	11	対アフガニスタン円借款供与交換公文締結
9	対ベルー債権国会議開催〔於ロンドン〕	12.10	ADBの農業特別基金に初の拠出金27億円払込み(昭和43年度分)
10.23	UNCTADの砂糖会議開催〔於ジュネーブ〕、新国際砂糖協定案を採択 UNCTAD第1回特惠特別委員会開催〔於ジュネーブ〕		
1969年(昭和44年)			
4.9	第2回ADB総会開催〔於シドニー〕、「留保特別基金創設」を採択	1.27	マレーシア政府と初の円借款契約締結
5.26	コロンビア、チリ、ベルー、エクアドル、ボリビアの5カ国、アンデス共同市場(ACM)を結成	3	対カンボジア円借款供与交換公文締結
10	第24回IMF・世銀年次総会開催〔於ワシントン〕 「SDR(特別引出し権)発動決議案」を可決	4.9	第2回ADB年次総会〔於シドニー〕で福田蔵相「5年以内にアジアへの援助を倍増する」と言明
10.1	ピアソン報告「開発におけるパートナーシップ」発表	9.16	政府、対外経済協力審議会を改組
12.3	ジャクソン報告「国連開発制度の能力に関する研究」発表	10.1	対外直接投資の第1次自由化(30万ドルまで自動許可)
12	(米)民間海外投資会社(OPIC)設立法案成立	10.6	カンボジア政府と初の円借款契約締結
		11	大蔵省、アジア開銀特別基金への日本の第2回拠出条件を大幅に緩和(多目的開発)する方針を決定
		12.18	タイ政府と初の円借款契約締結
1970年(昭和45年)			
1.1	国連、ティンバーゲン報告、「第2次国連開発の10年」提言	1	通産省、経済協力プロジェクト協議会発足
		2.1	アジア貿易開発協会発足

年月日	海 外	月日	国 内
1.31	カリブ開発銀行の設立総会開催〔本部、ブリッジタウン（於バルバドス）〕	2.12	大蔵省・日銀が世銀に対する1億ドルの第1回貸付契約に調印
3. 4	(米) ピーターソン報告書、「1970年代における米国の対外援助のための新しいアプローチ」発表	5	海外投資保険法の改正、施行
6	国連アジア太平洋統計研修所発足〔本部、東京〕	5. 6	ビルマ政府と初の直接借款契約を締結
7	コメコン国際投資銀行の設立協定成立	9. 1	対外直接投資の第2次自由化（1件につき100万ドルまで自動許可）
7. 1	アフリカ民間投資会社（SIFIDA）発足〔本部、ルクセンブルク〕	9. 7	対外経済協力審議会、ひもつき援助撤廃を答申
9.14	DAC上級会議開催〔於東京〕	10.21	政府、開発途上国に対する特惠供与方式と特惠品目リストの最終案を決定
	国際機関への提出、二国間開発借款のアンタイングについて加盟国の大多数が合意を表明	11	ADBの円貨債発行を調印
9	(米) ニクソン大統領、特別対外援助教書を発表	12.28	ADBへ108億円提出
10.24	国連創立25周年記念総会〔於ニューヨーク〕 「第2次国連開発の10年」の決議を採択 国連貿易開発会議（UNCTAD）特惠特別委員会の一般特惠計画に関する報告書を採択		
1971年（昭和46年）			
2	国連穀物会議、新国際穀物協定を採択	1.28	シンガポール政府と初の円借款契約締結
8.15	(米) ニクソン大統領、総合的な新経済政策を発表（金・ドル交換の一時停止、10%の輸入課徴金設定、90日間の賃金・物価の凍結等8項目）	2.15	国際開発センター（IDC）設立
		3	日銀、世界銀行に対する360億円の円貸付に調印
10.25	国連総会、中華人民共和国の国連参加を決定	6.30	初の円建て世界銀行債発行（110億円）契約調印
12.18	10カ国蔵相会議開催〔於ワシントン〕、多国間通貨調整について合意（スミソニアン体制）	7	特惠関税供与の実施閣議決定（特惠供与対象国95カ国、対象品目は農水産品、鉱工業品892品目）
		7. 1	対外直接投資の第3次自由化
		10. 8	トルコ政府と初の円借款契約締結
		11.29	フィリピン政府と初の円借款契約締結
		12.19	政府は臨時閣議で1ドル＝308円の新為替レートを決定
1972年（昭和47年）			
4	ECAFE総会開幕〔於バンコク〕 開発途上国の自助努力と先進国の援助増大要求の「バンコク宣言」、地域協力援助拡大決議等採択	4	ADB債（第3回円建て債）100億円発行に調印
4.13	第3回UNCTAD総会開催（日本は開発途上国に政府援助対GNP比0.7%、特惠77の改善意図表明）	5.20	新「円対策」7項目決定
5.19	第5回太平洋経済委員会〔於ウェリントン〕「太平洋国際投資憲章」を採択	5.26	対外経済関係調整特別措置法案閣僚決定（政府借款のアンタイング化導入）
6.23	ポンド変動相場制に移行を決定（ロンドン外国為替市場を閉鎖）	6. 8	対外直接投資の第4次自由化
10.17	DAC、援助条件の新勧告 グラント・エレメント25%未満のものはODAとして認めない。条件緩和の基本目標をグラント・エレメント84%、LLDCに特別条件（ODAの平均グラント・エレメント86～90%）を採択	7.14	豪州円建て国債に調印
			100億円発行調印、豪州円建て国債はわが国で発行される初めての外国国債
		7.20	ベトナム政府との初の円借款契約締結
		7	第4回世銀債発行に調印、発行額200億円。年利7%。わが国初の期間15年の円建て債
		9. 9	OECE、「外貨貸し」業務開始
		9.11	アジア貿易開発協会を海外貿易開発協会に改称
		12.11	政府、第7回東南アジア開発閣僚会議において、LDCアンタイングの実施を宣言
1973年（昭和48年）			
1. 1	拡大EC発足（9カ国）	2	世銀円建て私募債発行に調印
2.12	ヨーロッパ外為市場閉鎖	2.12	ペルー政府と初の円借款契約を締結
	米財務長官はドルの10%切下げを発表	2.14	変動相場制に移行
3.11	EC6カ国、共同変動相場制移行	4	ECAFE総会〔於東京〕
4	ADB総会〔於マニラ〕、アジア開発基金の新設、ビルマの加盟承認等を決議	5	円建てシンジケートローン第1号イランへ総額147億円、融資団は外為18行
	国際コリア協定発効	5. 9	ケニア政府と初の円借款契約締結
6.30	GATT閣僚会議、新国際ラウンド（東京宣言）を採択	5.14	パラグアイ政府と初の円借款契約締結
9.14	OPEC加盟6カ国、原油公示価格20%引上げを決定（第1次石油危機発生）	5.23	エチオピア政府と初の円借款契約締結
10.16	OPEC加盟6カ国、原油公示価格20%引上げを決定（第1次石油危機発生）	6. 2	海外漁業協力財団設立
10	インドシナ援助会議開催、借款団結成に至らず	7. 1	金属鉱物探鉱促進事業団を金属鉱業事業団に改称
11	コロンボ・プラン協議委員会開催	7.10	マダガスカル政府と初の円借款契約締結
		9.21	北ベトナムと国交樹立

年月日	海 外	月日	国 内
		12	北朝鮮に輸銀融資適用
1974年 (昭和49年)			
1. 4	コメコン国際投資銀行が開発途上国に対する信用供与のための特別基金を設立	1. 7	田中首相、東南アジア5カ国訪問(各地で反日暴動頻発)
1	24カ国開発途上国蔵相会議開催	1. 7	通産相、石油危機に対処するため中東各国を訪問(円借款供与を約束)
4. 6	ECAFEがアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に改称	3.29	バングラデシュ政府と初の円借款契約締結
4. 7	OPECは開発途上諸国援助のための「特別開発基金」(通商OPEC銀行)の設立を決定	6.26	ラオス政府と初の円借款契約締結
4	資源と開発についての国連特別総会開催、第4世界救済の特別委を新設	7. 8	自民党対外経済協力委員会が経済協力の抜本改革提唱
6	IMFの特別融資制度、32億SDRで発足	8. 1	海外技術協力事業団、海外移住事業団と海外貿易開発協力の業務の一部を引き継ぎ、国際協力事業団(JICA)設立
8.30	国連世界人口会議開催〔於ブカレスト〕、「世界人口行動計画」採択	9	イラクと経済技術協力協定を締結
9.15	IMF拡大融資制度を設置	10. 9	ネパールと農業協力協定を締結
9.27	開発途上国緊急援助46カ国会議開催	11.14	ザイール政府と初の円借款契約締結
11.15	OECD、国際エネルギー機関(IEA)を設置	11.28	エジプト政府と初の円借款契約締結
11.16	世界食糧会議(WFC)開催〔於ローマ〕、「飢えからの解放は全人類の責任」の行動宣言を採択	12.27	ヨルダン政府と初の円借款契約締結
12.15	国連総会、「経済権利義務憲章」を採択		
1975年 (昭和50年)			
1.14	先進10カ国蔵相会議開催(金融援助機関を早急に設立することで合意)	3. 1	日本・サウジアラビア経済技術協力協定に調印
2	食糧備蓄主要国会議開催〔於ロンドン〕	3. 1	ルワンダ政府と初の円借款契約締結
2	米(コメ)貿易基金創設総会開催	4.24	日銀が初めてADBへ300億円の融資実施
2.26	ESCAP総会(ニューデリー宣言「新しい国際経済秩序確立のための地域的役割」を採択)	4.28	MSAC援助のための国連総長特別基金に650万ドルを拠出
2.28	ECとアフリカ、カリブ海、大洋州のLDC46カ国との新しい通商・援助協定(ロメ協定)を締結	6.20	政府は対外経済協力充実のためOECD・輸銀の業務分担の再編を決定
3.26	第2回UNIDO総会、「世界経済の新秩序確立」に関するリマ宣言及び行動計画を採択	6	政府、モザンビーク難民救済のため同国政府に対し1億2000万円の緊急援助を供与することを決定
4	オイルダラー還流促進のための金融支援基金協定OECD本部で調印	7. 4	政府、「対外経済協力関係協議会」を設置
4.30	ベトナム戦争終結(サイゴン陥落)	7	政府、パレスチナ難民に対し、国連救済事業機関を通じ200万ドル相当の食糧援助を供与することを決定
5	第3次国連海洋法会議が12カイリ領海、200カイリ経済水域などをとり入れた「統一草案」をまとめて開幕	7.26	アルジェリア政府と初の円借款契約締結
5.28	アフリカ西部15カ国による「西アフリカ経済共同体」発足	8	対北ベトナム無償経済協力の合意成立
6.13	IMF・世銀合同開発委員会開催〔於パリ〕、開発途上国に対する新融資制度「第3の窓口」設置を決定	8	一次産品の輸入促進のための輸銀特別融資措置発表
7	GATT貿易交渉委員会開催〔於ジュネーブ〕熱帯産品問題の早期妥結で大筋合意	9	ケニアとの経済協力協定締結
9.16	国連経済特別総会開催〔於ニューヨーク〕、「開発と国際経済協力」を採択	10	政府、北ベトナムに対し、石炭開発に必要な機材購入のために85億円の無償援助を行うことを決定
9	OPEC臨時総会開催〔於ウィーン〕、原油価格10%引上げで合意	10.29	ボリビア政府と初の円借款契約締結
10.18	中米経済機構(SELA)憲章調印	11.21	ブルガリア政府と初の円借款契約締結
11.15	第1回先進国首脳会議(サミット)開催〔於パリ〕、「ライプエ宣言」採択		
12.16	国際経済協力会議(CIEC)開催〔於パリ〕、エネルギー、一次産品、開発及び金融の4委員会発足決定		
1976年 (昭和51年)			
1.28	OPEC、国際開発基金を設立	1	政府、「アジア・ニューデール」構想を発表
2. 7	77カ国グループ関係会議開催〔於マニラ〕一次産品総合計画など呼び掛けるマニラ宣言と行動計画を採択	2	中部ブラジル(セラード地域)開発について政府間で基本的合意成立
		3	政府、北ベトナムに対して技術・資本協力を約束

年月日	海外	月日	国内
2.24	ASEAN（東南アジア諸国連合）首脳会議開催〔於パリ〕、「バリ宣言」を採択	3.16	ネパール政府と初の円借款契約締結
5.17	第17回IDB総会開催〔於メキシコ〕、英・西独等欧州11カ国及び日本の新規加盟、増資等を承認	3.31	インド政府と初の円借款契約締結
5.30	第4回UNCTAD総会開催〔於ナイロビ〕、一次産品共通基金設立について準備会議を開くことで南北間の妥協成立	4.27	モロッコ政府と初の円借款契約締結
5.31	国連人居居住会議（HABITAT）開催〔於バンクーバー〕、「バンクーバー宣言」を採択	5.6	パキスタン政府と初の円借款契約締結
6.10	国際農業開発基金（IFAD）創設会議開催〔於ローマ〕、拠出金目標総額10億ドル	7.9	IDBに加盟
6.27	第2回先進国首脳会議開催〔於プエルトリコ〕、「サンファン宣言」を採択	7.29	日比両国政府、対比賠償支払い終了の確認書に署名（第2次大戦に係る賠償供与がすべて終了）
7	「第5次錫協定」採択	8	通産省、「一次産品対策委員会」設置を決定
8.16	第5回非同盟諸国首脳会議開催〔於コロンボ〕 第3世界銀行構想提案・経済宣言、政治宣言、経済協力行動計画を採択	8	一次産品共通基金に対する対応策を協議
10	第2世銀（IDA）第5次増資合意	8	日本・モンゴル経済協力協定締結決定
12.2	ASEAN・ECの合同研究グループ（JSG）会議開催	8	大蔵省、77年度の経済協力予算拡充の方針を発表（①無償資金供与、②国際機関への出資、③技術援助等を拡充させる方針）
12	ADB、オイル・マネー導入	8.30	スーダン政府と初の円借款契約締結
		8.31	対外経済協力審議会・経団連が政府開発援助の大幅拡大を求める意見書を提出
		9.14	大蔵・外務両省、新しい無償援助方針を発表 アジア開発途上国の食糧増産に重点を置いた無償援助（食糧増産特別援助）を77年度から実施する方針
		10.15	スリランカ政府と初の円借款契約締結
		11	通産省、開発途上国の工業立地計画に対する総合的技術・資金援助強化方針を発表
		12	日韓経済協定会議開催（第4次経済開発5カ年計画に対する日本の協力について討議）
1977年（昭和52年）			
2.24	ASEAN諸国、「特惠関税貿易基本協定」に調印	1	外務省、政府開発援助拡大方針を発表（1980年までにODAを1兆円程度まで拡大、対GNP比率0.35%まで引き上げる方針）
3.25	EC首脳会議、一次産品共通基金設立で合意		
4	IMF、「IMF新融資基金構想」提案	1	モンゴルに50億円の無償援助供与
5.7	第3回先進国首脳会議開催〔於ロンドン〕	1	第2世銀（IDA）の増資引受け決定（IDAの第5次増資（1978～80年度）に協力するため、7億9200万ドル先進国分担額、72億ドルの11%出資）
5.30	国際経済協力会議（CIEC）閣僚会議開催〔於パリ〕	2	政府開発援助実施の敏速化を図るため関係省庁間連絡会議設置
6	第3回国連世界食糧理事會年次総会開催〔於マニラ〕世界から飢餓をなくすための22項目にわたる国際行動計画を承認	5.29	政府、シンガポール油化計画に30億円の出資決定
6	OECD閣僚理事会開催〔於パリ〕 CIEC後の南北関係のあり方を協議し、「開発途上国との関係についての宣言」を採択	5.30	政府、CIEC閣僚会議においてODA5年倍増を表明
7.12	OPEC総会が石油価格統一を正式決定	6	OECEによる円借款の有効な活用を図るため、①商品借款拡大、②開発資機材援助供与、③中進国援助増大、④新規プロジェクトの発掘等で合意
8.29	IMF新融資制度決定 同制度への資金拠出国は日本を含む先進7カ国及びOPEC諸国7カ国の計14カ国で、拠出総額は84億3500万SDR（約98億ドル）	7.14	エクアドル政府と初の円借款契約締結
8	国連砂漠化防止会議開催〔於ナイロビ〕 「砂漠化と戦う行動計画」を採択	8.5	イエメン政府と初の円借款契約締結
9	第31回国連総会「南北問題」特別会期開催 CIECの会議の評価、新国際経済秩序実現の方法、今後の南北問題討議のあり方等を協議	8.6	首相、ASEAN諸国及びビルマを歴訪 福田ドクトリン（東南アジア外交三原則）を発表し、ASEAN5大共同プロジェクトに対する10億ドルの資金援助を表明
11.7	UNCTAD協議を開催〔於ジュネーブ〕、一次産品共通基金の設立に関する交渉会議を再開	10	日本銀行、世界銀行に対し国際収支黒字減らし対策の一環として300億円の貸付を決定
11	日米欧委員会、「アジア米倍增計画構想」を承認	12.17	外務省、「経済協力の現状と展望」を初めて発表
11.10	国際農業開発基金（IFAD）設立協定発効	12.26	チュニジア政府と初の円借款契約締結
		12.29	ザンビア政府と初の円借款契約締結
1978年（昭和53年）			
2.28	DAC本会議開催、グラント・エレメントの努力目標を現行84%から86%に引上げを採択	3.7	ニカラガ政府と初の円借款契約締結
3.11	UNCTAD閣僚特別理事会開催、開発途上国の累積債務問題を討議	4	政府閣僚会議、「政府開発援助3年増進計画」を決定
6	国連第4回世界食糧理事會開催〔於メキシコ〕 「飢餓と栄養失調撲滅のための行動計画」（メキシコ宣言）を採択	4.5	国際協力事業団法の一部改正（無償資金協力に関する業務の一部移管）
6	OPEC第51回定例総会開催〔於ジュネーブ〕 年内原油価格凍結を採択	4.14	タンザニア政府と初の円借款契約締結
		4.19	マラウイ政府と初の円借款契約締結
		6.27	石油開発公団を石油公社に改称
		7.16	福田首相、ボン・サミットにおいてODA第1次中期目標（ODA3年増進計画）を国際的に公約

年月日	海外	月日	国内
7	第4回先進国首脳会議開催〔於ボン〕、「ボン宣言」(成長、エネルギー、貿易、援助、通貨に関する総合戦略)を採択	7	政府、ベトナム社会主義共和国(統一ベトナム)と初めて円借款交換公文締結
7	ESCAP貿易相会議開催〔於ニューデリー〕「域内貿易拡大のためのTAG(ESCAP貿易協力グループ)設置」を採択	8.12	日中平和条約調印〔於北京〕
7	アマゾン協力条約(アマゾンの天然資源)、ブラジル等関係8カ国によって調印	9	福田首相、中東訪問(イラン、カタール、アラブ首長国、サウジアラビアの4カ国)
8.15	世界銀行、開発途上国援助の実態と将来を展望した「世界開発報告」を発表	10	日本輸出入銀行、資源開発輸入の外貨貸し制度を発足
		10	日銀、世銀に対する300億円の貸付に調印
1979年(昭和54年)			
2.26	ASEAN・EC産業協力会議開催〔於ジャカルタ〕	3.30	リベリア政府と初の円借款契約締結
3.5	第35回ESCAP総会、「80年代の開発戦略」を採択	5	「海外経済協力基金法の一部を改正する法律」公布
3	「一次産品共通基金」設立交渉会議開催〔於ジュネーブ〕	5	日本輸出入銀行は中国銀行との間で4200億円限度の借款を供与する「基本事項覚書」に調印
4.5	FAO、第4回世界食糧安全保障委員会(SFS)開催〔於ローマ〕、「第5条の食糧安全保障行動計画」を採択	9.3	中国(谷牧副首相)、日本政府(大平首相)に円借款を正式要請
5.7	第5回UNCTAD総会開催〔於マニラ〕一次産品総合計画に合意	9.7	ゼネガル政府と初の円借款契約締結
6.28	第5回先進国首脳会議開催〔於東京〕、「東京宣言」(石油危機への対応策)を発表	10.12	政府、イラン石化計画に200億円の出資を決定
7.27	東京ラウンド(多角的貿易交渉)調印	12.5	大平首相訪中、総額15億ドル相当の対中国直接借款を正式伝達
9.8	第6回非同盟諸国首脳会議、国連包括交渉(GN)を提唱	12.18	外国為替及び外国貿易管理法を改正して外貨関係法律を一本化し、資本取引貿易決済を原則自由と根本的に改める
10	第4回国連天然ゴム会議開催、「国際天然ゴム協定」を採択		
10.31	ECとアフリカ・カリブ・太平洋諸国(ACP)との包括的な経済協力を定めた第2次ロメ協定調印		
1980年(昭和55年)			
2.1	米中貿易協定発効、批准書交換	1.29	モーリタニア政府と初の円借款契約締結
2	ASEAN銀行家会議総会、「ASEAN金融会社」の設立を協議	1.31	シエラレオネ政府と初の円借款契約締結
2	米国、国連国際労働機関(ILO)に復帰	3.3	コロンビア政府と初の円借款契約締結
3.7	EC・ASEAN外相会議開催、経済協力協定に調印	3	国連工業開発機関(UNIDO)東京事務所設立決定
4.17	IMF、中国加盟を正式承認	4.4	ホンジュラス政府と初の円借款契約締結
4.18	南ローデシア、ジンバブエ(Zimbabwe)として独立	4.30	初の対中国円借款(初年度500億円)E/N調印
6.22	第6回先進国首脳会議開催〔於ベネチア〕	5	経済同友会とASEANが「ASEAN・日本産業開発基金」設立に合意
7.30	ニューヘブリディス諸島、バスマツ共和国として独立	6.13	ドミニカ共和国政府と初の円借款契約締結
8.12	中南米11カ国、「中南米統合連合(ALADI)」設立に調印(中南米貿易連合(LAFTA)を衣替え)	7.10	日本・ASEAN経営者会議開催
8.25	第11回国連経済特別総会開催〔於ニューヨーク〕	10	「日本・ASEAN開発会社(AJDC)」設立決定
8	国連総会で初めて、石油、エネルギー問題を討議	10	「日・タイ民間経済会議」の設立に対する調印式〔於バンコク〕(旧日・タイ民間貿易合同委員会)
8	世銀、エネルギー開発銀行構想を提唱	11	外務省、「経済協力の理念」を発表
10	米中穀物協定正式調印〔於北京〕	11	日豪科学技術研究開発協力協定に調印
11	国連ココア会議開催、新たな国際ココア協定を承認	12	「総合安全保障閣僚会議」の設置正式決定、初会合開催
12.5	第35回国連総会、「第3次国連開発の10年に関する国際開発戦略」正式採択	12.2	第1回日中間僚会議開催〔於北京〕 ASEAN・日本経済協議会第1回総会開催(民間ベース)〔於ジャカルタ〕
1981年(昭和56年)			
1.1	ギリシャ、ECに加盟	1.8	鈴木首相、ASEAN5カ国歴訪
1.1	GATT、関税評価規約と政府調達規約発効	1.23	政府、ODA第2次中期目標(ODA5カ年倍増計画)策定
1.14	対パキスタン主要債権国会議開催〔於パリ〕	6.9	鈴木首相、EC諸国歴訪
1.31	OPEC蔵相会議、非産油開発途上国への援助問題について協議	8.24	地球コミュニティ会議開催〔於神戸〕
3.11	対ジャマイカ援助国会議開催(世銀主催、於キングストン)		

年月日	海 外	月日	国 内
3.19	中南米統合連合（ALADI）発足（旧中南米自由貿易連合（LAFTA）の発展的解消）	9. 7	OECDの「東京セミナー」開催〔於東京〕
5. 9	IGGI開催〔於アムステルダム〕		日本インドネシア・エネルギー合同委員会開催〔於ジャカルタ〕
5.21	IMF暫定委員会、最貧国に対する緊急援助計画採択	10	国際シンポジウム「南北対話への道－アジアのエネルギー問題を通じて」開催〔於大阪〕（ADB、大阪青年会議所主催）
7.20	第7回先進国首脳会議開催〔於オタワ〕	10. 7	ナイジェリア政府と初の円借款契約締結
8.10	新再生可能エネルギー国連会議開催〔於ナイロビ〕	10.16	ジャマイカ政府と初の円借款契約締結
8.26	「非同盟及び開発途上国の食糧及び農業増産のための円卓会議」〔於平壤、非同盟80カ国参加〕	10.26	OECD、国際天然ゴム機関に対する出資承諾
9. 1	国連、後発開発途上国会議開催	12. 7	ブラジル政府と初の円借款契約締結
9	英国自治領ベリーズ（旧英領ホンジュラス）、ベリーズとして独立		
10.22	「南北サミット」開催〔於カンクン、南北主要国22カ国参加〕		
11. 4	フランス及び仏語圏アフリカ諸国31カ国の首脳会議開催（一次産品の市場安定のための努力目標5項目まとめる）		
12	対ネパール援助国会議開催〔世銀主催、於パリ〕		
1982年（昭和57年）			
1	世界銀行、融資に手数料制を導入	1. 5	経団連、第2次臨調に対して経済協力等4分野に関する意見書を提出（ODA5年倍増計画の実現と年次別、国別の中長期援助基本戦略の策定を主張）
2.22	第三世界検討会議（南南会議）開催〔於ニューデリー〕	2	日本政府、中米・カリブ諸国への援助強化を決定
3	チュニジア、OAPECに正式加盟	4	日本・ASEAN経済協議会（ASEANからの輸入増大構想等）
4	77カ国グループ金融専門家会議開催〔於ジャマイカ〕、第三世界銀行設立で合意	5	経済同友会、意見書「増大するカントリー・リスクへの対応について」を提出
4.21	対バングラデシュ援助国会議開催〔於パリ〕	6. 9	鈴木首相、国連軍縮総会で演説（軍縮による余力を援助に回すべきことを強調）
4	第3次国連海洋法会議、海洋法条約の草案採決	6	鈴木首相、ペルー、ブラジル歴訪
5.20	ハンガリー、IMFに正式加盟	9.26	鈴木首相、中国を訪問
6. 4	第8回先進国首脳会議（ベルサイユ・サミット）開催〔於パリ〕、「ベルサイユ共同宣言」採択	10. 2	外務省、初の「経済協力評価報告書」を発表
7. 7	ハンガリー、世銀に正式加盟	11.26	ジンバブエ政府と初の円借款契約締結
7	ADB、初の駐在員事務所をダッカに開設		
8	メキシコ、モロトリウム宣言。債務危機に陥る		
8. 3	OECD輸出信用部会、「混合借款」の原則禁止を合意		
8.10	UNCTAD、「1982年貿易・開発報告」を発表		
9. 7	IDA、「IDAの回顧・IDAの20年」を発表		
10	ADB、SDRの公的保有可能機関に指定される		
10.20	タイ、GATTに加盟		
11.19	国連人口報告を発表（世界人口45億人を超す）		
12. 6	海洋法条約署名会議開催〔於ジャマイカ〕		
12.17	OECD、「発展途上国の対外債務に関する分析」発表		
1983年（昭和58年）			
1. 5	世銀、民間との新協調融資方針を策定	1.11	中曽根首相、日本の首相として初の韓国公式訪問
2. 9	プラント委員会、「世界経済の現状と南北問題に関する報告」を発表	1	第2次臨時行政調査会第4部会、土光会長に報告提出（監督官庁権限の基金への委譲等）
2.17	ADB、81億ドルの増資決定	2. 1	日本、アフリカ開発銀行（AfDB）に正式加盟
2.23	世銀、「特別行動計画」を発表	3. 8	コートジボワール政府と初の円借款契約締結
2	IDB、157億ドルの増資決定	3. 9	大蔵省、「海外債権損失引当金」創設決定
3.10	ADB、特別融資制度を創設	4.30	中曽根首相、ASEAN諸国歴訪に出発
4. 1	IMF総務会、第8次増資正式承認（610億SDRから900億SDRへ）	5	政府、海外経済協力基金円借款の基準金利引上げ方針を決定（昭和58年度新規供与分から一律0.5%引上げ）
4.10	開発途上77カ国グループ第5回閣僚会議開催〔於ブエノスアイレス〕	5.12	ガーナ政府と初の円借款契約締結
5.28	第9回先進国首脳会議開催〔於ウィリアムズバーグ〕	7. 1	国際金融情報センター成立（カントリー・リスク情報の収集、分析、情報提供が目的）
6. 6	UNCTAD第6回総会開催〔於ベオグラード〕	9. 9	ギニア政府と初の円借款契約を締結
7.15	OECD輸出信用ガイドライン改定交渉、暫定案成立	10.24	タイドゥォーター会議開催〔於箱根〕、各国の援助担当幹部による南北問題の討論
7.19	IDA東京会議開催	11.18	通産省、ASEANのプラントリノベーション案件の本格調査開始を決定
9.15	世銀、日本・タイ両国民銀行と初の協調融資（タイ電々公社向け、80億円）	12	政府、EC委員会との共同援助実施で合意

年月日	海外	月日	国内
9	カリブ海のセントクリストファーネイビス（旧名セントキッツネイビス）が独立し国連加盟（国連加盟国が158カ国となる）	12. 6	ソマリア政府と初の円借款契約締結
9.24	世銀、アジアダラー市場で初の起債方針決定		
11. 5	FAO 総会開催〔於ローマ〕、世界食糧生産の地域的不均衡克服がテーマ		
11.30	IMF 第8次増資が発効（出資金を900億SDRに引上げ）		
1984年（昭和59年）			
1	英国自治領ブルネイが独立、ASEANの6番目の加盟国となる	3. 8	平和問題研究会、総合安全保障政策に関する中間報告を中曽根首相に提出（経済協力の強化を強調）
1. 9	IMF、第8次増資発効に伴う増枠融資制度の融資枠引下げ実施を正式決定	4	第40回ESCAP総会開催〔於東京〕
5.24	世銀理事会、84億ドルの特別増資と90億ドルのIDA第7次増資を正式決定（日本の世銀出資比率は4.99%で第2位となる）		行動計画（東京プログラム）及び1985～95年を「アジア太平洋運輸・通信の10年」とする東京宣言等を採択
6	世銀、初の環境政策声明を発表（途上国の経済開発に際して環境保全を図るための融資方針を示す）	5. 6	企画庁、ASEAN諸国への経済協力のあり方に関する調査結果を発表
6. 7	第10回先進国首脳会議開催〔於ロンドン〕	5.10	参院本会議で「対外経済関係一括法」が可決、成立
7. 9	第2回国連アフリカ難民援助国際会議（ICARAI）開催	6.27	カメルーン政府と初の円借款契約締結
8. 6	国際人口会議開催〔於メキシコ〕	7. 5	OEFCF、「国際経済協力懇談会」設置
9.22	IMF 暫定委員会開催〔於ワシントン〕、増枠融資制度の85年度融資枠を95%に削減	7.20	外務省、「創造的経済協力」を推進する方針を決定
9.23	IMF・世銀合同開発委員会開催（サハラ以南アフリカ諸国を救済する特別行動計画の支持等で合意）〔於ワシントン〕	10. 4	外務省、政府開発援助を環境保全面にも重点的に配分する方針を決定
10.23	OECD・DAC、対日審査を実施し、援助額と条件で一段の努力を勧告	10.27	外務省、無償資金協力と民間援助団体（NGO）活動を組み合わせる援助を実施する方針を決定
12	第3次ロメ協定調印	10	政府、「米州投資公社（IIC）」への出資を決定
12.31	米国、ユネスコから正式に脱退（UNESCO）		
1985年（昭和60年）			
3.12	国連アフリカ緊急援助国際会議開催	1. 5	外務省、アフリカに対する総合援助対策の実施を決定
4.11	OECD 閣僚理事会開催（タイド・エイド・クレジット及びアソシエイテッド・ファイナンスの透明性の強化等で合意）	1.24	安倍外相、アフリカへの緊急食糧援助実施を表明、日米の対外経済援助に関する初の次官級協議を開催
4	第4回太平洋経済協力会議開催〔於ソウル〕	1.25	日本政府、IFADの第2次増資への拠出を決定（110億3472万円以内）
5. 2	第11回先進国首脳会議開催〔於ボン〕		
7	日米欧、公的輸出信用規制の強化で合意	7. 1	政府、「サハラ以南アフリカ特別基金」との協調融資枠として175億円の供与を決定
9.12	IMF・世銀総会開催、(多国間投資保証機関(MIGA)の設立計画を承認)〔於ソウル〕	9.18	閣議にて、ODAの第3次中期目標を決定（1986～92年のODA実績総額を400億ドル以上とする等）
10. 6	IMF 暫定委員会、累積債務問題・融資制度、SDR配分問題、低所得国援助の新基金設立問題等を検討	12.27	外務省 ODA 実施効率化研究会、外相に ODA 予算以外の海外援助財源設立、NGO に対する政府援助の拡充等意見書を提出
12	英国、ユネスコから正式に脱退（UNESCO）		
12. 7	南アジア7カ国首脳会議開催〔於ダッカ〕、南アジア地域協力連合（SAARC）発足決定		
1986年（昭和61年）			
1. 8	OECD、DAC（開発援助委員会）は、1985年年度報告「開発援助25年」を発表	1.30	OEFCFのあり方を討議していた国際経済協力懇談会（座長・飯田経夫名大教授）、OEFCFの資金調達を抜本的に見直す報告書を発表
2.20	スペインのADBへの加盟発効（46番目の加盟国）		
2	フィリピンのコラソン・アキノ氏、臨時政府樹立	4. 7	国際協調のための経済構造調整に係る「前川リポート」発表
3	ITC（国際錫理事会）錫危機打開のための国際交渉が決裂	6.26	安倍外相、ASEAN 拡大外相会議でアジア外交強化へ3原則を提示（資材など国内調達分〔内貨〕への円借款にも応じる方針）
3.12	ADB、中国の加盟を発表、台湾の呼称は「中国」から「中国（台北）」へ	7	世銀との構造調整融資（SAL）開始
5	IMF、一部融資金利を1985年11月1日に遡り7.87%から7%に引下げ発表	8. 5	トーゴ政府と初の円借款契約締結

年月日	海外	月日	国内
6. 1	国連アフリカ特別総会、アフリカ経済復興開発にかかわる行動計画を発表	9. 19	経済対策閣僚会議、内需中心の景気拡大、雇用の安定等により、経済の拡大均衡を目指す総合経済対策を決定
7. 26	ADB、固定金利制を改め新たに変動金利制を採用	9. 28	宮沢蔵相、債務国救済のためIMFに36億ドル拠出を決定
8. 11	世界銀行新総裁にコナブル氏が就任	10. 16	ボツワナ政府と初の円借款契約締結
8. 15	SPF（南太平洋フォーラム）第17回首脳会議開幕	11. 18	中曽根首相訪中。第3次円借款に関して協議
8. 30	IMFがベルーを「融資不適格国」と宣言	12. 22	日本政府と世銀、世銀に「資金還流強化のための日本特別基金」創設で合意（日本の黒字の開発途上国への還流が目的）
9. 30	ASEAN経済閣僚会議、対日円借款負担軽減要請	12. 25	日本政府、開発途上国向けの円借款金利（現行平均約3.7%）を87年から各国平均で0.6%程度の引下げ決定
10. 20	日米欧の民間銀行団、IMFがメキシコ債務救済で合意。120億ドルの新規融資等	12. 26	日本政府、87年度のODA予算を今年度当初予算比5.8%増の6580億円と決定
11. 6	ASEAN・EC外相会議開催〔於ジャカルタ〕		
11. 16	世界債務国会議開催〔於リマ〕		
11. 16	SAARC（南アジア地域協力連合）サミット開催〔於バンガロー〕		
12. 8	ADB、民間企業に対し初の政府保証なし貸し付けを表明。第1号はパキスタンのセメント会社向け		
12	世銀、IDAの第8次増資（1987年7月から3年間）を総額124億ドルとすることで正式合意		
1987年（昭和62年）			
2. 20	ブラジルが対外債務の金利支払い停止を発表	1	日本政府、南アフリカ周辺国に対する援助強化方針を決定。タンザニア、ジンバブエ、ザンビア、モザンビークに調査団派遣
2. 20	世銀、86年の開発途上国債務1兆ドルを突破と予測する報告書発表	2. 6	シリア政府と初の円借款契約締結
2. 22	G7開催〔於パリ〕。イタリアがG7軽視に抗議、G7参加を拒否	4. 6	中曽根首相訪米、資金還流構想を発表
4. 27	第20回ADB総会が開幕し「日本基金」を創設	4. 27	ADB年次総会開催〔於大阪〕
6. 8	第13回主要先進国首脳会議（ベネチア・サミット）開催	5. 25	対外経済審、「ODAの贈与比率拡大を」と答申
6. 15	ASEAN外相会議が共同声明で日本の投資拡大を要望	5. 30	86年のODA、最高の56億ドルで対GNP比は0.29%に
7. 1	世銀は「世界開発報告」の中で景気後退を警告	5	経済対策閣僚会議が緊急経済対策発表
7. 10	UNCTADが「途上国の需要喚起に対策を」と87年の年次報告発表	6. 15	ASEAN拡大外相会議開催〔於シンガポール〕
8	UNCTAD総会〔於ジュネーブ〕、日本が提案した開発途上国への200億ドルの官民資金還流計画を「歓迎」。最終文書採択	6. 15	倉成外相が円高で増大のASEAN債務を「資金還流」で支援、と演説
		7	経済構造改善努力支援（ノン・プロジェクト）無償資金協力開始
		11. 26	ブルンジ政府と初の円借款契約締結
1988年（昭和63年）			
4. 13	G7開催〔於ワシントン〕、為替安定に向けた政策方針を再確認する共同声明発表	1. 4	東京外国為替市場、円は終値121円65銭の新高値を記録
4. 14	米国防長官、日本に経済援助増額を要求	4. 14	宮沢蔵相、IMF暫定委で累積債務問題で新しい仕組み提言
5. 27	OAU（アフリカ統一機構）の第24回首脳会議、加盟国の連帯と団結を強調	4. 19	モリシヤス政府と初の円借款契約締結
6. 19	第14回先進国首脳会議（トロント・サミット）、後発開発途上国債務救済で合意	5. 29	竹下首相、西独外相と「債務国の自主成長を促す」との認識で一致
8. 20	イラン・イラク戦争、停戦へ	6. 14	政府、ODA第4次中期目標発表
9	ADBは加盟国投票で、日、米、スウェーデンの3カ国による特別増資案を賛成多数で承認	6. 18	竹下首相、後発開発途上国に対し実施してきた総額55億ドルの円借款を全額贈与に切り換え、事実上帳消しにすることを表明
9. 22	米國務省、国軍によるクーデターで政情不安が続いているビルマに対し、米国の援助を停止すると発表	7. 11	総務庁、ODAに関する行政監察結果を発表、開発途上国からの緊急援助要請への対応に機動性を欠き、補修部品の供給などアフタケアも不十分と指摘
9. 27	IMF・世銀総会で、環境問題が途上国の貧困問題と併せて重要な問題として浮上	7. 12	ニジェール政府と初の円借款契約締結
10. 4	パリ・クラブ（西側債権国会議）、最貧国の公的債務を軽減するための新しい救済策で最終合意	9	大蔵省、ODAを含む資金流出額が前年比40.4%増と大幅に増えた旨発表
11. 21	OPEC、1バレル＝18ドルを引き続き目標とすることを盛り込んだ新生産協定に調印		
12. 12	中南米主要7カ国の蔵相・経済相、債権国との交渉を支援する「リオ・クラブ」を結成		
1989年（昭和64年・平成元年）			
1. 1	SAARC（南アジア地域協力連合）の第4回首脳会議（域内の貧困追放をめざす経済計画策定で合意）	1. 24	ODA予算は総額が7557億円と昨年度当初より547億円増加。増加額では過去最高

年月日	海外	月日	国内
2.16	OECD, 日本のODA「第4次中期目標」計画を歓迎	2	ODA事業予算規模は支出純額ベースで前年度当初予算比1.6%増の1兆3698億円
4.21	日米欧民間銀行団とメキシコ政府, メキシコの中長期債務のうち11億8000万ドルの元本返済を繰り延べることで合意	2.18	政府がブラジル政府との間で進めていた公的債務繰り延べ交渉が合意に達し, 対象債務2800億円はこれまでの最大規模に
6.18	ビルマが国名をビルマ連邦から「ミャンマー連邦」に変更	2.22	マリ政府と初の円借款契約締結
7.14	第15回先進国首脳会議(アルシュ・サミット)	4	NGO, 事業補助金制度開始
7.26	OAU首脳会議, 債務については債権国を含めた国際会議の開催を決議	6	88年のODA, 91億ドルで前年比22.5%増。3年連続の2位
10.23	ハンガリー政府, 1949年以來の「ハンガリー人民共和国」から「ハンガリー共和国」への国名変更を宣言	7.15	宇野首相, アルシュ・サミットで途上国向け環境支援強化(1989-92年に3000億円)を表明
11.10	ベルリンの壁崩壊	9.5	海部首相, メキシコへの累積債務救済融資20億5000万ドルのうち, 14億ドルを平成2年1月までに前倒しで実施することを表明
11.12	太平洋を囲む日本, 米, ASEANなど12カ国が新しい経済協力の道を探る第1回アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC会議)開幕	10.9	ウルグアイ政府と初の円借款契約締結
12	米ソ首脳会談〔於マルタ〕, 冷戦後の新秩序を協議	11	OECD, 開発途上国向け開発援助における環境配慮のための指針を発表
		12.8	会計検査院, 検査結果報告の中で初めてODAに言及, その効率的実施を指摘
1990年(平成2年)			
1	IFC, ポーランド国営輸出開発銀行との間で5000万マルク(約42億円)の信用供与を行う協定に調印	1.15	海部首相, ポーランド, ハンガリー両国に対し, 総額19億5000万ドルに上る支援策を表明
2.9	パリ・クラブ, ポーランド第5次債務繰り延べ合意	1	中山外相, ワルシャワにてポーランドの通貨安定化基金へ1億5000万ドルの円借款供与交換公文に署名
2	民主カンボジア, カンボジアへ国名変更	1.16	OECDはポーランド政府との間で, 約213億9000万円を限度とする商品借款契約を締結
5.8	G7開催〔於ワシントン〕, IMF増資は「日独2位」で合意	1.23	中山外相, ODA予算は事業規模で1兆4494億円, 前年度比5.8%増になると報告。3年連続で世界一
5.8	EC委員会は東独の経済再建支援のため, 1990-93年の間にマーシャル・プランの資金を計60億マルク(約5740億円)融資することを承認	2.9	グアテマラ政府と初の直接借款契約を締結
5.22	北イエメン, 南イエメン統合, イエメン共和国誕生	6.26	経団連「わが国の経済協力と政府開発援助の今後のあり方について」を発表
5	東西両独, 経済統合の国家条約調印	7.15	世銀借款37年目に完済
5	欧州復興開発銀行(EBRD), 関係各国が設立協定に調印	8	政府は湾岸周辺諸国に対する経済支援の基本方針を決定。エジプト向け円借款を再開(126億円)
8.2	イラクがクウェート侵攻, 米英各国が海上封鎖	8	外務省は中東諸国への支援を今年度のODA予算から支出することを決定
9	世銀, 1989年を「アジアの経済的奇跡を締めくくる年」と位置つけた1990年度年次報告を発表	8.30	政府は中東貢献策の資金協力として多国籍軍に10億ドル拠出することを決定
9.22	G7開催〔於ワシントン〕, ベルシャ湾岸危機による石油価格上昇で深刻な影響を受けている国々を支援するため, IMFと世銀が融資を弾力的に運営するよう求める声明を発表	9.14	政府はヨルダン, エジプト, トルコの中東周辺3カ国に対し, 総額20億ドル弱の経済支援を行うことを決定
11	世銀, 経済調査団をベトナムに派遣	10.5	「1989年のわが国から開発途上国への資金の流れ」によると, ODAや民間企業による直接投資など官民併せた資金の総額は241億3300万ドルで, 1987年から3年連続世界一
11.5	日本を含む先進国, 湾岸諸国計24カ国で構成されている湾岸危機資金支援調整グループは, 拠出総額が130億ドルに達したと発表		
11	湾岸協力会議(GCC), ソ連に対し40億ドルに上る緊急援助の提供を申し入れ		
12.18	世界銀行「世界債務報告1990-91」, 途上国の債務合計は89年末時点で1兆2610億ドルと横ばいと発表		
1991年(平成3年)			
1	コール独首相, イスラエルに対し2億5000万マルクの緊急人道援助を行うことを発表	1.23	政府, 湾岸戦争に突入した多国籍軍に対し, 90億ドルの追加支援決定
2.24	日米欧等27カ国が参加した湾岸危機金融支援調整委員会(CGFCF)は, イラク周辺国に対し新たに約8億3500万ドルを援助することで合意	2	海部首相, ニカラグアに対し, 9億円の無償援助を行うことを表明
4.7	IDB総会〔於名古屋〕, 日米は中南米多国間投資基金にそれぞれ年1億ドルずつ5年間出資する旨表明	2.19	日本政府, シリアに対し湾岸戦争後の復興支援のための円借款5億ドル(約650億円)供与を決定
		3.8	日本政府, クウェートに対し, 救済物資供与決定
		3.11	外務省は昨年来の湾岸周辺諸国援助の一環として, シリアに対し1億ドルの商品借款の供与を決定

年月日	海 外	月日	国 内
4.15	欧州復興開発銀行（EBRD）発足	4.10	海部首相は、ODAの実施に関する新たな4項目の指針（相手国の①軍事支出、②兵器の開発・製造、③武器の輸出入、④民主化の度合い）を表明
6. 1	OECD 閣僚理事会は援助の実施における留意事項として「過度な軍事支出の削減」「民主化の推進」を盛り込むコミュニケを発表	4.16	橋本蔵相、EBRD 総会で、日本政府全額出資でEBRD 内に「日本・欧州協力基金」を創設し、今年度8億5000万円拠出する旨を発表
6.19	環境と開発に関する開発途上国会議、途上国向け環境基金「グリーン・ファンド」の創設などを提唱した「北京宣言」を採択	5. 1	政府は地球環境保全のための ODA 供与3カ年計画（89～92年）の完了を1年早め、今年度から新計画の実施を決定
7.16	ロンドン・サミット開催（先進各国は最貧国に対する債務救済拡大で合意）	5.24	政府は ODA 円借款の金利を現行の平均2.6%から平均0.3%引き上げることと決定
8. 2	独KfW、ソ連に対し総額2億マルクの借款供与	5.27	海部首相は国連軍縮京都會議において、ODA 指針を世界的な軍縮に向けてのわが国の努力の1つとして言及
8.20	ソ連クーデターを機に、米欧、対ソ支援凍結へ	7. 1	途上国の環境保護等を目的とした「地球環境日本基金」発足
8.22	ソ連クーデター失敗を受けて、世銀ほか欧米各国は援助再開を決定	8. 4	通産省、アジアの環境保全を目的とした「グリーン・エイド・プラン」を92年度から実施することを表明
9.19	IFC、10億ドルの増資をし、2000年までに40億ドルの投融资援助を行う方針を発表	8.20	政府、対ソ支援当面停止を決定
9.26	IMF、ソ連の準加盟を承認	9. 5	モンゴル支援国会合開催〔於東京〕
10. 4	IMF、モンゴルへ3080万ドルの初融資を承認	11. 5	宮沢内閣成立
11. 6	バルト3国が独立		
12. 8	スラブ3共和国がソ連邦解体を宣言。独立国家共同体創設協定に合意		
12.25	ソ連ゴルバチョフ大統領正式辞任。ソ連邦消滅		
1992年（平成4年）			
4. 4	世銀・UNDP・UNEPは地球環境基金の拡充強化の検討を開始	1.21	外務省は1992年ODA予算総額を1兆6900億円（11.1%増）と発表
4. 5	OECD、DACはODAの供与に際し、対象国の軍事支援を考慮することで合意	3. 3	政府はパナマに対し初の円借款契約締結
4.27	アゼルバイジャンを除く旧ソ連邦14カ国のIMF加盟が正式に承認される	5.25	政府はインドシナの経済復興に対する日本の現地援助体制を本格的に整備する方針。JICAが来年度プノンペンに事務所を開設し、OEFCは駐在職員をハノイの日本大使館に派遣する方針
5.28	モンゴル支援国会合〔於東京、共同議長国日本、世銀〕で、1993年度末までにモンゴルに対して5000万ドルの円借款を供与する方針を表明。参加各国・国際機関による年内の支援は総額3億2000万ドル	6.14	政府、国連環境サミットで環境分野への資金援助について「1992年度から向こう5年間のODA額を9000億円から1兆円ほど大幅に拡充・強化することに努める」ことを表明
6. 3	リオデジャネイロで「地球サミット」開催	6.30	ODA大綱を閣議で正式に決定。①開発と環境の両立、②軍事的用途及び国際紛争助長の回避、③軍事支出、大量破壊兵器、ミサイルの開発製造、武器の輸出入などの動向に注意、④民主化の促進、市場志向型経済導入の努力等への配慮
8. 5	IMF、ロシアに対する初の融資10億ドル強の実施を正式決定	8.12	「日韓産業技術財団」（仮称）の骨格固まる。12月設立、民間企業当初出資3億円、政府は合計6億円を助成
9.11	APECは常設事務所の設置場所をシンガポールに決定。運営予算の分担率は日本18%、中国9.5%、韓国6.25%	9.18	OEFCの投融资残高が7兆円を突破
9.14	米政府、軍事クーデター以来停止したタイ援助再開の方針を表明	9.28	政府はロシア政府との間で1990年12月に決定した旧ソ連に対する133億1500万円の緊急援助に関する交換公文を交わした
9.17	日米欧の先進国による対ロシア支援内容固まる。①IMFによる約30億ドルの本格融資は1993年に先送り。②旧ソ連が1990年末までに契約した中長期の公的債務のうち、1992年度末までに返却期限が来る部分のリスケジュール	10. 6	外務省は1992年度版「ODA白書」を発表。①量的拡大と質的改善の推進、②民主化や自由化への支援と人権や平和への貢献、③地球環境問題への配慮、④援助実施体制の整備
10. 5	IMF、対カンボジア援助再開を表明	10.10	日本輸出入銀行、バルト3国に経済改革支援のため総額1億ドルの融資を行う
12. 1	OECD・DACは中央アジア5カ国を93年より途上国リストに追加認定する一方、パナマ、シンガポール、カタール、クウェート、ブルネイ、アラブ首長国連邦を96年よりDACリストから除外することを決定。ルクセンブルク、DACに加盟	10.16	外務省、対旧ソ連・中央アジア諸国技術協力を93年からODA予算を使って実施する方針を固める
12.16	世銀、世界債務報告発表（途上国全体の累積債務は92年予測値で1兆7030億ドル、前年比5.9%増。しかし、中所得途上国の債務危機はほぼ終息したと発表）	11. 6	政府は1978年以来凍結していたベトナムに対し、新規円借款供与を決定、455億円の商品借款契約締結
		11.20	OEFCはチリに対し初の円約款243億7000万円を供与するL/Aを締結
		12.26	政府は1993年度予算案で、ODAを1兆140億円（6.5%増）とすることを決定

年月日	海 外	月 日	国 内
1993年 (平成5年)			
3. 5	世銀からロシアへ17億ドルの融資決定	3. 5	日米両国は累積債務国向けの大規模調行動の第1号として、ペルーに総額8億6000万ドルを融資することに合意
4. 2	債権国会議 (パリ・クラブ)、93年末までに返済期限のくる旧ソ連の債務のうち、155億ドル前後を繰り延べることで最終合意	3.12	政府、ブラジルに環境分野の円借款供与を決定
4.15	G7は総額434億ドルに上るロシア支援策を決定	3.19	政府、エルサルバドルに対し初の円借款契約締結
5. 4	ADB、ツバルの加盟承認	3.25	政府、ベトナムに対し無償資金協力供与を決定
5.13	IMF、新設した市場経済への「体制移行融資制度」の第1号をキルギスタン共和国に適用することを決定	5.26	政府、イランに対して18年ぶりに総額1500億円の新規の円借款の実施を決定
6.30	IMF、体制移行融資制度のロシア向け第1次分として15億ドルの融資を決定	6. 8	日米欧の先進諸国が対ロシア技術支援を調整するための協議グループを設置、パリで初会合の開催
7. 2	米政府、ベトナムへのIMFによる融資再開を承認	6.25	政府、ODA第5次中期目標と途上国向け総額1200億ドルの資金協力計画を決定
8. 5	ADB、カザフスタン、キルギスタン、ウズベキスタンの加盟承認	6.30	外務省、ODA実施額で日本が2年連続で世界一と発表
9.13	EC、パレスチナに対し93年中に2000万ECUの緊急支援を追加することを決定	9.14	政府、モンゴルに対し93・94年度の経済支援として7100万ドルの円借款と20億円の無償資金協力を新たに供与すると表明
9.14	世銀・ADBがモンゴルに対し、追加的な金融支援を実施することを表明	9.22	首相、パレスチナ復興のために1億ドルの拠出表明
9.30	ADB、「拡大メコン地域経済協力総合計画」をまとめる	10. 1	政府、キルギスタンに65億円の円借款供与を決定
12.17	IMF、新たな低所得国向け融資制度の発足を決定。「拡大構造調整融資制度」の第2次分で、資金拠出表明は65億SDR	10. 5	アフリカ開発会議開幕〔於東京〕
12.23	世銀、韓国の金融制度改革を支援するため、総額1億ドルの融資を承認	10. 7	政府、ロシア国内数カ所に民営化に必要な経営知識等を学べる「日本センター」設置の方針を決定
		10.13	日本貿易振興会 (JETRO)、ハノイに事務所開設
		11. 1	政府、タジキスタン・カザフスタン・トルクメニスタン・キルギスタン・ウズベキスタンの旧ソ連5カ国を対象に初の技術協力を開始
1994年 (平成6年)			
1. 4	タイ大蔵省・タイ中央銀行、94年度中に外貨準備の一部を利用して「インドシナ開発基金」を創設し、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー4カ国向けのODAを始めることを決定	1. 8	日・ロ政府、93年末までに返済期限の来たロシアの公的債務10億ドル弱の返済を10年繰り延べることで基本的に合意
1.11	世銀、途上国向け融資にかかる金利をこれまでの年7.43%から年7.27%に引き下げると発表	2.11	日米両国政府、ハンガリー、ポーランド等の東欧諸国に対し、環境支援のための技術・資金協力を実施することに合意
1.19	カザフスタン援助国会合、94年分として総額10億ドルの二国間資金支援を決定。日本は2億ドルの拠出に応じる	3.10	外務省、ICORC第2回会合の会議成果を公表。カンボジアに対する国際支援が決定され、日本も総計9,180万ドルをブレッジ
2. 3	米政府、ベトナム禁輸解除発表	4	NGO、事業補助金国際ボランティア補償支援制度を導入
3.22	世銀、民間資金を開発途上国に融資する拡大協調融資 (ECO) 再開 (4年ぶり)	4. 7	政府、カザフスタン政府に、129億8200万円の初の円借款供与を表明
3.24	米政府、メキシコ向けに (大統領候補補殺に対する政治・経済の安定化) 60億ドルの緊急融資を発表	6. 7	政府、南アフリカ共和国に対し、94年度中に総額2億ドルの援助実施の方針を発表
3.25	OECD、メキシコの加盟承認	8.23	村山首相、フィリピン・ベトナム・マレーシア・シンガポールの4カ国を訪問 (～30日)。経済協力等の支援を約束
4.23	G7開催 [於ワシントン]、対ロシア支援等を協議	10.12	政府、モスクワに経営教育センター開設
4.26	南アフリカ総選挙、アフリカ民族会議 (ANC) のマンデラ議長当選。黒人主導政権誕生	11. 9	地球環境経済サミット開催
5. 5	米政府、南アフリカに対し、6億ドルの援助を実施すると発表 (民主化推進と米企業の南ア進出支援)		
5.29	OECD、ロシアを準加盟国として承認		
7.10	ナポリ・サミットにおいて、南アフリカ黒人層への支援等を含む、経済宣言を採択		
8.28	国際人口会議開催		
10. 6	IMF・世銀の合同総会閉幕 (SDR配分問題先送り)		
10.12	欧州・東アジアサミット開催 [WEF主催、於シンガポール]		
10.30	中東・北アフリカサミット開幕 [於カサブランカ]		
11.11	APEC閣僚会議開催 [於インドネシア]		

年月日	海 外	月日	国 内
1995年（平成7年）			
1. 1	世界貿易機関（WTO）発足	1. 7	日中合同ナショナル・プロジェクトである渤海沖石油開発に債務返済問題発生
1.31	米、対メキシコ200億ドル追加融資	2. 1	通産省、対ミャンマー投資保険引受けを再開
2. 1	IMF、対メキシコ178億ドル融資承認	3. 7	政府、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）に580万ドル拠出
3. 8	米、途上国女性教育に対し1億ドル援助	3.31	政府、輸銀とOECF統合を正式決定
3.11	社会開発サミット開催〔於コペンハーゲン〕	5. 1	OECF、ベトナム初の環境事業への580億円の借款契約に調印
3.15	ICORC（カンボジア復興国際委員会）、対カンボジア追加支援3億ドル表明	5. 3	日本の94年のODAが過去最高の130億ドルに
4. 7	ADB、94年のアジア太平洋成長率が8.2%を達成したと発表	政府、南アへ1億ドルの初の円借款事業方針を表明	
4. 8	国連、CO ₂ 削減を明記したベルリン決議を採択	5.12	政府、ハイチ選挙に50万4000ドルをODAとして拠出することを決定
4.11	ADB、5月1日付けて初のウォン建て債を発行すると発表	5.22	政府、核実験に抗議し、対中無償資金援助の削減を決定
6.15	IDB、東京事務所開設を表明	6. 1	政府、ADBとの協調融資でラオスに40億円の円借款再開を表明
7. 7	APEC、関税手続きの簡素化促進で合意	6. 6	政府、中東和平支援に35億円をODAとして贈与すると表明
7.11	ミャンマー、アウン・サン・スー・チー氏解放	6. 6	政府、円借款の金利を7年ぶりに下げることが決定
7.12	米、対ベトナム国交正常化を正式に表明	6.15	政府、ウズベキスタンとの初の円借款契約に調印
7.18	EU、対ベトナム経済協力協定、対ロシア暫定経済協定に調印	6.28	政府、北朝鮮へのコメ支援を再開
7.28	ベトナム、ASEANに正式加盟。7番目の加盟国に	7. 2	南アのネルソン・マンデラ大統領来日。政府、復興開発計画支援に1億ドルの円借款を表明
9. 4	第4回世界女性会議、北京で開催	7. 2	政府、レバノンに円借款を行うと表明
9.10	ASEAN、オーストラリア・ニュージーランド経済圏間貿易拡大のための貿易促進措置を決定	8.15	労働省、APEC域内の職業訓練助成のため1件当たり1000万円を上限に支給（96年度実施）
9.28	太平洋経済協力会議（PECC）総会開幕	8.22	外務省、NGOに活動の補助金として6億2600万円を交付することを決定
10. 4	IMF、国際通貨危機に対応するため緊急融資枠を倍増	8.30	OECF、フィリピンに円借款では初の農地改革支援事業への供与を実施
10.11	ロシア、対キューバ経済協力開始	9.26	政府、南アに140億円の円借款
10.18	世銀、パレスチナ自治政府に9000万ドル融資を決定	10. 3	政府、対北朝鮮コメ支援20万トン追加合意
10.22	国連50周年総会がニューヨーク国連本部で開催	10.27	政府、対ミャンマー6億2500万円の無償資金協力を決定
11. 2	国連、米国の対キューバ制裁解除決議を採択	11. 7	アジア・インフラストラクチャー開発会社（AIDEC）設立。三菱重工業、富士通などの日本の民間企業と、ADB、OECFの共同出資による
11. 5	イスラエルのラビン首相暗殺	11.28	OECF、EBRDとの初の協調融資として対アルバニア16億円の円借款契約に調印
11.15	APEC大阪会議開幕	12. 6	水力発電所建設で対ラオス円借款20年ぶり再開へ
11.28	ミャンマー国民会議再開	12.14	政府、キューバに初の無償援助協力
12. 1	ベトナム支援国会合開催。対ベトナム23億ドル援助決定（日本の公約額は805億円）	12.27	政府、PLOに39億円の無償資金協力
12.14	ASEAN第5回首脳会議開催〔於バンコク〕、「バンコク宣言」採択		
12.20	ボスニア・ヘルツェゴビナ復興支援国会議初開催		
12.20	IMF、ボスニア加盟承認。45億円を緊急融資		
1996年（平成8年）			
1.15	ADB、投融资承認額最高の56億ドルに	1.12	OECF、過去30年の円借款貸付額10兆円を越す
2.14	中越鉄道17年ぶり再開	2. 8	OECF、海外民活に初融資
3. 1	初のアジア欧州首脳会議、タイのバンコクで開催	2. 9	ボスニアと外交樹立
3.10	ロシア、債権国会議に旧ソ連の全公的債務400億ドル返済延期を要請	3. 6	首相、国連総会議長と会談、途上国の経済開発の協力表明
3.12	世銀、95年の途上国への資金流入は11.5%増の2313億ドルと発表	3.13	政府、中国の軍事演習に抗議して円借款協議先送りの方針固める
3.16	APEC蔵相会議、京都で開催、通貨安定へ協力の声明発表	3.22	DAC、日本のODAを高く評価、ただし、NGO支援の改善を指摘
3.22	日米欧諸国、IDAに110億ドルの拠出を合意	4. 2	政府、チュニジア・モロッコを年次円借款供与国に追加
4. 1	EBRD、旧ソ連・東欧25カ国全体の96年実質経済成長率は3%との見通しを発表	4.30	OECFの95年度円借款承認額、23.9%増で2年ぶり1兆円に。アジア向けは8割
4. 1	ボスニア、世銀に正式加盟、2億7000万ドルの復興資金融資受ける	5. 2	OECF、南アに初の円借款、78億3300万円の借款契約に調印
4.13	ボスニア復興支援国会議、今年分の支援額12億ドルを確保、日米欧等分担		

年月日	海外	月日	国内
4.25	中口首脳共同宣言、北東アジアで経済協力、科学技術推進も	6. 1	政府、核実験再開でも対中国円借款実施の方針固める
4.29	パリ・クラブ、旧ソ連の公的債務につき、400 億ドル返済繰り延べ、債権期間最長 25 年で合意	6. 6	OEFC, キルギスへ 54 億 5400 万円の初のプロジェクト型円借款契約に調印
4.30	アジア開発銀行総会、最貧国支援基金増資の年内完了を呼びかけ	6. 7	95 年の日本の ODA, 5 年連続で世界一、9.3%増の 147 億ドル、GNP 比 0.28%
5. 7	DAC、「新開発戦略」を採択、2015 年までに絶対貧困人口半減を目標	6.25	OEFC, ベナンと初の 37 億 6200 万円の円借款契約に調印
6. 8	中国、地下核実験強行	6.25	世銀、日本の個人投資家向けに二重通貨建てのユーロ債発行
6.17	OECD、加盟 21 カ国の 95 年の ODA 実績は前年比 0.1%増の 592 億ドルと発表	7.15	日本輸出入銀行、クウェートに初の輸出金融として 949 億円の貸付契約に調印
6.25	世銀、世界の人口の 1/5 以上、13 億人余が生活費 1 日 1 ドル未満の貧困人口であると発表	7.30	97 年度シーリング閣議了解。ODA の伸び率を過去最低の 2.6%増とすることで決着
6.28	リヨン・サミット、経済宣言採択。「開発のための新たなグローバルパートナーシップの実施」を提起	8.13	外務省、第 6 次 ODA 中期目標 (98~2002 年) の検討作業に着手
7. 4	ロシアのエリツィン大統領再選	9.11	ADB、都内に駐日代表事務所開設
7.12	第 1 回カンボジア支援国会議 [於東京]、96 年度、5 億 150 万ドルの援助を表明	9.12	輸銀、初の大型対中融資、珠海発電プロジェクトの契約に調印
7.15	APEC、貿易相会議をニュージーランドで開幕	9.24	OEFC, ベルーへ総額 688 億 400 万円の円借款契約調印
7.19	IMF、ブルガリアに緊急融資。5 億 8000 万ドル債務返済の不履行回避	9.27	OEFC, タイへ過去最高の 1183 億 8100 万円の円借款契約調印
7.20	ASEAN 定例外相会議、ASEAN 地域フォーラム、拡大外相会議の 3 会議をジャカルタで相次いで開催	9.30	OEFC, ソウル事務所を閉鎖。韓国への円借款業務終了
7.29	WFP (世界食糧計画)、対北朝鮮 2590 万ドルの追加食糧援助を行う	10.13	国連の世界食糧計画 (WFP)、日本事務所を横浜市の MM21 に開設
8. 8	ブルンジに対し、タンザニア、ケニア、エチオピアが経済制裁を発動	10.14	ソウルにて OEFC 日韓経済協力シンポジウム開催
9. 3	ウクライナが独自通貨「グリブナ」を導入したため、IMF は通貨安定化基金として 10~15 億ドルを融資	10.29	OEFC, ラオスに 20 年ぶり 39 億 300 万円の円借款契約調印
9. 3	米軍、イラクを攻撃。外務省、邦人に退避勧告	12.13	OEFC, チュニジアへ 173 億 3300 万円の円借款契約に調印。下水道整備事業など
9.12	国連総会で包括的核実験禁止条約 (CTBT) が採択される	12.26	OEFC, 総額 1705 億 1100 万円の対中円借款契約に調印
10.11	韓国、OECD 理事会にて、OECD への加盟承認される		
11.25	APEC、「行動計画」を採択		
12. 1	中国、IMF「8 条国」に移行。国際金融に本格参加、為替取引自由化		
12. 4	ネパール首相と中国主席が会談、経済協力協定調印		
12.17	ベルー大使館人質事件勃発		
1997 年 (平成 9 年)			
1. 6	イスラム 8 カ国が経済協力を協議	1.13	外務、大蔵、通産、経済企画 4 省庁 ODA 全面見直し、年内に具体策
1.13	世銀、南アジア担当副総裁に日本人女性初の西水美恵子氏就任	1.29	政府、97 年度 ODA 予算 1 兆 1687 億円に決定
1.14	アジア主要 10 カ国外貨準備高、G7 に迫る	2. 7	経済協力審議会、ODA 見直し論議開始
1.18	ADB、第 6 次財源計画で 63 億ドルの融資を計画	3.14	総務庁行政監察局、「政府開発援助 (ODA) に関する行政監察結果」発表
1.28	IMF、480 億ドル規模の通貨危機対応の新制度創設	3.18	OEFC, フィリピンの大型経済インフラ整備を支援、1242 億 8000 万円の借款契約に調印
2. 6	タイ、ミャンマーへ初の ODA 3 億バツ (約 15 億円) の借款供与	3.29	池田外相、日中外相会談で無償援助再開を表明
2. 9	ベルリンで G7 歳相会議	3.31	OEFC, レバノンへ 130 億 2200 万円の初の円借款契約に調印
2.15	シンガポールでアジア欧州会議 (ASEM) 第 1 回外相会議	4.15	政府、閣議でアルバニアに対し、67 万ドルの緊急無償援助を決定
4. 7	国連、食糧危機に直面している朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) へ第 3 次緊急人道支援要請を発表	5.29	OEFC, フラジルへの円借款契約調印。生活環境改善に向けて円借款を供与
4.22	ベルー日本大使館公邸人質事件、事件発生から 127 日目に解決	5.30	96 年に日本が提出した ODA 総額は、対前年比 34.8%減で 96 億ドル
5.11	ADB 年次総会、福岡市で開幕	6	「21 世紀に向けた環境開発支援構想」(ISD) 発表
5.12	コンゴ民主共和国 (旧ザイール)、コンゴ・ザイール解放民主勢力連合 (ADFL) のローラン・カビラ議長が自らを大統領とする暫定政権の閣僚名簿を発表	7.11	自民党、政府系金融機関の整備・合理化案を決定
5.27	OECD 閣僚理事会、共同声明採択し閉幕。途上国支援を促進	7.30	OEFC, ヨルダンに第 2 次教育セクター借款
		8.18	OEFC, スリランカの通信セクターに円借款を供与

年月日	海外	年月日	国内
5.29	世銀、開発途上国に流入する民間資金報告書を発表。96年の純流入額は過去最高の2440億ドル	9.12	OEFC、中国と14案件の借款契約締結。14案件のうち6案件が環境案件
6.6	世銀、ロシア経済改革支援のため今後2年間で新たに60億ドルの融資を発表	9.13	OEFC、タイと借款契約締結。環境配慮のための円借款金利提言策、初の適用
6.20	デンプー・サミット開幕、ロシアを加え8カ国参加	9.15	政府、財形構造改革法案を閣議決定。ODAの98年度予算は前年比「10%減以下」
7.1	香港、中国に返還、155年の英国統治に幕。香港特別行政区発足	9.17	OEFC・世銀共催シンポジウム「21世紀に向けた開発協力の新たなヴィジョン」開催
7.2	タイ中央銀行、タイ通貨パーツの為替制度を変動相場制に移行すると発表	12.11	地球温暖化防止京都会議、先進国の温暖化ガス削減目標等を盛り込んだ「京都議定書」を採択し閉幕
7.5	カンボジアの勢力争い、クーデタに発展	12.12	OEFC、インドと10案件の借款契約締結。経済インフラと環境案件を支援
7.23	ミャンマーとラオス、ASEANへ新規加盟。カンボジアは先送り	12.22	OEFC、モロッコ年次供与国化後初の円借款を供与
8.8	ASEAN30周年、ジャカルタで記念式典	12.24	OEFC、トルクメニスタンへ初の円借款。鉄道輸送近代化を支援
8.11	IMF主催の支援国会合、タイに総額160億ドルの公的支援で合意。IMFと日本で各40億ドル		
8.14	インドネシア銀行、通貨ルピアの完全変動相場制移行を決定		
9.16	ASEAN経済閣僚会議、クアラルンプールで開催		
9.16	アジア欧州会議（ASEM）第1回経済閣僚会合開幕		
9.29	東南アジア通貨急落、マレーシア・ドル、インドネシア・ルピア過去最安値を記録		
10.23	香港株最大の暴落、日米欧株式も急落		
10.31	IMF、通貨危機に直面するインドネシアの支援について、総額300億ドル融資を発表		
11.21	APECの閣僚会議、カナダのバンクーバーで開催		
11.21	韓国政府、通貨危機の克服に向け、IMFに支援要請		
12.8	IMF、タイ政府に対し8億1000万ドルの第2次融資を供与すると発表		
12.15	「ASEAN+3」協議（ASEANと日本、中国の各首脳臨席）、クアラルンプールで開催		
1998年（平成10年）			
1.15	インドネシア、IMFと緊縮財政で合意。経済成長率0%前提	1.15	通産省、東南アジアの通貨不安に対応しASEANのインフラ事業に貿易保険適用を決定
1.16	米国と、エストニア、ラトビア、リトアニアのバルト3国、安全保障と経済関係の緊密化をうたうパートナーシップ憲法に調印	1.19	経済協力政策研究会最終報告書「経済協力の一層の改革に向けて」発表
4.29	ADB総会閉幕、アジア危機の再発防止を議論	1.19	OEFC、グルジア（コーサカス諸国）へ初の円借款。2つの水力発電所のリハビリ等を支援
5.11	インドが24年ぶりの地下核実験	1.27	「21世紀に向けてのODA改革懇談会」最終報告発表
5.26	世銀、総額8億6500万ドルの対インド融資を延期	1.28	OEFC、インドネシアと19案件の借款契約締結
5.28	パキスタン核実験実施。世銀・IMF、同国に対する新規融資を延期	1.29	98年のODA事業予算、前年度比で17%減
7.12	IMFと日米欧7カ国、対口100億ドル超追加支援で合意	1.31	政府、途上国で太陽光発電を普及させるためODAによる総合計画を実施させることを決定
7.24	ASEAN定例外相会議開幕	2.12	OEFC、フィジー共和国へ初の円借款。上水道事業によって、環境改善と観光振興を支援
7.29	パリで第7回インドネシア支援国会合（CGI）が開催され、総額80億ドル近い支援を決定	2.20	政府、経済危機に陥っている東南アジア各国に5000億ドル以上の経済支援を閣議決定
7.31	世銀、途上国向け融資の金利を一律2.5%に引き下げると決定	4.30	輸銀が韓国に10億ドル供与を決定
10.7	ASEAN経済閣僚会議開幕	5.13	政府、核実験を行ったインドに対し、新規の無償資金協力、円借款の停止等を決定
11.13	IMF、ブラジル政府に対し総額415億ドルの支援融資を実施すると発表。これには世銀・日米欧も参加し、日本の支援額は12億5000万ドル	5.29	政府、パキスタンの核実験を受けてインドと同様にODA一部凍結を決定
11.17	APEC首脳会議開幕	6.19	外務省がタイに約500億円の緊急円借款供与を決定
12.17	イラクの国連査察拒否で米英が空爆実施	6.27	メキシコ・アルゼンチン向けに輸銀が大型融資
		7.29	第7回インドネシア支援国会合で、総額1870億円程度の支援を表明
		8.4	輸銀の今年度上半期の東南アジア向け支援が前年比の3.2倍で過去最大規模に
		8.29	わが国の97年度ODA供与実績は94億3600万ドルで7年連続世界一

年月日	海 外	月日	国 内
		10. 2	外務省、「援助は共同で計画する」と要請主義から転換の方針を打ち出す
		11. 4	政府、資金繰りが悪化した海外進出企業のドル調達支援のため、輸銀を通じ30億ドル超の融資へ
		11. 6	小淵首相、対口融資8億ドルの早期実施を表明
		11.13	政府、ブラジル政府に12億5000万ドルを支援へ
		11.27	政府、対外経済協力関係閣僚会議幹事会で、ODAの透明性・効率性を高める措置をとることを決定
		12.14	政府、ADBに日本からの拠出で30億ドル強のアジア通貨危機支援特別勘定を創出する方針を決定
		12.24	99年度ODA予算が前年度比で0.2%増になることが閣僚会議で決定
1999年(平成11年)			
1. 1	欧州統一通貨ユーロ誕生	1.31	政府、世銀グループへ3000億円を出資
1.13	ブラジル、通貨レアル切り下げを決定	2.17	輸銀、フィリピン政府との間に合計876億円を限度とするアンタイドローンの賃貸契約を調印
1.22	IMFの増資発効により、加盟国への支援が630億ドル増額	3. 5	日本の大手銀行、7兆4592億円の公的資金注入を申請
2.17	ADB、最貧国向け融資資源確保のため、加盟国に数十億ドル規模の資金拠出を要請する方針を打ち出す	3.24	対フィリピン支援国会合において、1357億4000万円の新規円借款供与を表明
3. 3	ADB、アジア通貨危機支援資金を利用した融資を4月から開始	3.29	政府、98年度対ベトナム円借款総額880億円までの供与に関する交換公文に署名
3. 9	IMF、メキシコに通貨危機を未然に防ぐ目的で新融資枠を創設	4. 1	政府、コンボ難民に1400万ドルの追加支援策固める
3.19	ASEAN蔵相会議開幕	4.27	政府、コンボ支援で1億8500万ドルを追加
3.21	6月のサミットに向けての最貧国支援サミット議長案は、ODA債権全額放棄。日本は最大の1兆円	4.28	政府、6月のサミットに向けて、重債務国救済のためにODA債権を100%削減する方針を発表
3.23	ADB、30億ドルの基金創設	5. 3	日米両政府、地球規模の協力課題としてアジアの貧困克服支援のための14案件を追加し発表
3.24	東京で世銀主催の対フィリピン支援国会合が開催され、総額約45億ドルの援助を決定	5. 3	輸銀、対マレーシアへ720億円の協調融資へ
3.24	NATO、ユーゴスラビアに対する空爆を開始	5.23	輸銀、途上国融資の際に信用力で7段階に分け金利に格差をつけることを決定
3.30	IMF・ロシア、総額48億ドルの融資再開に合意	5.24	日米防衛のための指針(ガイドライン)関連法、参院本会議で成立
4.23	世銀総裁、ユーゴ紛争で周辺国に20億ドルの支援をする見通しを発表	6.18	「ケルン債務イニシアティブ」合意により、重債務貧困国に対する円借款債権の100%削減(さまざまな選択肢による)、非ODA債権の90%削減を決定
4.30	ADB総会開幕、金融立て直し等討議	7.10	通産省、東アジア再生に重点を置いたODA中期政策案を決定
4.30	カンボジア、ASEANへ加盟、10カ国体制へ	7.28	第8回インドネシア支援国会合において、日本からの99年度対インドネシアODA支援総額は約1880億円になることを表明
6. 6	新興国の通貨危機防止策として、民間銀の緊急融資枠創設に日米欧7カ国蔵相会合(G7)で合意へ	8. 6	外務省、2000年のODA重点としてアジアの再生支援強化の方針を固める
6. 9	ユーゴ、コンボ撤退を合意、NATOが空爆停止へ	8.10	政府、「政府開発援助に関する中期政策」を公表
6.18	ケルン・サミットG8首脳会合開幕、8カ国首脳がコンボ復興支援で一致。また重債務貧困国への債務救済措置を決定	8.17	外務省、円借款選定段階の情報開示へ
6.21	世銀主催により第7回モンゴル支援国会合を開催。総額3億2000万ドルの新規援助の供与を決定	8.28	首相、ロシア第一副首相に輸銀の融資再開を表明へ
7.22	ASEAN外相会議開幕	10. 1	日米輸出銀行と海外経済協力基金(OECF)が統合し、国際協力銀行発足
7.28	世銀主催「第8回インドネシア支援国会合」開催。総額約59億ドルの支援を表明	10. 4	外務省、ラオスの経済立て直しの政策提言による支援を表明
8. 1	日米欧の主要国、ロシアの公的債務80億ドル繰り延べに合意	11. 1	国際協力銀行、米ドル建て債券を発行、10年間で10億ドルと過去最大規模
8. 8	インドネシア総選挙開争、民主党が第一党に	11.11	日本政府、総事業費18兆円規模の経済新生対策を決定
9.12	APEC首脳会議、CEOサミットがオークランドで並行開催	11.12	政府、東ティモールに人道支援2800万ドルを拠出すると表明
9.26	エクアドル政府、プレディ債の利払いを一時停止	11.15	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、「国際機関邦人サポート委員会」を設置し、国際機関への日本人職員を採用促進活動の強化を発表
9.27	世銀・IMF、重債務貧困国救済の財源確保策で合意		
9. 9	チリとコロンビア、変動相場制へ移行。通貨切り下げ		
10. 7	世銀、コンボ自治州に対し、1年半に5000万ドル強の経済復興支援を行う計画を承認、まず2500万ドルの支援を実施		
11. 8	世銀、円建て債務の募集を開始。発行は10年ぶり、発行総額は145億円		
11.20	ルーマニア蔵相、IMFから約2億ドルの第2次信用供与を12月末までに受ける見通しを表明		

年月日	海 外	月日	国 内
12.14	世銀、ハノイでベトナム支援国会合開催、ベトナムの経済改革に一定の評価、2000年の支援額は21億ドル	11.25	小渕首相、アジア各国との総合的な交流プラン「人的ネットワーク構築のための東アジア人材交流プラン」を発表、金融分野での専門家育成、市民レベルの人材交流の後押し、留学生の受け入れ拡大が柱
12.15	IMF、対インドネシアの経済改革の基本政策表明	11.27	日本政府、インドネシアの中小企業育成策について具体的な助言を行う「政策アドバイザー」を派遣する方針を表明
12.20	マカオ、中国へ復帰	12.16	政府、東京で開催された東ティモール支援国会合で、東ティモールに2002年までの間に復興・開発支援として総額1億ドルの資金を拠出すると表明
		12.17	河野外相、対マケドニア経済支援強化策表明、99年度の1900万ドル援助に続き、2000年度の援助継続、コンボ復興支援でマケドニアからの資料調達検討
		12.30	自自公、ベイオフ解禁を2002年4月へ1年延長することで合意
2000年（平成12年）			
1.12	エクアドル中央銀行、米ドル化政策決定、1米ドル＝2万5000スクレの固定相場制を採用、IMFもこの政策を支援	1.9	小渕首相、カンボジアへの支援策として①経済改革を後押しするため、財政再建に関する専門家を派遣する、②対地雷の除去活動への協力を拡充し、被災者支援を強化する方針を表明
1.22	G7、東京での会議で円高懸念を表明	1.12	小渕首相、ラオスのシサワット首相とビエンチャンで会談、ラオスの経済構造改革のための人的支援拡大、インフラ整備への支援強化等表明、8億3600万円の無償資金協力を実施へ
1.20	世銀、30億ドル規模の5年債をインターネットで起債、欧米、アジア等の投資家向けに販売	2.12	小渕首相、バンコクで開催されたUNCTAD第10回総会全体会合で基調演説、発展途上国への支援国首脳会議（ケルン・サミット）での債務削減合意を早急に実施する方針を表明
2.7	ADB、国連暫定統治下の東ティモールの復興を狙い、技術支援を供与	3.17	河野外相、北朝鮮に10万トンのコメ支援を実施するため、実施主体となる世界食糧計画（WFP）に約38億4000万円を拠出することを閣議で報告
2.7	ADB、アゼルバイジャンを58番目の加盟国へ	4.17	森首相、インドネシアのワヒド大統領と会談、インドネシアの改革努力を引き続き支援すると表明
2.29	世銀、韓国経済の順調な回復を受けて、韓国向け融資終了期日を早めると発表	4.21	森首相、「太平洋・島サミット」の基調演説で、総額500万ドル超のODAを新たに拠出すると表明
3.24	IMF、専務理事にケラー欧州復興開発銀行（EBRD）総裁を正式選出	5.12	外務省、経団連や民間企業等と共同でNGOの海外での緊急人道支援活動を支援する新たな基金を数億円規模で創設、2001年から実施方針を固める
3.24	ASEAN・日中韓、ブルネイで蔵相・中央銀行総裁代理会議開催、金融危機の再発防止策を討議、アジア通貨基金（AMF）構想を再浮上	5.23	政府、アフリカ地域のIT化を促進するため、国連に「アフリカ開発会議（TICAD）ボランティア」の枠組みを新設し、IT専門家を年間数十人規模でアフリカ各国に派遣する
3.27	ロシア大統領選、プーチン大統領代行兼首相が当選	5.23	外務省、サウジアラビアの水資源開発で大型官民共同プロジェクト開始を検討、国際協力事業団や国際協力銀行の技術・資金協力を得て、日系商社やブランドメーカーが請け負う。事業規模は5000億円超
4.4	EUアフリカ首脳会議、EU15カ国とOAU52カ国の首相・外相が出席しカイロで開催、相互貿易拡大等相互協力関係を盛り込んだ共同宣言を採択	5.23	日本政府、ADB内に発展途上国対策を目的とした「貧困削減日本基金」を新設、「日本特別基金」「アジア通貨基金緊急支援資金」に続く3つめの設置
4.5	国連開発計画（UNDP）、「人間の貧困に打ち勝って」と題する2000年の貧困報告書を発表	6.9	森首相、ASEAN10カ国の首相と会談、7月の先進国首脳会議（沖繩サミット）でIT分野での途上国支援策を打ち出す方針と、「日・ASEAN総合交流基金」の創設を表明
4.15	G7、蔵相・中央銀行総裁会議を開催、16日には国際通貨金融委員会（IMFC）もIMFの改革案に合意、長期融資の機能を大幅縮小、通貨危機国への短期融資等危機対応型に機能変更へ	6.16	外務省、対ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニアの今後5年のODA供与の基本方針を定めた国別援助計画を発表
4.17	世銀・IMF、合同委員会をワシントンで開催、貿易の自由化が発展途上国の経済成長につながるよう、先進国市場への進出に必要な技術や資金面の援助を検討	6.25	第42回衆院選、自公保の連立与党が271議席を獲得し安定多数維持
5.1	ASEAN、経済関係会議をヤンゴンで開催、域内関税を2002年までに0-5%に引き下げるASEAN貿易地域（AFTA）の推進などを討議	7.21	沖繩サミットが名護市で開催
5.6	ADB第33回総会がチェンマイで開催、議題はアジア貧困層問題に対処するための「アジア開発基金」の充実策等、日本は100億円の貧困削減日本基金創設を表明		
5.19	東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）高級事務レベル協議開催、朝鮮民主主義人民共和国のARF参加を承認、23番目の参加国になる		
5.23	OECD、経済政策委員会（EPC）開催〔於パリ〕、世界経済の現状と行き先について議論、「日米欧の景気が拡大する“世界同時好況”の色彩が濃くなっている」認識で一致		

年月日	海外	月日	国内
6. 1	IMF, 融資制度の見直しに関する基本方針を発表、融資改革に着手するほか、民間との協調も盛った	7. 21	国際協力銀行, 南アフリカ共和国の中小企業育成のため、総額1億ドルの資金援助を実施すると決定
6. 6	APEC, 貿易相会議をオーストラリアで開催、発展途上国が貿易・投資自由化に円滑に取り組めるよう人材育成を支援する方針を表明	7. 27	河野外相, 朝鮮民主主義人民共和国へのコメの追加支援に関して世界食糧計画(WFP)等からの要請があれば、実施を検討する考えを明らかに
6.13	韓国・北朝鮮, 分断以来初の首脳会談を実現	7. 28	河野外相, ASEAN 加盟10カ国の外相と会談、「日・ASEAN 総合交流基金」の創設を表明
6.15	IMF, 対タイ経済管理体制を6月19日で終了すると発表	8. 11	日銀, ゼロ金利政策解除を決定
6.27	OECD, パリで閣僚理事会開幕、日本には景気刺激継続を、欧州にはインフレ圧力への警戒を呼びかけた閣僚宣言を採択	8. 22	日朝外交正常化交渉, 東京で9年ぶりに本会談(～24日)
6.28	IMF, 加盟国の基金への出資比率を17年ぶりに見直し検討へ	10. 5	政府, パレスチナへ50万ドルを拠出
7. 7	世銀理事会, チベット民族居住地域への5万8000人の漢民族移住計画を含む中国向け総額1億6000万ドルの貧困対策融資の実施を白紙撤回すると決定	10.10	政府, 中国に対し、特別円借款172億2000万円供与を決定、北京で署名式
7.12	OAU, 首脳会議をロンドンで開催、アフリカ連合構想を承認	10.15	政府, ブルンジと平和プロセスの一環として国連事務局に5万ドルの拠出を決定
7.26	ASEAN と日中韓, 「ASEAN+3」外相会議をバンコクで開催、東アジアへの経済協力を拡大することで合意	10.17	インドネシア支援国会合が日本で開催(～18日)、日本は新たに580億円の有償援助を行うことを表明
7.28	OECD理事会, スロバキアを28番目の加盟国に決定	10.18	外務省, ODA 計画を無断で変更していたとして三菱商事を排除処分
9. 6	国連, 世界150カ国の首脳を集めミレニアムサミット開催	10.19	政府, 国費3兆9000億円, 事業費11兆円程度の経済対策を決定
10. 4	UNCTAD, 「2000年版世界投資報告」を発表、多国籍企業による2000年度の海外直接投資総額が1兆ドルを超えると予想	10.20	外務省, 99年度のODA年次報告を発表、99年度実績は前年比44%増の153.2億ドル
10. 5	ASEAN, 経済閣僚会議にてIT革命に対応する「e-ASEAN協定」を結ぶこと等で合意	11.23	政府, ユーゴスラビアに対する98年6月以来の経済制裁を解除
10.19	欧州安保協力機構, ユーゴスラビア連邦復帰の意向を発表	11.25	森首相, マレーシアのマハティール首相とシンガポールの会談, IT使節団をマレーシアに派遣することなどで一致
10.24	モンテリオールでG20開幕(～25日)、通貨危機の再発防止に向け、各国が協調して対応することで合意	11.30	政府, 北朝鮮が高句麗古墳群等をユネスコ世界遺産に登録申請するのを支援するため、同国にマイクロバス(3万4000ドル相当)供与を決定
11. 1	国連, ユーゴスラビアの加盟を全会一致で承認	12. 5	アムネ스티ィ・インターナショナルのビエール・サネ事務総長訪日, 紛争の予防, 協力を要請
11. 9	オマーン, WTOに正式加盟	12.13	GDN (Global Development Network) の第2回総会が12月11日から東京で開かれ、途上国の開発に関わる現地の研究者や非政府組織等の事業を資金・情報面で支援する「国際開発賞」の第1回授与式が行われた。総会ではGDNを世界銀行から独立したNPOとすることが決まった
11.30	ILO, 強制労働問題からミャンマーに対する制裁措置を発動		
12. 8	WTO, リトアニアの加盟を承認		
12.11	EU・ASEAN 外相会議3年ぶりに開幕(～12日)、経済・政治両面での相互理解と関係強化をうたった「ビエンチャン宣言」を採択		
12.12	英国と北朝鮮, 国交樹立の合意文に調印		
12.13	米国大統領選, 共和党ブッシュ氏の第43代大統領就任が確定		
12.15	ユーゴ政府, ボスニア・ヘルツェゴビナと国交樹立, 旧ユーゴから独立したすべての国との関係を修復		
12.20	IMF, ユーゴスラビアの復帰を承認, IMF 加盟国183カ国に		
12.21	日中韓, ASEAN, EU が「東アジア経済圏」実現に向け来年度中の合同研究チーム発足を表明		
2001年(平成13年)			
1.11	イスラエル, パレスチナと和平交渉を再開	1.13	ASEM財務省会議, 神戸で開催
1.13	エルサルバドルを中心に中米広域でM7.6の地震	1.15	日本政府, 大地震が起こったエルサルバドルに総額7750万円を緊急援助, 国際緊急援助隊医療チームも派遣
1.15	オランダ, 北朝鮮と国交樹立		
1.23	ベルギー, 北朝鮮と国交樹立		
1.24	ドイツ, 北朝鮮との国交樹立を閣議決定	1.25	経済産業省, 新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じて中国内陸部の石炭液化プロジェクトに技術供与する方針固める
1.25	アルメニアとアゼルバイジャン, 欧州会議に加盟, 加盟国43カ国に		

年月日	海 外	月 日	国 内
1.25	セルビア共和国, 新内閣発足	1.29	政府, インド大地震に対し, 1億円余の緊急援助を決定
1.26	インド西部で大地震		
2.7	スペイン, 北朝鮮と国交樹立	1.29	国際協力銀行, スワジランド王国政府の「北部幹線道路建設事業」に対する初の円借款調印
2.16	米英がイラク空爆	2.6	政府, インド西部地震に対し2億4000万円の追加支援を閣議決定
2.16	イタリアでG7開催(～17日), 「世界経済の持続的成長に向け政策協調を続ける」との共同声明を発表, 日本はデフレ懸念される	2.7	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 支援を目的とした, 超党派の議員連盟が発足
2.25	カイロでイスラム圏途上国8カ国による第3回首脳会議開催, 加盟国間の貿易倍増や民間部門の強化等を盛り込んだ「カイロ宣言」を採択	2.13	環境省, ガラパゴスの石油流出事故で学識経験者ら9人の調査団を現地に派遣すると発表
2.26	EU, 中東欧への拡大に備え「ニース条約」に調印	2.23	政府, 深刻な食糧不足に直面しているアフリカ難民等に対し, WPFを通じ総額44億5000万円の食糧援助を決定
3	IMF理事と世界銀行総裁がアフリカ4カ国を訪問	3.21	政府, 経済システム改革に取り組むインドネシアに25億円無償援助を決定
3.1	アフリカ統一機構特別首脳会議開幕(～2日), アフリカ各国の政治・経済統合を目指す「アフリカ連合」の創設を宣言	3.30	外務省, 2000年版「ODA白書」を発表, 「直接間接に国益に合致する」とODAの重要性を強調
3.20	トルコ政府, 経済改革案でIMFと合意, G7も歓迎	3.30	外務省, アジア経済危機後の経済振興に役立てる目的でインドネシアに991億円供与すると発表
3.23	ストックホルムでEU首脳会議開催(～24日), EU代表の5月訪朝を決定	4.4	日本と欧州連合, 相互承認協定に署名
4.5	OECDがごみの排出量4割増, 温室効果ガスの増大等, 20年後を予測した報告書を発表	4.9	河野外相, ミャンマーでウイン外務副大臣と会談, 30～35億円規模の無償資金協力をする考えを伝える
4.7	ASEAN財務相会議開催(～8日), 「通貨交換協定」についてIMFの関与を受け入れることを確認	4.27	小泉内閣発足
4.9	WHOとWTOが安価な薬を途上国に供給するための専門家会合を共催	5.1	タイ, 通貨交換協定を他のASEAN諸国に先がけて日本と結ぶことを表明
4.24	UNCTAD, 2001年度版の「貿易開発報告」発表, 目標相場圏の導入等について提唱	5.13	淡路島でOBサミット第19回総会開幕(～15日), 地球温暖化防止のための京都議定書に対する米国の不支持に強い懸念を示す
4.28	ワシントンでG7開催, 世界経済の減速阻止に向けて, 各国が改革を続けることを確認した共同声明を発表	5.22	政府, 国連のナイジェリア紛争予防管理プロジェクトを支援するため, 8万ドルの拠出を決定
4.30	IMFと世界銀行, 合同会議にて貧困削減支援のため重債務貧困国41カ国のうち22カ国の債務を約3分の1に削減することを表明	5.30	外務省, 国際協力銀行と国際協力事業団が政府の途上国援助を実施するに当たり, 事前に各事業の必要性や見通し等の評価を公表すると発表
5.9	ASEAN10カ国と日中韓の財務相, 通貨危機の再来に備え, 日本と韓国, タイ, マレーシアの通貨当局が通貨交換協定を結ぶことで合意	6.5	小泉首相, メキシコ大統領との首脳会談で自由貿易協定の締結を含む両国の貿易体制の強化に向け研究会を設置することで合意
5.11	国際エイズ基金発足, 最初の寄付国は米国で2億ドル	6.12	東京でカンボジア支援国会合開催(～13日), 同国に計5億6000万ドルの供与決定, うち日本は無償援助と技術協力で支援国最大の1億1800万ドル
5.14	第3回国連後発開発途上国会議開幕(～20日), 途上国を世界経済に組み入れる10年間の行動計画を採択	6.29	日本政府, インドネシアの対日債務のうち, 約28億ドルの返済を繰り延べる措置を実施
5.17	EU, ロシア首脳会議開催, 「共通欧州経済領域」構築に向けて合同委員会を設置することで合意	6.29	政府, ミャンマーの大洪水による被災者救援及び災害復旧を目的とした草の根無償資金協力を決定, 贈与契約を締結
5.24	北京で第3回ASEM外相会合開催, 南北朝鮮間の和解促進を支持する意見を表明	8.17	外務省, 来年度ODA概算要求の基本方針を固める。各国国際機関への支援最大2割減額の方針
5.31	EU, パレスチナに60億円を支援する協定に調印	8.31	平沼経済産業相, メキシコ経済相と会談, 両国の経済関係強化と自由貿易協定締結に向けた第1回研究会をメキシコで開くことで合意
6.5	OPEC総会開催, 原油の生産調整見送りを決定	9.11	政府, メコン川洪水で被害が出ているカンボジア政府に総額3070万円相当の援助を決定
6.29	ユーゴスラビア連邦の復興策を話し合う初の支援国会議開催, EU, 日米等約40カ国が約12億8000万ドルの支援を表明	9.12	財務省, フィリピン中央銀行と30億ドルを上限に外貨を融通し合う通貨スワップ協定を締結したと発表
7.16	ドイツ, ボンで気候変動枠組み条約第6回締約国会議(COP6)再開(～27日), 温室効果ガスの排出量取引等順守規定等の問題を次回に持ち越し	9.19	小泉首相, 米国のテロ報復活動の後方支援として自衛隊派遣を表明
7.20	ジェノバ・サミット開幕(～22日), 地球温暖化防止に向けた京都議定書に対し各国の意見一致せず	9.19	小泉首相, ベーカール駐日米大使と会談, 救助支援基金として1000万ドルを拠出すると伝える
7.23	ハノイでASEAN拡大外相会議開催(～27日), 加盟国間の経済格差を縮小するための「ハノイ宣言」と地域内の紛争解決のための「高等評議会の運用規則」の2文書を採択	9.21	福田官房長官, 同時多発テロを受け, 米国への強力を表明したパキスタンに合計47億円の緊急経済支援を実施すると発表
8.3	IMF, 金融危機に陥っているアルゼンチンに対し, 12億ドルの支援融資を前倒し実施する方針を発表, ブラジルにも支援融資枠を設定		
9.8	中国でAPEC財務相会合開幕		

年月日	海外	月日	国内
9.11	米国世界貿易センタービル、国防総省にハイジャック機突入	9.25	ワシントンで日米首脳会談、小泉首相、米軍支援立法を公約
9.12	NATO、緊急理事会開催、米国からの要請あれば集団的自衛権を行使することを決定	10. 8	小泉首相、訪中し、江沢民国家首席、朱鎔基総理と会談
9.17	中国のWTO加盟確定	10.15	小泉首相、韓国を訪問、金大中大統領と会談
9.19	G 8首脳、テロ攻撃防止のための声明を発表	10.29	米軍等への自衛隊の協力支援活動を可能にするテロ対策特別措置法などテロ関連 3法が成立
9.25	EU、パキスタンのムシャラフ大統領らと会談、アフガニスタン難民の受け入れ等に 2000 万ユーロ援助することを合意	10.30	政府がアフガニスタン難民への緊急支援として UNHCR に 3 億 5000 万円の無償協力を決定
9.26	UNHCR、アフガン難民支援のため、各国政府等に 2 億 5200 万ドルの緊急人道支援を要請	11. 5	ブルネイでの ASEAN 首脳会議で小泉首相が「インドシナ東西回廊」建設協力等への協力を表明
10. 2	ブリュッセルで NATO 北大西洋理事会開催、米国テロ事件に対し、北大西洋条約第 5 条を適用する事務総長声明を発表	11. 8	農業セーフガードの暫定発動終了。正式発動は見送り
10.19	米軍、特殊部隊をアフガニスタン南部に投入、地上作戦を開始	12. 8	小泉首相が訪欧。ブリュッセルで日本・EU 定期首脳協議
10.20	APEC 首脳会議、上海で開幕「反テロ声明」と域内の貿易・投資の自由化を加速させる「上海アコード」を採択 (21 日)	12.10	小泉首相が来日したバジパイ・インド首相と会談。共同声明発表
11.10	WTO 閣僚会議 (ドーハ) で中国 (10 日) と台湾 (11 日) の加盟を承認。新ラウンド開始を宣言 (13 日)	12.22	海上保安庁が東シナ海で不審船銃撃、沈没
11.10	モロッコで開かれた気候変動枠組条約第 7 回締約国会議 (COP 7) は京都議定書に基づく地球温暖化防止策の実施で合意		
11.13	アフガニスタンのカブールが陥落。北部同盟の支配下に。14 日にタリバン政権崩壊		
12. 1	アフリカ開発会議閣僚会合 (東京) が「アフリカ自身による開発を支援」との内容の議長声明を採択して閉幕		
12.24	アルゼンチンが対外債務の返済を停止		
2002 年 (平成 14 年)			
1. 1	欧州通貨ユーロが流通開始	1. 9	首相が東南アジア 歴訪に出発。日比首脳会議で ASEAN との包括的経済連携構想を呼びかけ。
1. 6	アルゼンチンがベツを 28.6%切り下げと発表		
1.17	IMF がアルゼンチンへの融資 9 億ドルの返済を 1 年間猶予決定		
1.28	新多角的貿易交渉 (新ラウンド) の第 1 回貿易交渉委員会がジュネーブの WTO で始まる	1.21	アフガン復興支援国際会議が東京で開幕。復興支援に総額 45 億ドル
1.29	プッシュミ大統領が一般教書演説。イラン、イラク、北朝鮮を「悪の枢軸」と非難	2.17	プッシュミ大統領が初の来日。小泉首相と会談 (18 日) 国会演説 (19 日)
1.31	ニューヨークで世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) が開幕 (4 日まで)	3.14	小泉首相が来日中のムシャラフ・パキスタン大統領と会談
2.15	開発資金国際会議の準備会合が国連本部で開かれ、ODA 増額をよびかけ	3.19	政府の推進本部が地球温暖化対策の新大綱を決定
3. 3	スイスが国民投票で国連加盟を承認。中立政策を転換	3.22	小泉首相が韓国訪問。日韓投資協定に署名
3.16	バルセロナで開かれていた EU 首脳会議閉幕。議長総括でエネルギー、労働力市場の自由化うたう	4. 1	ペイオフ解禁。定期預金の払戻保証額は 1000 万円
3.22	メキシコ・モンテレーで開かれていた国連開発資金国際会議が閉幕。世界の貧困の半減を目指し、先進国に ODA 拡大を要請	4. 1	国際協力銀行が 02 ~ 04 年度の円借款に関する指針を発表
4. 8	マドリードで国連主催の「高齢化に関する世界会議」が開幕 (12 日まで)	4.12	中国・海南島で開かれたアジアフォーラムで小泉首相が演説し、積極的な経済連携を表明
5. 4	デトロイトで G 8 エネルギー担当相会議が閉幕。原油高騰時の備蓄利用で合意	4.27	小泉首相が東南アジア・オセアニア 歴訪へ。ベトナム (27 日) 東ティモール (29 日) オーストラリア (5 月 1 日) ニュージーランド (5 月 2 日)
5. 7	仏大統領選挙で現職のシラク氏が再選	5. 1	川口外相がアフガニスタン訪問
5.10	アジア開発銀行年次総会が上海で開幕 (12 日まで)。日中韓と ASEAN が通貨交換協定拡大で合意	7. 8	日本 EU 定期首脳協議で米国の保護主義に懸念
5.15	OECD (経済協力開発機構) の閣僚理事会が開幕 (16 日まで)。日本の財政再建に期待表明	7. 9	外務省が 15 項目の ODA 改革策を発表
		9. 9	小泉首相が訪米。プッシュミ大統領と会談 (12 日)。国連演説 (13 日)
		9.17	小泉首相が北朝鮮訪問
		9.22	北京で日中正常化 30 周年記念式典
		10. 7	政府がペイオフ全面解禁 2 年延期を決定

年月日	海 外	月日	国 内
6.10	第2回世界食糧サミット (FAO 主催, 13日まで) が開幕	10.15	北朝鮮拉致被害者5人が帰国
6.12	IMFが「世界金融の安定に対する報告」を発表。日本への懸念表明	10.16	外務省が自由貿易協定 (FTA) への基本戦略発表
6.18	アジア協力対話初会合開幕 (タイ) (19日まで)	10.28	小泉首相がメキシコで江沢民・中国主席と会談
6.26	主要国首脳会議 (カナナスキス・サミット) 開幕 (27日まで) アフリカ支援の行動計画を採択	11. 5	プノンペンで日本・ASEAN 首脳会談。10年以内にFTA 含む包括経済連携で合意
7. 4	ブエノスアイレスでメルコスル (南米南部共同市場) 開幕 (5日まで)。メキシコとの自由貿易協定交渉を加速	12.26	国際協力銀行が02年中間期の財務諸表を公表。円借款債権の放棄で8556億円の特別損失
7. 9	南アフリカ・ダーバンでアフリカ統一機構 (OAU) 首脳会議がアフリカ連合 (AU) 設立の記念式典を開催		
7.21	米大手通信企業のワールドコムが倒産		
7.29	ブルネイでASEAN 外相会議開幕 (30日まで) ASEAN 統合行動計画を採択		
8. 7	IMF が通貨危機でブラジルに追加金融支援。ウルグアイにも (8日)		
8.12	国連環境計画 (UNEP) が南アジアの大気汚染を警告する報告書		
8.26	ヨハネスブルクで環境サミット開幕 (9月4日まで)		
9.22	コペンハーゲンでアジア欧州会議 (ASEM) が開幕 (24日まで)		
9.27	ワシントンでG7 (主要7カ国財務相・中央銀行総裁会議)。日本は不良債権処理加速を表明		
10.24	ニューデリーで国連気候変動枠組み条約第8回締約国会議 (COP8) 開催 (11月1日まで)		
10.26	メキシコでアジア太平洋経済協力会議 (APEC) 首脳会議 (27日まで)		
12.12	世界銀行が「世界経済の展望2003」を発表		
12.13	コペンハーゲンでEU 首脳会議。2004年に中東欧10カ国の加盟を正式決定		
12.19	韓国大統領に盧武鉉氏当選		
2003年 (平成15年)			
1.10	北朝鮮政府が核兵器不拡散条約 (NPT) からの脱退と、IAEA との保障措置協定破棄を宣言	1. 6	小泉総理大臣が北朝鮮による拉致被害者15人を拉致被害者支援法の支援対象者として認定
2. 1	欧州連合 (EU) の新基本条約となるニース条約が発効	3.14	日本政府が対外経済協力関係会議で政府開発援助 (ODA) 大綱の見直しを決定
2.14	世界貿易機構 (WTO) 非公式関係会議が新多角的貿易交渉 (新ラウンド) 農業交渉をめぐり各国対立のまま閉幕 (東京)	3.16	第3回世界水フォーラム開催 (京都, 大阪, 滋賀)
2.24	盧武鉉韓国第16代大統領就任	3.23	川口外務大臣が対イラク武力行使に伴いヨルダンに1億ドルの無償援助を発表
2.28	イスラエルで第二次シャロン内閣発足	5.14	小泉総理大臣がアフリカ32か国の駐日大使と会い、「対アフリカ協力イニシアティブ」を発表
3.20	米英軍がイラク攻撃開始	5.16	「日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議」(太平洋・島サミット) 開催 (沖縄)
3.25	WTO 新多角的貿易交渉 (新ラウンド) 農業委員会特別会合が市場開放の大枠合意を断念 (ジュネーブ)	5.17	ロシアを訪問中の小泉総理大臣が胡錦濤中国国家主席と初会談 (サンクトペテルブルク)
3.26	2004年からの NATO 新規加盟が承認された。中・東欧7か国が加盟議定書に調印 (ブリュッセル)	5.31	北朝鮮が新潟港に入港予定であった貨客船「万景峰92」の出港を中止
3.31	世界食糧計画 (WFP) が国連関連機構として初めてイラク国内に物資支給	6. 9	「スリランカ復興開発に関する東京会議」開催 (東京)
4. 9	米軍がイラクの首都バグダッドを制圧, フェイソ政権崩壊。同月11日, ブッシュ米大統領が勝利宣言	6. 9	横浜市内の米海軍施設返還問題で約300ヘクタールの返還につき日米で合意
4.16	国連人権委員会が日本人拉致問題を含む北朝鮮の人権問題について初の非難決議採択	7.18	イラク人道復興支援特別措置法が参議院で可決・成立
5. 1	ブッシュ米大統領が対イラク武力行使の戦闘終結を宣言	7.26	新ODA 大綱閣議決定。ODA 大綱が11年ぶりに改定される
5. 2	インドとパキスタンが外交関係の正常化で合意	8.29	自民党総裁選で小泉総裁が再選
5. 6	米英軍等によるイラク暫定統治開始	9.20	小泉再改造内閣発足。川口外務大臣留任
5.15	新型肺炎 (SARS) が中国を中心に広がり, 死者600人を超える	9.22	

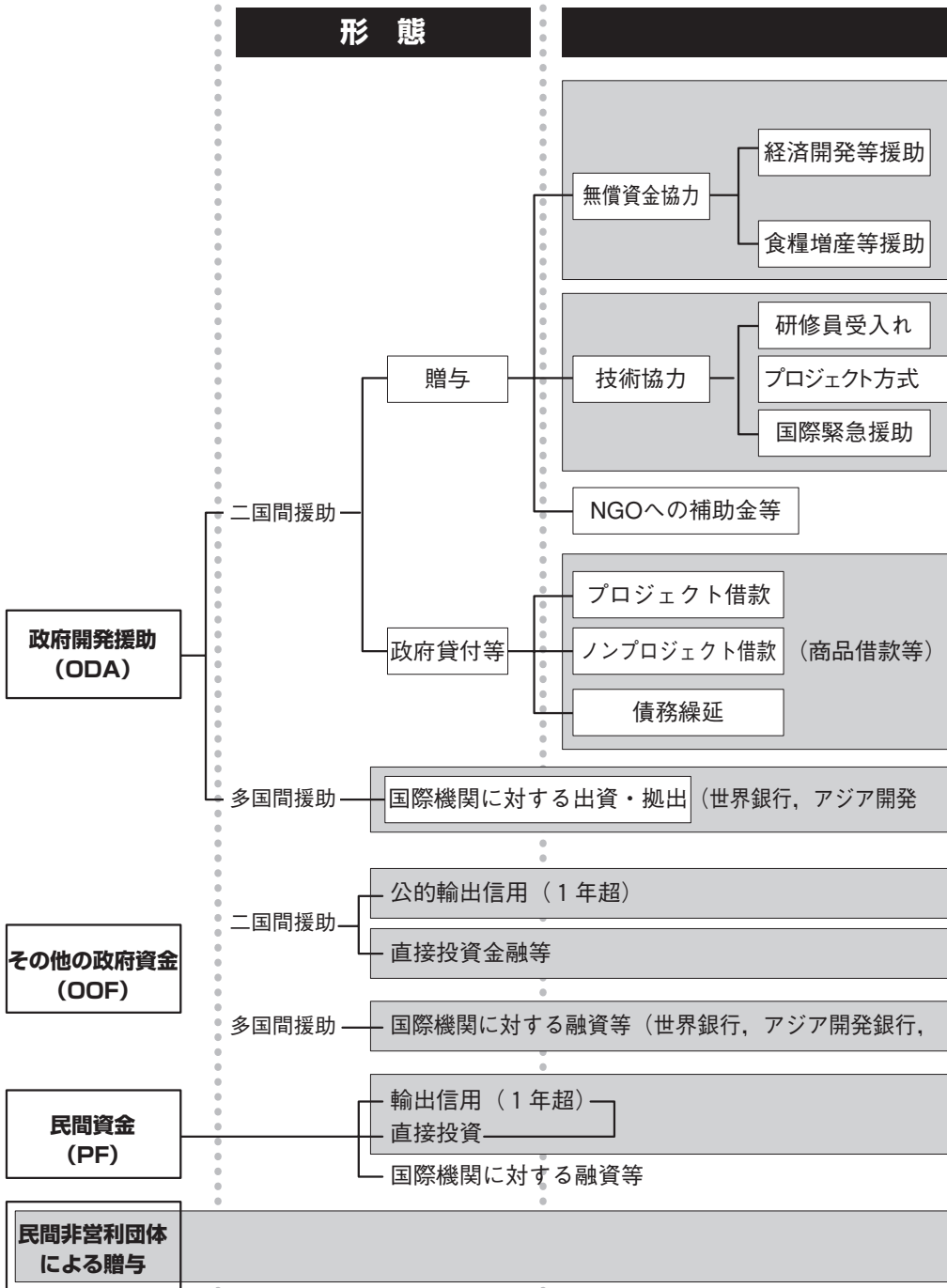
年月日	海外	月日	国内
5.22 ～23	G 8 外相会合開催（パリ）	9.29 ～10. 1	第3回アフリカ開発会議（TICAD III）開催（東京）。小泉総理大臣が5年間で10億ドルの無償資金協力を行うと表明。また、小泉総理大臣は参加23カ国首脳と個別に会談
6. 1 ～ 3	G 8 エビアン・サミット開催	10. 7	小泉総理大臣が温家宝中国総理、盧武鉉韓国大統領と日中韓首脳会合を行い、初の三国共同宣言「日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言」を発表（パリ）
6.17 ～19	ASEAN + 3 外相会合、第10回 ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚会合、ASEAN 拡大外相会合（PMC）開催（ブノンペン）。ARF 閣僚会合でミャンマーに対してアウン・サン・スー・チー女史の早期釈放を要求する共同声明を採択	10. 8	小泉総理大臣が日・ASEAN 首脳会議で包括的経済連携の枠組みに合意
6.18	WHO が SARS 制圧宣言	10.10	インド洋への自衛隊派遣を2年間延長するテロ対策特別措置法改正案が参議院で可決・成立
6.19	日・ASEAN 外相会合開催（ブノンペン）	10.15	日本政府がイラク復興のため、財政面での支援として15億ドル（約1,650億円）の無償資金協力を行うことを決定
6.26 ～7.1	WTO 新ラウンドの農業自由化交渉が決着つかないまま終了（ジュネーブ）	11.29	イラクのティクリット近郊で奥克彦在英国大使館参事官（当時）、井ノ上正盛在イラク大使館三等書記官（当時）とジョルジース在イラク大使館職員が襲撃され死亡
7.13	イラク統治評議会が発足	12.19	石破防衛庁長官がイラク復興支援特別措置法に基づき、航空自衛隊の先遣隊派遣命令
8. 6 ～ 7	ASEAN + 3 財相会議（マニラ）	12.22	日韓両国政府が FTA 締結に向けた政府間交渉を開始（ソウル）
9.10 ～14	第5回 WTO 閣僚会議が閣僚宣言を採択できないまま閉幕（メキシコ、カンクン）	12.23	アメリカで初の BSE 感染牛を確認、日本は米国産牛肉の輸入を禁止
9.20	先進7カ国蔵相・中央銀行総裁会議開催（ドバイ）	12.27	日本政府がイランにおける地震災害に対して、緊急援助隊（医療チーム）の派遣及び緊急援助物資の供与、77万ドルの緊急無償資金協力を行うことを決定
9.24	G 8 外相会合開催（ニューヨーク）		
9.29 ～10.17	ユネスコ総会開幕。米国がユネスコに復帰（パリ）		
10.13	サウジアラビアが建国以来初の選挙実施を閣議決定		
10.20 ～21	第15回 APEC 首脳会議開催（バンコク）		
10.21	世界銀行がイラク戦後復興支援で最大50億ドル（約5,500億円）の融資を決定		
10.30	国連総会第一委員会が核廃絶決議案を採択		
10.31	マハティール・マレーシア首相が退任し、アブドラ副首相が首相に昇格		
12.13	イラクのティクリット近郊で米軍部隊がフセイン元大統領の身柄を拘束		
12.18	イラン政府がIAEA追加議定書に署名（ウィーン）		
2004年（平成16年）			
1. 4	アフガニスタンの憲法制定ロヤ・ジェルガ（国民大会会議）が新憲法を採択	1.22	鳥インフルエンザでタイ産鶏肉の輸入を禁止
3.24	米国はパキスタンに科していた制裁措置を解除	2. 9	国会が参議院本会議において自衛隊のイラク派遣承認案件を自民、公明両党の賛成多数で承認
3.26	国連安保理が国連テロ対策委員会事務局（CTED）の設立等により、国連テロ対策委員会を活性化する決議1535全会一致で採決	2.21	アナン国連事務総長が訪日し、小泉総理大臣と会談（東京）
3.29	中・東欧7カ国が NATO 加盟議定書の批准書を受託国である米国に寄託し、NATO に正式加盟。翌月2日には加盟式典開催（ブリュッセル）	3. 7	川口外務大臣（当時）が潘基文韓国外交通商部長官と会談（東京）
4. 1	アフガニスタン復興支援国会議がベルリン宣言を採択して閉幕（ベルリン）	3.12	日本とメキシコの関係関係が日・メキシコ経済連携協定（EPA）の主要点について大筋合意に達したことを確認
4.14	ブッシュ米大統領がシャロン・イスラエル首相と会談し、両首相が示したガザ及び西岸の一部からイスラエルが撤退する計画を支持する考えを表明	4.15	国連人権委員会が、日本に拉致問題の早期解決要求を含む「北朝鮮の人権状況決議」を採択
4.23	米国がリビアに科してきた制裁措置を大幅に緩和	5.22	小泉総理大臣が金正日委員長と会談（平壤）、拉致被害者の蓮池薫さん夫婦、地村保志さん夫婦の家族計5人の帰国が実現、日本側は国連世界食糧計画（WFP）を通じて25万トンの食糧支援等を表明
4.27	ロシアと EU 間の貿易や経済等の基本的枠組み「パートナーシップ協力協定」を旧ソ連圏の新規EU加盟国にも適用すること等で合意、議定書に調印（ルクセンブルク）	6. 8	小泉総理大臣がブッシュ米大統領と会談
5. 1	EU が中・東欧等10カ国が新規加盟し25カ国体制に拡大	6. 9	小泉総理大臣がプーチン・ロシア大統領、シュレーダー・ドイツ首相と会談（シアアイルランド）
5.11	米国がテロ支援等を理由にシリアに制裁措置を発動	6.22	小泉総理大臣が EU 議長長国であるアイルランドのア・ヘン首相、欧州委員会のブローディ委員長と日・EU 定期首脳協議を実施
5.13 ～14	OECD 閣僚理事会開催（パリ）	6.27	国連東ティモール支援団（UNMISET）に参加していた陸上自衛隊の施設部隊等が東ティモールでの約2年4か月に及ぶPKO活動を終了して、全員が同

年月日	海 外	月日	国 内
5.14	G8外相会合開催（ワシントン）		日までに帰国
5.28	米国と中米5か国がCAFTA（米・中米自由貿易協定）に署名	7. 7	小泉総理大臣及び町村外務大臣が訪日したライス米大統領補佐官と会談
6. 6	イスラエルが2005年度末までにガザ地区及び西岸の一部から一方的に入植地及び軍事施設を撤去し、イスラエル軍が撤退する計画を閣議決定した	7.21 ～22	小泉総理大臣が盧武鉉韓国大統領と会談（済州島）
6. 8 ～10	G8シニアアイランド・サミット開催	8. 5	対北朝鮮人道支援のうち、12.5万トンの食糧、約700万ドル相当の医薬品等の支援を国際機関を通じて実施する旨決定
6.18	EU首脳会議がEUの基本法となる欧州憲法条約を採択	9.15	小泉総理大臣が「日・中南米新パートナーシップ構想」を発表（サンパウロ）
6.30	米国が対キューバ経済制裁強化策を実施	9.16	小泉総理大臣がルーラ・ブラジル大統領と会談（ブラジリア）
7. 1	ASEAN拡大外相会合（PMC）及びASEAN+3外相会議開催（ジャカルタ）	9.17	小泉総理大臣がフォックス・メキシコ大統領と会談し、日・メキシコ経済連携協定に署名（メキシコ市）
7. 2	ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合が議長声明を発表	9.20	小泉総理大臣がイラク暫定政府のアッラーウィー首相と会談（ニューヨーク）
9.20	米国が対リビア制裁の残余措置を解除	9.21	小泉総理大臣が国連総会で演説、安保理常任理事国入りに強い決意を表明（ニューヨーク）
9.24	20日から開催されていたIAEA総会が閉会。同総会会期中には北朝鮮の核問題などに関する決議が採択		小泉総理大臣がプッシュミ大統領と会談。同日、ルーラ・ブラジル大統領、シン・インド首相、フィッシャー・ドイツ福首相兼外務大臣と会合、相互に国連安保理理事国入りを支持すると明記した共同発表文を公表（ニューヨーク）
10. 7 ～ 9	アジア欧州会合（ASEM）の第5回首脳会合が開催され、新たに13か国の参加が承認された他、議長声明等を採択して閉幕（ハノイ）	9.27	第2次小泉改造内閣が発足、町村信孝衆議院議員が外務大臣に就任
10. 9	アフガニスタンで大統領選挙が行われる。11月3日、現職のカルザイ移行権大統領が決議投票なしで当選	10.24	パウエル米國務長官が訪日し、小泉総理大臣を表彰、町村外務大臣と会談（東京）
10.14	訪中したプーチン・ロシア大統領と、胡錦濤中国国家主席との間で首脳会談が実施され、中露間の国境画定交渉が最終的に妥結	11. 1 ～ 2	TICADアジア・アフリカ貿易投資会議開催（東京）
10.15	国連総会が安保理の非常任理事国選挙を行い、日本を含む5か国を選出	11.20	小泉総理大臣がブッシュ米大統領と会談（サンティアゴ）
10.29	EU25か国及びブルーマニア、ブリガリア、トルコ首脳が欧州憲法条約に調印	11.21	小泉総理大臣が胡錦濤中国国家主席と会談（サンティアゴ）
11. 2	米大統領選挙が投票票され、3日、共和党現職のブッシュ大統領の再選確定	11.22	小泉総理大臣がラゴス・チリ大統領と会談（サンティアゴ）
11.11	アラファト・パレスチナ自治政府長官兼PLO議長がパリ郊外の病院で死亡。後任のパレスチナ解放機構（PLO）議長には、自治政府前首相でPLO事務局長のアッバース氏が就任	11.29	小泉総理大臣がアロヨ・フィリピン大統領と会談し、日比経済連携協定の主要点について大筋合意に達したことを確認（ビエンチャン）
11.17 ～21	APEC関係会議、APEC首脳会議開催（サンティアゴ）	11.30	小泉総理大臣が温家宝中国総理と会談（ビエンチャン）
11.29	ASEAN首脳会議開催。2005年末にクアラルンプールで「東アジア・サミット」を初開催することで合意、ASEAN+3首脳会議も右を支持（ビエンチャン）	12. 7	国連安保理の常任理事国入りを目指す日本、ドイツ、ブラジル、インドの4か国の国連大使がアナン国連事務総長と会談（ニューヨーク）、常任理事国入りへの意思を直接伝達
12. 7	アフガニスタン大統領選挙で当選したカルザイ氏が就任宣誓、正式国名を「アフガニスタン・イスラム共和国」に変更	12. 9	政府が臨時閣議においてイラク人道復興支援特別措置法に基づく自衛隊の派遣期間を1年延長する等基本計画の変更を決定 小泉総理大臣が訪日中のシュレーダー独首相と会談（東京）
12.16	EU首脳会議が2005年3月17日からクロアチアと、2005年10月3日からトルコとの加盟交渉を開始することを正式に決定（ブリュッセル）	12.10	政府が李登輝氏に入国査証（ビザ）を発給する方針を発表、王毅中国駐日大使が外務省に抗議し撤回を要求、21日ビザ発給、李氏は27日観光旅行のため来日
		12.17	小泉総理大臣が盧武鉉韓国大統領と会談（鹿児島県指宿市）

年月日	海 外	月日	国 内
2005年	(平成17年)		
1. 6	インド洋大津波復興支援首脳会議がジャカルタで開幕、小泉首相は5億ドルの無償資金供与表明	2. 4	政府開発援助（ODA）中期政策策定
1.26	世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）開催、各国政財界の指導者が世界経済・貧困・アフリカ等の幅広いテーマで議論	3.22	内閣府は、若年無業者（ニート）が全国で約85万人との推計を発表
～30		3.25	愛知万博（愛・地球博）開幕
2.16	地球温暖化防止のための京都議定書発効	4. 1	個人情報保護法が全面施行
4. 1	世界銀行次期総裁にウォルフォウィッツ米国防副長官が選出		ペイオフ全面解禁、銀行破綻時、1000万円とその利息以上について決済用預金除く全預金がカットの対象に
4. 2	ローマ法王ヨハネス・パウルス2世が死去		日本とメキシコの自由貿易協定（FTA）が発効、2番目の締結国
4.19	カトリック枢機卿団がローマ法王選挙（コンクラーベ）を行い第265代法王に法王庁教理省長官ヨゼフ・ラッツィンガー枢機卿を選出、新法王名は「ベネディクトゥス16世」	4.10	日・メキシコ経済連携協定（EPA）発効 中国での日本公館及び日系企業に対する暴力的行為に関して町村外務大臣が王毅在日中国大使に抗議、陳謝・損害の賠償・再発の防止・加害者の処罰を申入れ
4.25	ブルガリア、ルーマニアのEU新規加盟条約調印式、2007年1月の加盟予定（ルクセンブルク）	4.10	米州開発銀行（IDB）沖縄年次総会開催
7. 6	主要国首脳会議（G8グリーンイーグルズ・サミット）開催、主要議題の「アフリカ」、「気候変動」を中心に議論	～12	4.22 小泉総理大臣がアジア・アフリカ首脳会議での演説で今後3年間でのアフリカ向けODA倍増を発表（ジャカルタ）
～ 8		9. 1	小泉総理大臣とタクシン・タイ首相が会談、経済連携協定（EPA）の主要点について大筋合意（東京）
8.29	超大型ハリケーン「カトリーナ」が米国南部に上陸、ニューオーリンズ等で壊滅的被害が発生	12.13	小泉総理大臣とアブドゥラ・マレーシア首相が経済連携協定（EPA）に署名

[資料] 時事通信社等（～2002）、内閣府経済社会総合研究所、経済要覧（～2004）、東洋経済新報社、ホームページ、外務省、外交青書

日本の経済協力の形態別分類と関係機関



注：形態分類はDACによる。

内 容

実施にあたる主な機関

一般プロジェクト無償、
経済構造改善努力支援（ノンプロジェクト）無償、
債務救済無償、草の根無償、水産無償、緊急無償、文化無償

→ 外務省、国際協力機構

（食糧援助、食糧増産援助）

専門家派遣

青年海外協力隊派遣

技術協力

開発調査

機材供与

→ 外務省、国際協力機構、
経済産業省、農林水産省等

→ 国際協力銀行

銀行、アフリカ開発銀行等）

→ 財務省、外務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省等

→ 国際協力銀行

→ 国際協力銀行

アフリカ開発銀行等）

→ 日本銀行、国際協力銀行

→ 日本側関係企業

→ 日本側民間非営利団体（NGO）

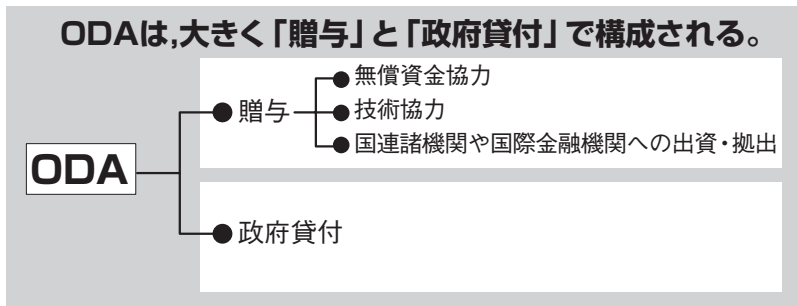
DACによる経済協力の分類

経済協力は、1.政府開発援助（ODA） 2.その他の政府資金（OOF）
3.民間資金（PF）の3つに分類される。

1.政府開発援助 ODA：Official Development Assistance

次の3つの条件を満たす資金の流れをさす。

- ①政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること。
- ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- ③資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっており、グランド・エレメント(G.E.)が25%以上であること。



国際的にODAのみが真の意味での援助とみなされている。

2.その他の政府資金 OOF：Other Official Flows

先進国から開発途上国への公的資金の流れで、ODAに含まれないものをさす。
輸出信用、直接投資、開発プロジェクトに対する輸出入銀行等の資金援助がこれにあたる。

3.民間資金 PF：Private Flows

民間資金による輸出信用、直接投資をさす。

国際協力便覧 2007

(非売品)

発行日 2007年9月

企 画 国際協力銀行
開発金融研究所

編 集 株式会社エフビーアイ
コミュニケーションズ

発 行 国際協力銀行
東京都千代田区大手町 1-4-1
TEL：03-5218-9720
(開発金融研究所総務課)
